

富田林市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
【中間見直し】  
（素 案）



令和5年3月（策定予定）

富 田 林 市

# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 基本的事項                   | 1  |
| 1.1 計画策定の趣旨                 | 1  |
| 1.2 計画の位置付け                 | 2  |
| 1.3 計画の主体                   | 3  |
| 1.4 計画の対象                   | 3  |
| 1.5 計画の対象地域                 | 4  |
| 1.6 計画期間                    | 4  |
| 第2章 富田林市の地域特性               | 5  |
| 2.1 自然的特性                   | 5  |
| 2.2 社会的特性                   | 7  |
| 第3章 ごみ処理の現状と課題              | 13 |
| 3.1 ごみ処理に関する国等の動向           | 13 |
| 3.2 富田林市のごみ処理の現状            | 17 |
| 3.3 前計画における目標値の達成状況と課題      | 41 |
| 第4章 計画の基本的な枠組み              | 51 |
| 4.1 基本方針                    | 51 |
| 4.2 将来予測（現状趨勢）              | 53 |
| 4.3 計画の目標                   | 58 |
| 第5章 ごみ処理基本計画の基本施策           | 61 |
| 5.1 施策体系                    | 61 |
| 5.2 基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」 | 62 |
| 5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」          | 64 |
| 5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」          | 65 |
| 第6章 収集運搬・中間処理・最終処分の体制       | 67 |
| 6.1 収集運搬体制                  | 67 |
| 6.2 中間処理体制                  | 68 |
| 6.3 最終処分体制                  | 69 |
| 第7章 計画の推進と進行管理              | 70 |
| 7.1 計画の推進                   | 70 |
| 7.2 計画の進行管理                 | 70 |

## 1.1 計画策定の趣旨

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動によって、これまで物質的に豊かな生活を享受してきましたが、一方で天然資源の枯渇、温室効果ガスの排出による地球温暖化、廃棄物の多様化による処理の困難化など様々な問題が生じてきています。

こうした情勢を背景として、平成 27 年 9 月国連サミットにおいて、複数の課題の統合的解決を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択されました。国では持続可能な社会づくりの総合的な取組を目指し、平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、「持続可能な社会づくりとの統合的な取組」を進めていくことを掲げています。さらに、ワンウェイプラスチック排出量の削減などを目指す「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定、国民運動として食品ロスの削減を推進することを明記した「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行など、循環型社会形成へ向けた動きが進んでいます。

富田林市（以下「本市」という。）では、令和元年 7 月に「富田林版 SDGs 取組方針」を公表し、SDGs の要素を市政に取り入れ、最大限に活用することで、総合ビジョンに掲げた「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林」の実現につなげることをとしています。

また、令和 2 年 7 月には、「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」の両方に選定され、経済・社会・環境の三側面の取組みを展開し、令和 7 年開催予定の大阪・関西万博の推進と SDGs 推進の取組を促進していかなくてはなりません。

これらのことを踏まえ、平成 29 年 3 月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画〔改訂版〕」（以下「前計画」という。）について、中間見直しを行い、令和 5 年度から令和 13 年度までを計画期間とする「富田林市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エスディー・ジー・ズ：Sustainable Development Goals—持続可能な開発目標）とは、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した令和 12 年までに達成を目指す 17 のゴールと 169 のターゲットです。貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。



## 1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）として位置付けられ、上位計画である「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、富田林市災害廃棄物処理計画との整合性を図るとともに、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取組については、本計画における基本施策に含めることとします。

本計画の位置付けは、図 1.2.1 に示すとおりです。

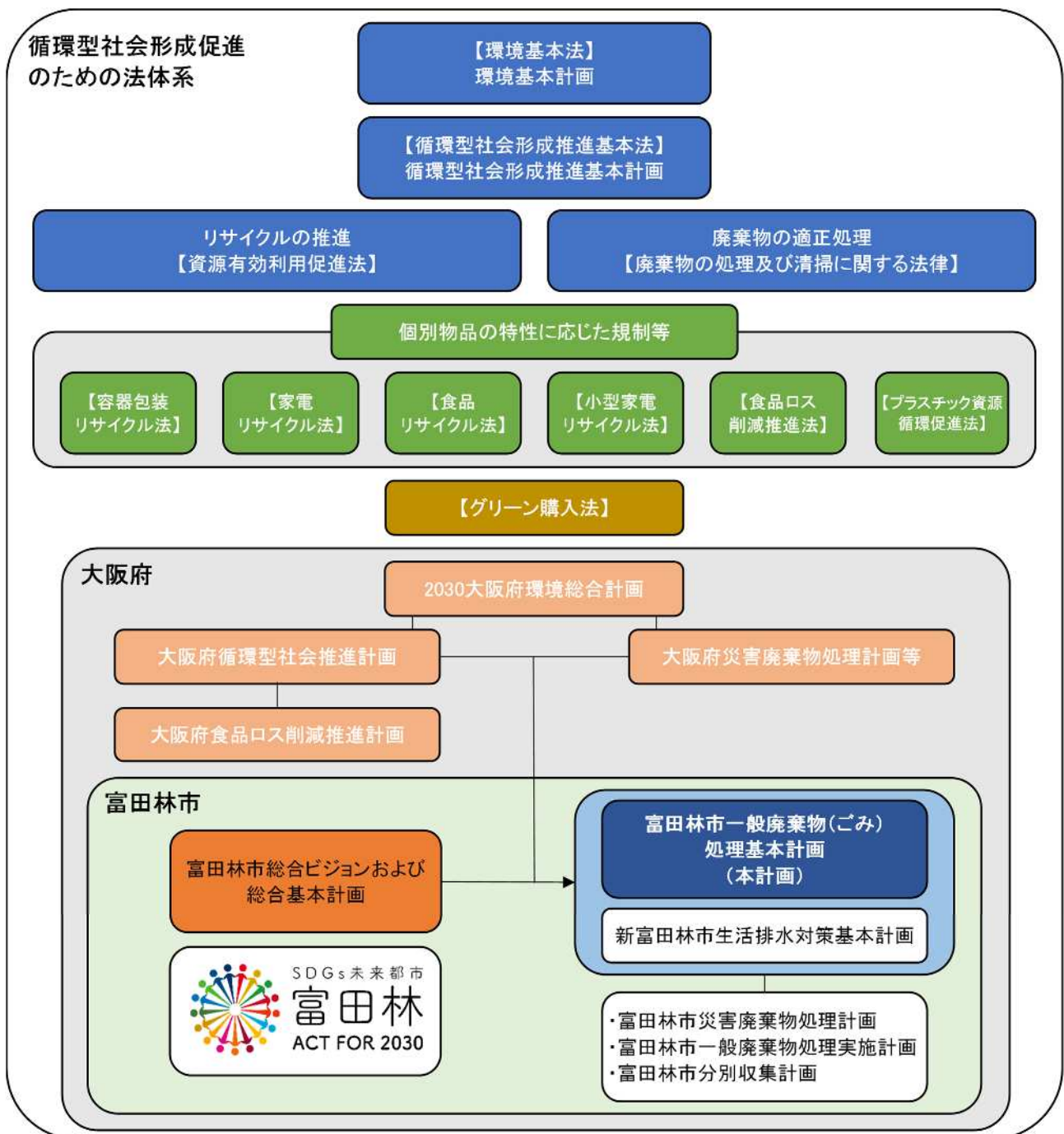


図 1.2.1 計画の位置付け

### 1.3 計画の主体

「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」では、行政と市民・団体・事業所等の役割分担のもとで、地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要とされています。

このため、計画の主体は、「市民」、「市民公益活動団体」、「事業者」、「行政」とします。各主体には、循環型社会及び脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するために連携・協働し、それぞれの役割を果たすことが求められます。



### 1.4 計画の対象

計画の対象となる廃棄物は、図 1.4.1 に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、さらに一般廃棄物のごみと生活排水に区分されます。本計画では、一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とします。

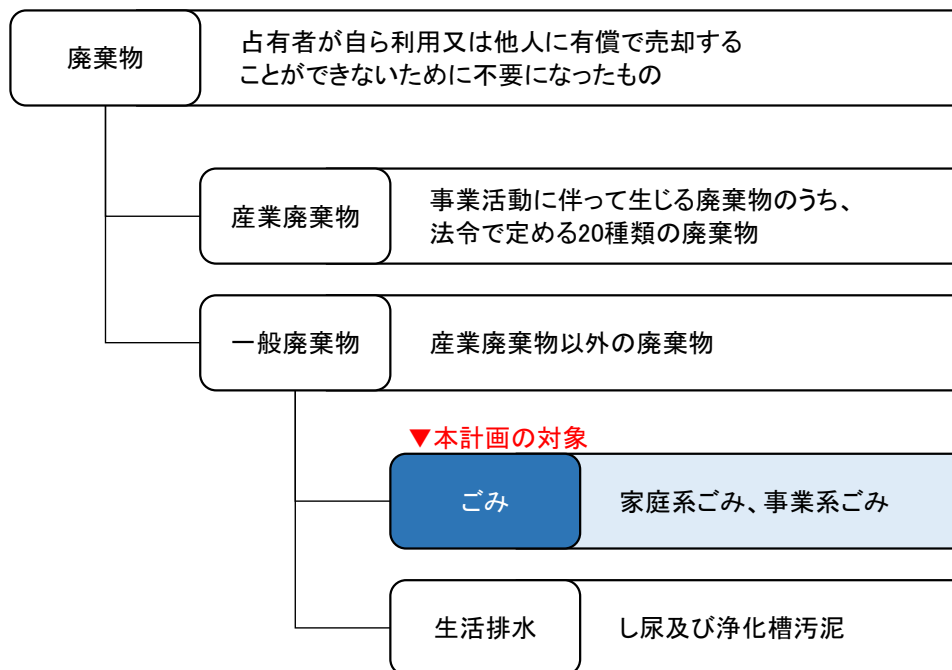


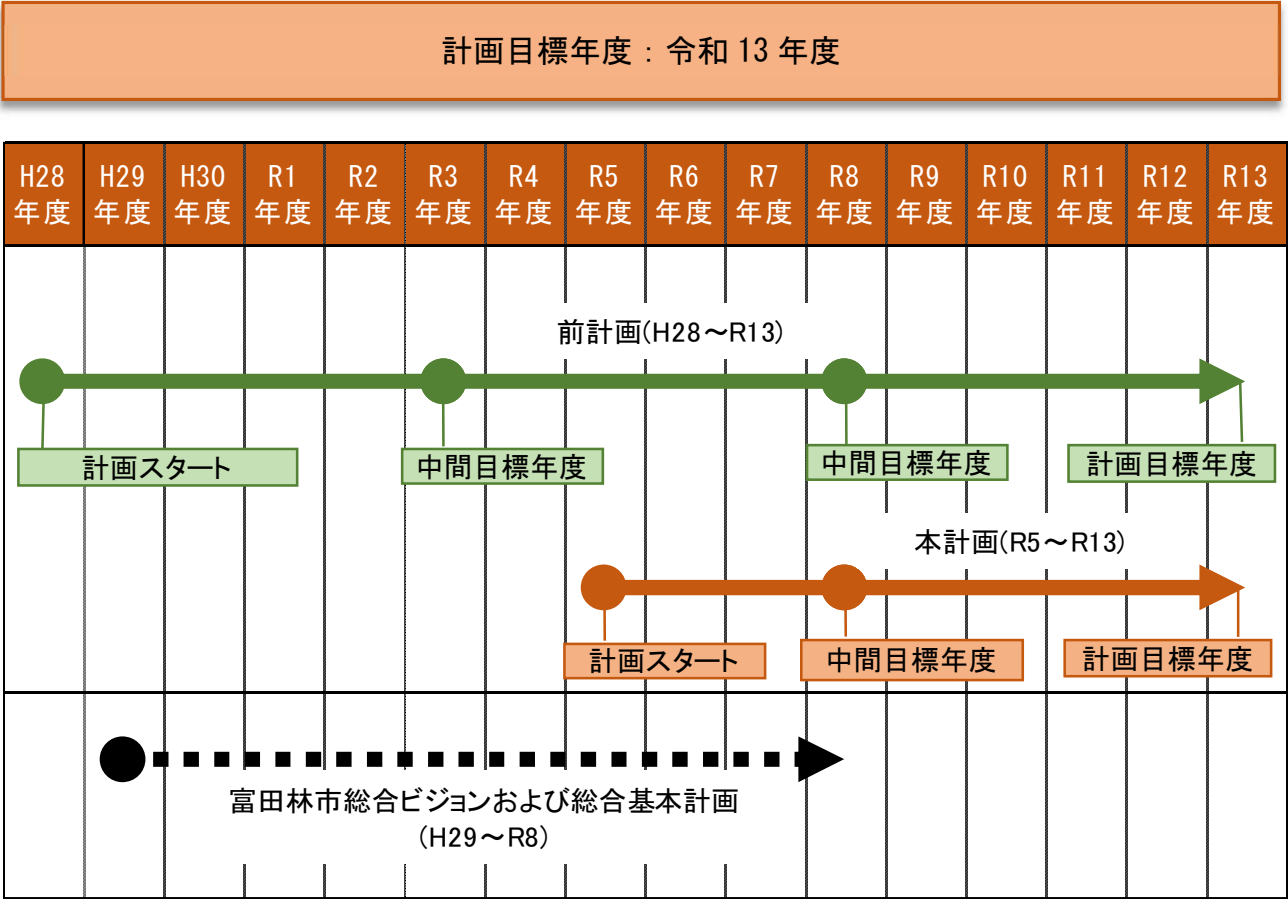
図 1.4.1 計画対象の廃棄物

1.5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、富田林市全域とします。

1.6 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和13年度までとし、「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」の計画期間に合わせて、令和8年度を中間目標年度とします。





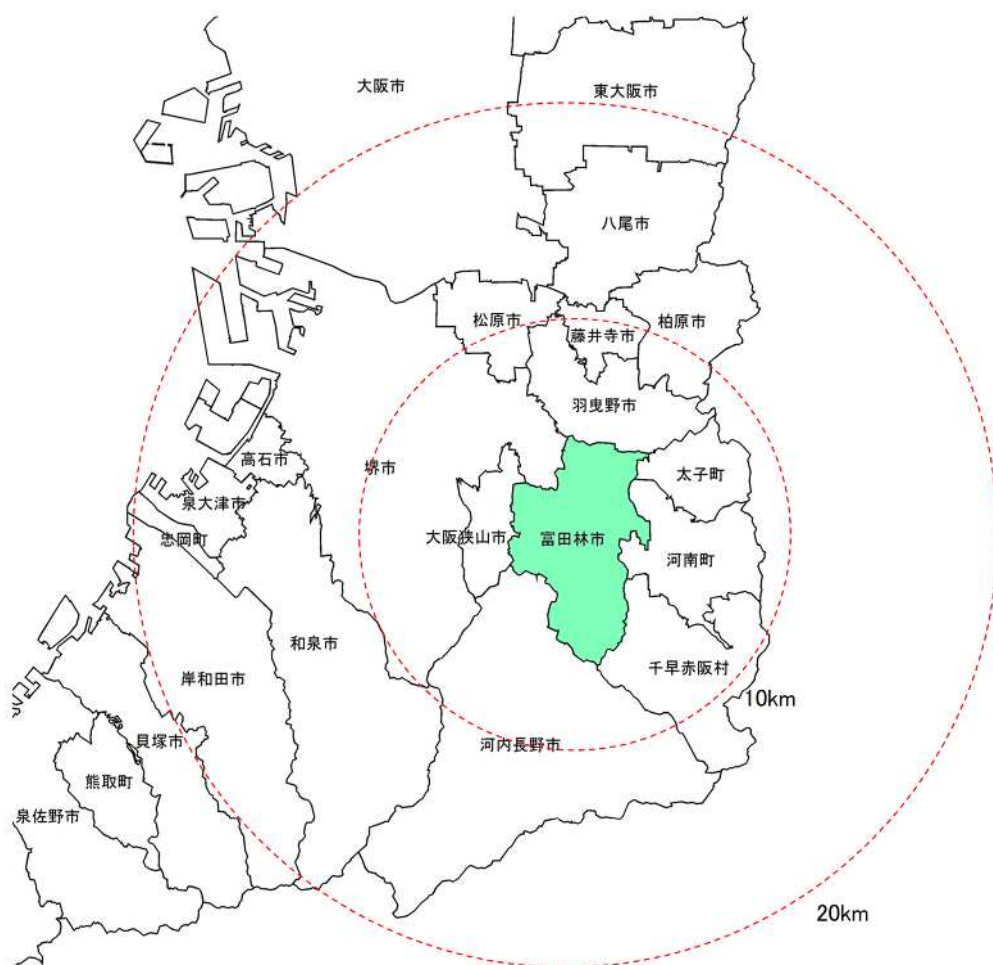
### 2.1 自然的特性

#### (1) 位置・地勢

本市は図 2.1.1 に示すように、大阪府の中心部から約 20 km の東南に位置し、市域の面積は 3,972ha で大阪府域の約 2.1% を占めています。

また、地形は市域中央部を流れる石川により形成された平野部、西部の丘陵部と金剛山系に連なる南部の山地部により形成されています。

市内には近鉄長野線、南海高野線の 2 つの鉄道をはじめ、大阪外環状線（国道 170 号）、大阪千早線（国道 309 号）といった広域幹線道路や、周辺には南阪奈道路が通っています。



出典：富田林市都市計画マスタープラン(富田林市、平成31年3月)

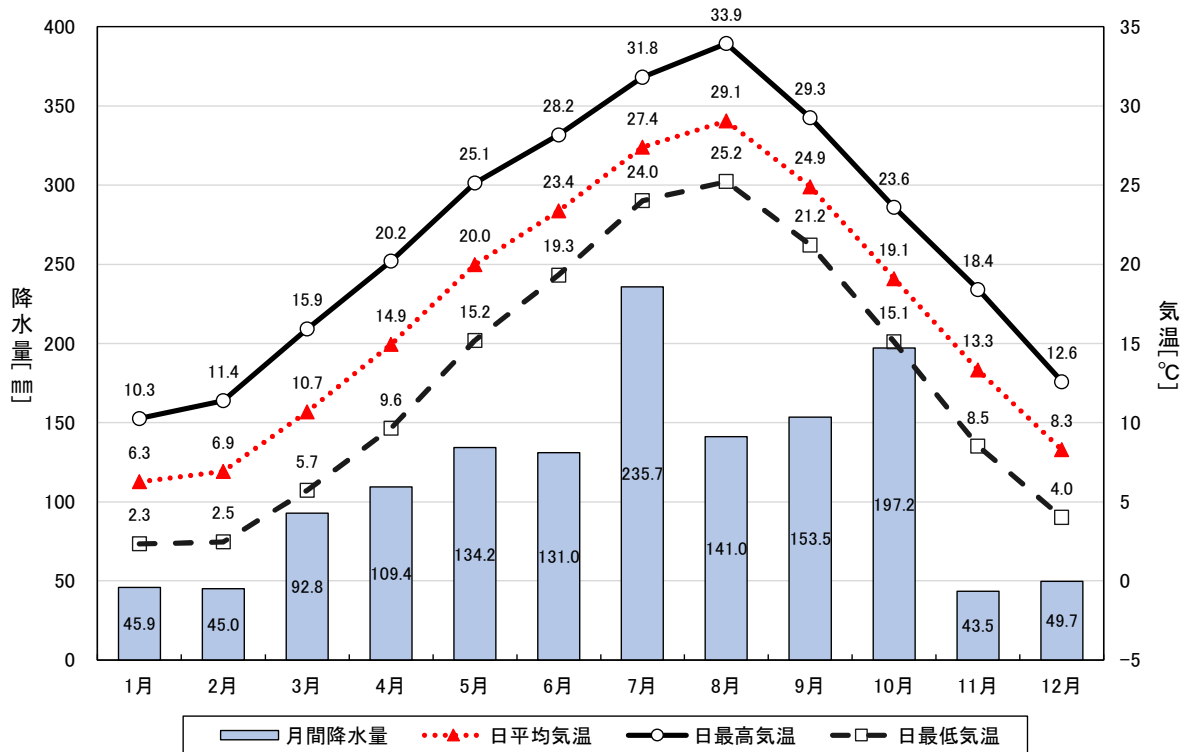
図 2.1.1 本市の位置

## (2) 気象

本市の気象はおおむね平野地帯的で年間平均気温は 17.0℃、年間平均降水量は約 1,400mm で、瀬戸内式気候に類似した比較的温暖な地帯です。

降雨時期については、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬の梅雨、そして台風期を含む秋雨時に集中しています。

過去 40 年間の年平均気温の推移は、図 2.1.3 に示すとおり、緩やかな上昇傾向にあります。



出典：気象庁ホームページの数値をもとに集計(堺観測所)

注) グラフの数値は、平成29年から令和3年までの平均値です。

図 2.1.2 月別降水量及び気温



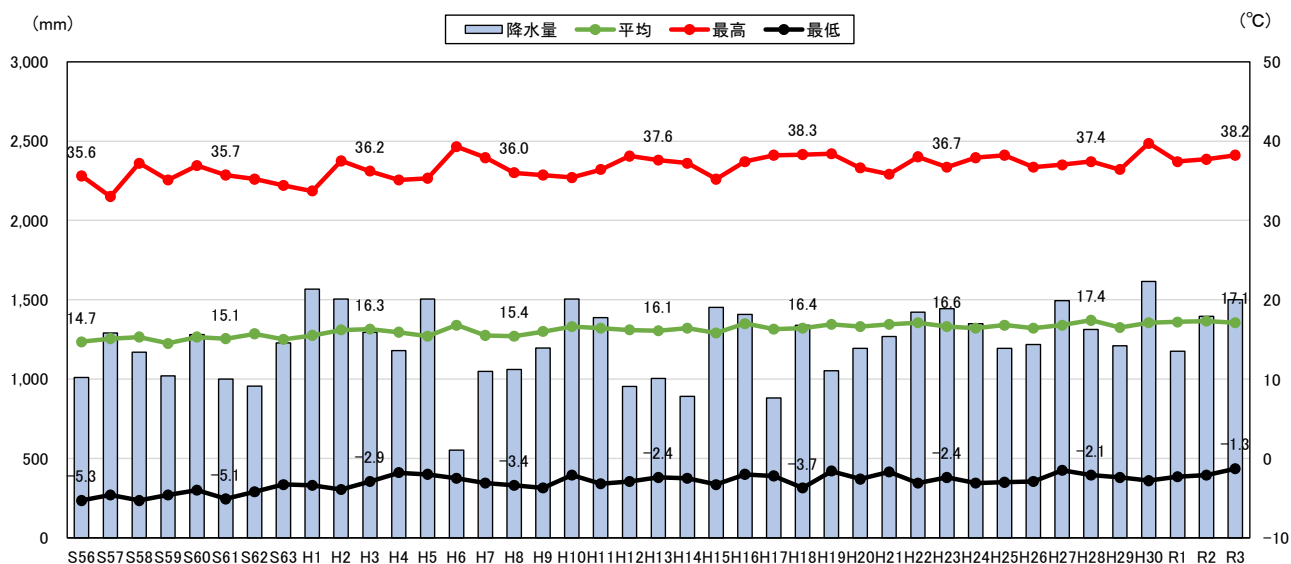


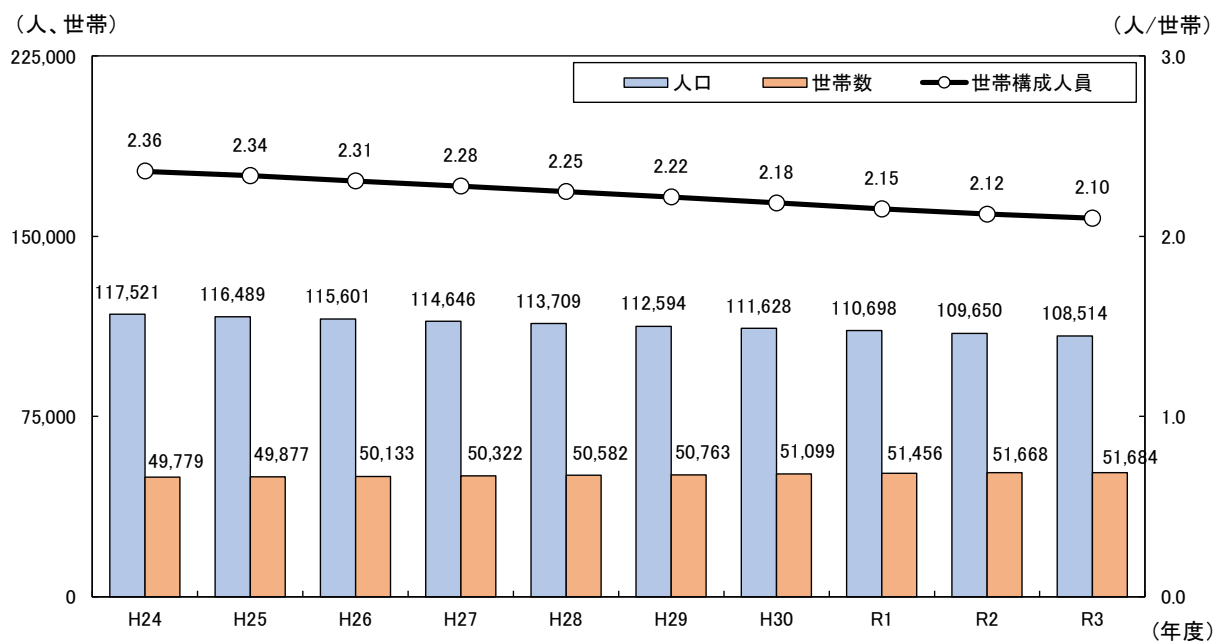
図 2.1.3 過去 40 年間の平均気温等の推移

## 2.2 社会的特性

### (1) 人口・世帯数の推移

人口・世帯数の推移は、図 2.2.1 に示すとおりです。

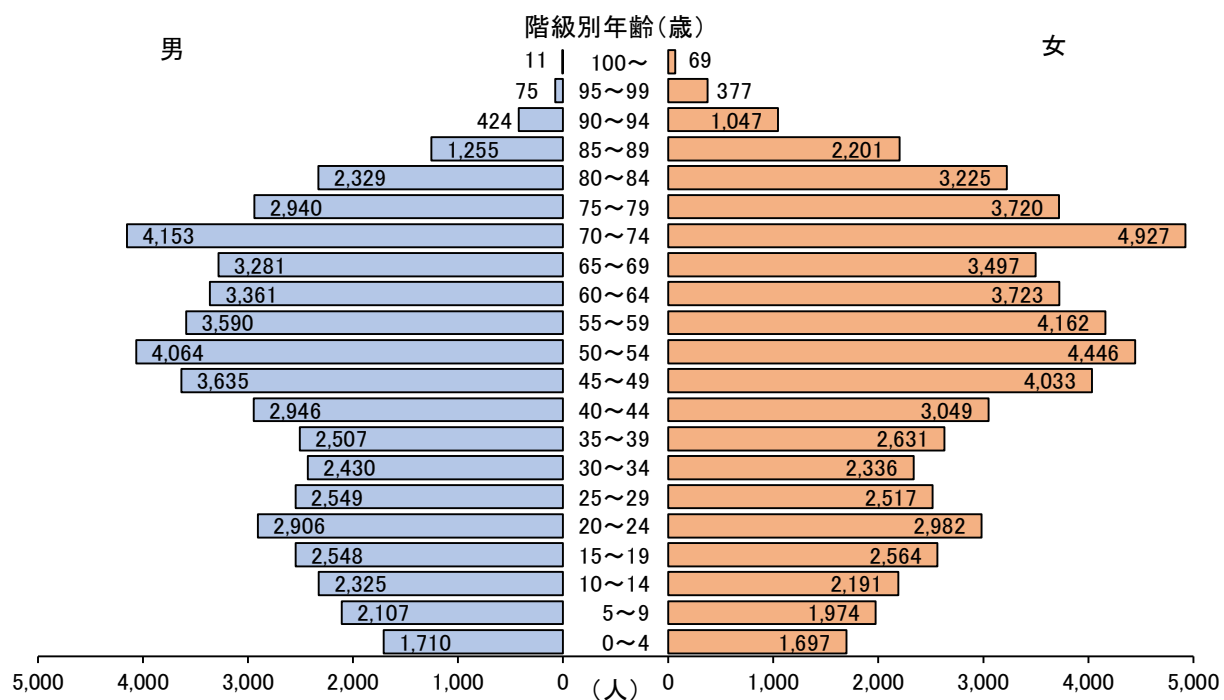
令和 4 年 3 月末の人口は 108,514 人、世帯数は 51,684 で、世帯構成人員は 2.10 人です。平成 24 年度に比べ、人口が 7.7%減少、世帯数が 3.8%増加しています。人口及び世帯構成人員は、減少傾向にあります。



出典: 富田林市HP「3月末の人口の推移」(3月末)

図 2.2.1 人口・世帯数の推移

また、令和4年3月末現在の5歳階級別の年齢別人口は、図 2.2.2 に示すとおり、男女ともに70～74歳の団塊世代が多くなっています。



出典：富田林市HP「年齢別人口」(令和4年3月末)

図 2.2.2 年齢別人口（令和4年3月末現在）

表 2.2.1 年齢別人口（令和4年3月末現在）

単位：人

| 年齢区分   | 総数<br>(人) | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 割合(%)  |
|--------|-----------|----------|----------|--------|
| 0～14歳  | 12,004    | 6,142    | 5,862    | 11.06  |
| 15～64歳 | 62,979    | 30,536   | 32,443   | 58.04  |
| 65歳～   | 33,531    | 14,468   | 19,063   | 30.90  |
| 総計     | 108,514   | 51,146   | 57,368   | 100.00 |

## (2) 産業構造

本市の産業の状況は、表 2.2.2 に示すとおりです。

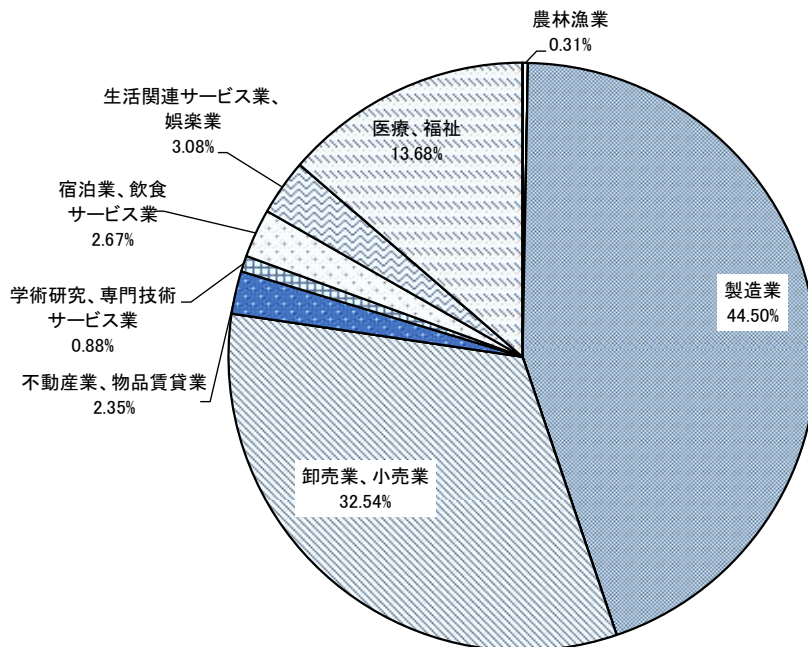
令和3年6月1日現在の民営事業所数は 3,336 事業所で、従業者数は 33,448 人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約 79%、従業者数では約 73%となっています。

また、産業別に見る売上金額の割合は、1位の製造業(約45%)、2位の卸売業、小売業(約33%)、3位の医療、福祉(約14%)の上位3位で約9割を占めています。

表 2.2.2 産業別事業所数及び従業者数(民営)

| 産業分類  | 事業所数<br>(事業所) | 構成比<br>(%) | 従業者数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 産業分類(大分類)         | 事業所数<br>(事業所) | 構成比<br>(%) | 従業者数<br>(人) | 構成比<br>(%) |
|-------|---------------|------------|-------------|------------|-------------------|---------------|------------|-------------|------------|
| 第一次産業 | 13            | 0.39%      | 82          | 0.25%      | 農林漁業              | 13            | 0.39%      | 82          | 0.25%      |
| 第二次産業 | 704           | 21.10%     | 8,856       | 26.48%     | 鉱業、採石業、砂利採取業      | -             | -          | -           | -          |
|       |               |            |             |            | 建設業               | 256           | 7.67%      | 1,524       | 4.56%      |
|       |               |            |             |            | 製造業               | 448           | 13.43%     | 7,332       | 21.92%     |
| 第三次産業 | 2,619         | 78.51%     | 24,510      | 73.27%     | 電気・ガス・熱供給・水道業     | 3             | 0.09%      | 24          | 0.07%      |
|       |               |            |             |            | 情報通信業             | 17            | 0.51%      | 85          | 0.25%      |
|       |               |            |             |            | 運輸業、郵便業           | 69            | 2.07%      | 991         | 2.96%      |
|       |               |            |             |            | 卸売業、小売業           | 679           | 20.35%     | 6,160       | 18.42%     |
|       |               |            |             |            | 金融業、保険業           | 31            | 0.93%      | 337         | 1.01%      |
|       |               |            |             |            | 不動産業、物品賃貸業        | 409           | 12.26%     | 1,009       | 3.02%      |
|       |               |            |             |            | 学術研究、専門・技術サービス業   | 101           | 3.03%      | 455         | 1.36%      |
|       |               |            |             |            | 宿泊業、飲食サービス業       | 287           | 8.60%      | 2,599       | 7.77%      |
|       |               |            |             |            | 生活関連サービス業、娯楽業     | 249           | 7.46%      | 1,159       | 3.47%      |
|       |               |            |             |            | 教育、学習支援業          | 135           | 4.05%      | 1,419       | 4.24%      |
|       |               |            |             |            | 医療、福祉             | 408           | 12.23%     | 7,858       | 23.49%     |
|       |               |            |             |            | 複合サービス事業          | 21            | 0.63%      | 444         | 1.33%      |
|       |               |            |             |            | サービス業(他に分類されないもの) | 210           | 6.30%      | 1,970       | 5.88%      |
| 総計    | 3,336         | 100.00%    | 33,448      | 100.00%    | 総計                | 3,336         | 100.00%    | 33,448      | 100.00%    |

出典: 令和3年経済センサス活動調査(令和3年6月1日現在)



出典: 平成28年経済センサス活動調査(平成28年6月1日現在)

図 2.2.3 産業別売上金額の割合

### (3) 土地利用状況

本市の都市計画区域は、市街化区域の面積は 1,588ha、市街化調整区域は 2,384ha となっており、市街化調整区域が全体の約 60%を占めています。

また、用途地域別では、第一種住居地域が約 31% (498.5ha) と最も多く、次いで第一種低層住居専用地域が約 26% (416.9ha)、第二種中高層住居専用地域が約 20% (324.4ha)、第一種中高層住居専用地域が約 12% (190.1ha) となっています。

表 2.2.3 都市計画区域と用途地域の指定状況

| 区分      | 面積(ha)  | 構成比(%) |
|---------|---------|--------|
| 都市計画区域  | 3,972.0 | 100.0  |
| 市街化区域   | 1,588.0 | 40.0   |
| 市街化調整区域 | 2,384.0 | 60.0   |

| 用途地域         | 面積(ha)  | 構成比(%) |
|--------------|---------|--------|
| 第一種低層住居専用地域  | 416.9   | 26.3   |
| 第二種低層住居専用地域  | —       | —      |
| 第一種中高層住居専用地域 | 190.1   | 12.0   |
| 第二種中高層住居専用地域 | 324.4   | 20.4   |
| 第一種住居地域      | 498.5   | 31.4   |
| 第二種住居地域      | 30.0    | 1.9    |
| 近隣商業地域       | 42.3    | 2.7    |
| 商業地域         | 4.0     | 0.3    |
| 準工業地域        | 54.0    | 3.4    |
| 工業地域         | —       | —      |
| 工業専用地域       | 27.0    | 1.6    |
| 合計           | 1,587.2 | 100.0  |

(令和2年3月末現在)

出典: 令和3年度大阪府統計年鑑

#### (4) 財政状況

本市の一般会計決算額（歳出）は、表 2.2.4 及び図 2.2.4 に示すとおりです。令和3年度は、民生費が全体の約 51%を占めており、次いで衛生費約 13%、総務費約 11%の順になっています。

表 2.2.4 一般会計決算額（歳出）

| 単位：百万円   |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| [年度]     | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
| 総額       | 36,756 | 38,773 | 38,562 | 39,630 | 38,168 | 40,821 | 40,250 | 43,803 | 54,982 | 47,591 |
| 議会費      | 360    | 366    | 352    | 370    | 349    | 332    | 333    | 308    | 308    | 311    |
| 総務費      | 3,885  | 4,386  | 4,114  | 5,159  | 3,617  | 3,521  | 3,178  | 3,816  | 14,903 | 5,149  |
| 民生費      | 17,136 | 17,221 | 18,140 | 18,266 | 18,777 | 19,154 | 19,222 | 20,324 | 21,112 | 24,098 |
| 衛生費      | 5,030  | 4,912  | 4,880  | 4,434  | 4,544  | 4,392  | 4,925  | 6,321  | 6,413  | 6,300  |
| 労働費      | 39     | 24     | 24     | 25     | 28     | 27     | 27     | 28     | 24     | 25     |
| 農林水産業費   | 151    | 160    | 159    | 135    | 158    | 172    | 175    | 373    | 183    | 189    |
| 商工費      | 116    | 168    | 162    | 341    | 139    | 150    | 147    | 144    | 300    | 707    |
| 土木費      | 2,964  | 4,026  | 2,485  | 3,615  | 2,721  | 2,817  | 3,646  | 3,599  | 2,540  | 2,362  |
| 消防費      | 1,208  | 1,361  | 1,686  | 1,616  | 1,514  | 1,543  | 1,569  | 1,508  | 1,564  | 1,583  |
| 教育費      | 3,645  | 3,869  | 3,995  | 3,409  | 3,986  | 6,108  | 4,341  | 4,609  | 4,471  | 3,658  |
| 災害復旧費    | 75     | 49     | 218    | 56     | 12     | 177    | 266    | 25     | 13     | 5      |
| 公債費      | 2,149  | 2,232  | 2,347  | 2,204  | 2,323  | 2,428  | 2,421  | 2,748  | 3,151  | 3,205  |
| 諸支出金     | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      |
| 前年度繰上充用金 | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      | -      |

出典1)富田林市ホームページ「決算について」(H26～R2)

出典2)大阪府ホームページ「市町村財政状況資料集」(H23～H25)

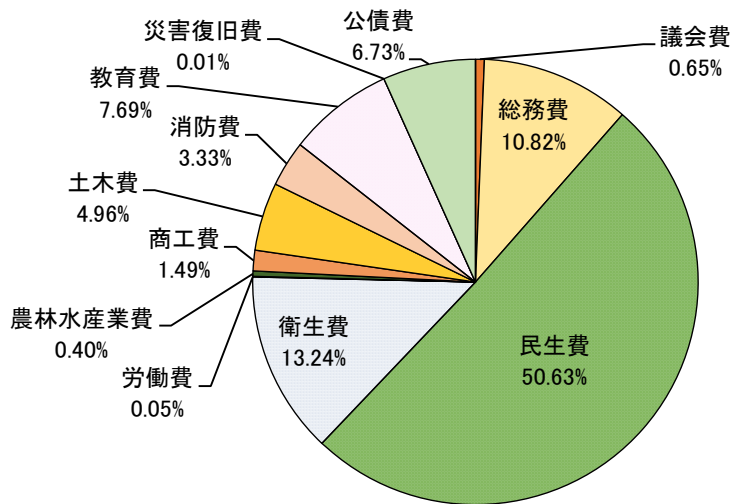
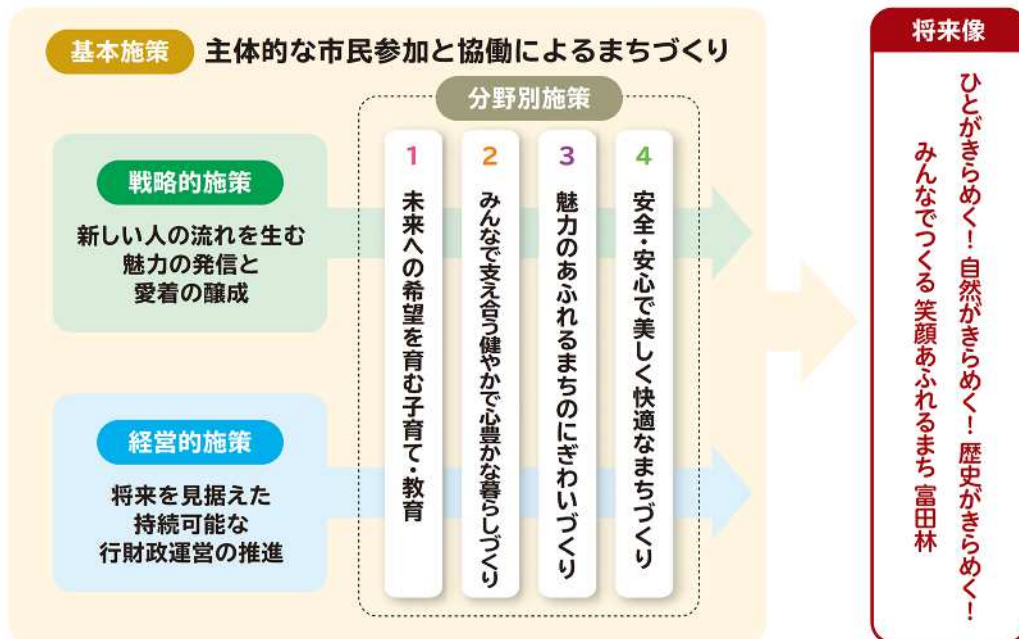


図 2.2.4 一般会計決算額（歳出、令和3年度）

## (5) 富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画での位置付け

本市では、平成 29 年 3 月に「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」を策定し、本市のめざすべきまちの将来像の実現に向けて、基本施策、戦略的施策、4 つの分野別施策、経営的施策からなるまちづくりの大綱に基づき、体系的に取り組を進めます。

本計画は、「分野別施策 4 安全・安心で美しく快適なまちづくり」の低炭素社会の構築に位置付けられています。



出典：富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画（富田林市、平成29年3月）

|                                     |                             |                       |                                                           |
|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 分野別施策4<br>安全・安心で<br>美しく快適な<br>まちづくり | (1) 安全・安心<br>な暮らしの<br>確保    | 個別施策21 防災対策の推進        | ① 防災体制の充実<br>② 災害に強い地域づくり                                 |
|                                     |                             | 個別施策22 防犯対策の推進        | ① 防犯体制の充実                                                 |
|                                     |                             | 個別施策23 消防・救急体制の強化     | ① 消防体制の充実<br>② 救急体制の充実                                    |
|                                     | (2) 快適に暮ら<br>せる環境づ<br>くり    | 個別施策24 快適な都市空間づくり     | ① 計画的な土地利用の推進<br>② 地域の実情に応じた地域再生・活性化<br>③ 富田林らしい景観の整備     |
|                                     |                             | 個別施策25 暮らしを支える都市基盤の整備 | ① 道路網の整備<br>② 安全で安心な水の供給<br>③ 生活排水の適正処理                   |
|                                     |                             | 個別施策26 住宅政策の推進        | ① 良好な住環境づくり<br>② 空き家対策の推進<br>③ 移住・定住の促進                   |
|                                     |                             | 個別施策27 交通政策の推進        | ① 公共交通の充実<br>② 交通環境の整備<br>③ 交通安全対策の推進                     |
|                                     | (3) 環境にやさ<br>しく美しい<br>地域づくり | 個別施策28 低炭素社会の構築       | ① 省エネルギー化やクリーンエネルギーの利用促進<br>② ごみの減量とリサイクルの推進<br>③ 環境美化の推進 |
|                                     |                             | 個別施策29 自然・歴史環境の保全     | ① 自然・生物多様性の保全<br>② 歴史環境の保全<br>③ 身近な緑化の推進                  |

出典：富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画（富田林市、平成29年3月）



### 3.1 ごみ処理に関する国等の動向

#### (1) 国のごみ処理に関する計画等

##### ① 廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年環境省告示第7号、以下「廃棄物処理基本方針」という。）及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第三次[平成25年5月]、第四次[平成30年6月]）において、表3.1.1に示すとおり、ごみ排出量等の削減目標が設定されています。

なお、廃棄物処理基本方針の数値目標は、第三次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて設定されており、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画として改定されたことから廃棄物処理基本方針も当計画と整合を図りつつ改定される予定となっています。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められています。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率（資源化率）については具体的な数値目標が定められています。

表 3.1.1 国の減量・資源化目標等

| 指 標               | 廃棄物処理基本方針<br>(平成28年1月21日) |       | 循環型社会形成推進基本計画                  |       |                    |       |
|-------------------|---------------------------|-------|--------------------------------|-------|--------------------|-------|
|                   |                           |       | 第三次計画(平成25年5月)                 |       | 第四次計画(平成30年6月)     |       |
|                   | 数値目標                      | 目標年次  | 数値目標                           | 目標年次  | 数値目標               | 目標年次  |
| 1人1日当たりごみ総排出量     | 平成24年度比で<br>約12%削減        | 令和2年度 | 平成12年度比で<br>約25%削減<br>約890g/人日 | 令和2年度 | 約850g/人日           | 令和7年度 |
| 1人1日当たり家庭系ごみ排出量   | 約500g/人日                  |       | 平成12年度比で<br>約25%削減<br>約500g/人日 |       | 約440g/人日           |       |
| 事業系ごみ排出量          | —                         | —     | 平成12年度比で<br>約35%削減             | —     | 平成25年度比で<br>約16%削減 |       |
| リサイクル率又は出口側の循環利用率 | リサイクル率<br>約27%            | 令和2年度 | —                              | —     | 出口側の循環利用率<br>約28%  |       |
| 最終処分量             | 平成24年度比で<br>約14%削減        |       | —                              | —     | 平成25年度比で<br>約30%削減 |       |

出典1)廃棄物処理基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とします。

注4)第四次計画の2013年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率＝(2013年度排出量実績－2025年度排出量推計)/2013年度排出量実績＝(1,312万t－1,100万t)/1,312万t＝16.2%

最終処分量削減率＝(2013年度最終処分量実績－2025年度最終処分量推計)/2013年度最終処分量実績＝(454万t－320万t)/454万t＝29.5%

注5)新たな「廃棄物処理基本方針」は、第四次計画の目標と整合が取れるよう検討予定となっています。



## ② プラスチック資源循環戦略

プラスチックの海洋流出による地球規模での環境汚染が懸念されており、日本はワンウェイ（使い捨て）の1人当たり容器包装廃棄物が世界で2番目に多く、また未利用の廃プラスチックが一定程度あることなどから、「プラスチック資源循環戦略」（環境省他、令和元年5月）において、表 3.1.2 に示すとおり、リデュース、リユース・リサイクル、再生利用等の目標が設定されています。

表 3.1.2 プラスチック資源循環に関する目標

| 区分         | プラスチック資源循環戦略<br>(環境省他、令和元年5月)                                          |       |
|------------|------------------------------------------------------------------------|-------|
|            | 数値目標                                                                   | 目標年次  |
| リデュース      | ワンウェイのプラスチック(容器包装等)をこれまでの努力を含め累計で25%排出抑制するよう目指す。                       | 令和12年 |
| リユース・リサイクル | プラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルするよう目指す。                                     | 令和12年 |
|            | すべての使用済プラスチックをリユース又はリサイクル、それが技術的経済的な観点等から難しい場合には熱回収も含め100%有効利用するよう目指す。 | 令和17年 |
| 再生利用       | 適用可能性を勘案した上で、令和12年までに、プラスチックの再生利用(再生素材の利用)を倍増するよう目指す。                  | 令和12年 |

出典：プラスチック資源循環戦略(環境省他、令和元年5月)

## ③ 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）として、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められています。

都道府県は、食品ロス基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされており、また、市町村は、食品ロス基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

表 3.1.3 食品ロス削減に関する目標

| 区分    | 食品ロス基本方針(閣議決定、令和2年3月)       |        |
|-------|-----------------------------|--------|
|       | 数値目標                        | 目標年度   |
| 食品ロス量 | 平成12年度比で半減                  | 令和12年度 |
| 消費者割合 | 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80% | —      |

出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)

## (2) 大阪府循環型社会推進計画

ごみ処理に係る大阪府の目標としては、「大阪府循環型社会推進計画」（大阪府、令和3年3月）において、表 3.1.4 及び表 3.1.5 に示すとおり、ごみ排出量等の目標値が設定されています。

生活系（家庭系）ごみ排出量及び再生利用率（リサイクル率）は、国の目標値と同様、具体的な数値目標が定められています。ごみ総排出量及び最終処分量は令和元年度からの削減率が定められています。

また、プラスチック類についても、排出量や再生利用率等の数値目標が定められています。

表 3.1.4 大阪府の数値目標（その1）

| 区 分             | 大阪府循環型社会推進計画<br>(令和3年3月)   |                                                 |
|-----------------|----------------------------|-------------------------------------------------|
|                 | 令和7年度<br>目標値               | 目標値設定の考え方                                       |
| ごみ総排出量          | 令和元年度比で11%削減               | 第四次基本計画の削減目標(平成30年度比▲11%)と同等                    |
| 再生利用率           | 17.7%                      | 府の現状を踏まえつつ、最終処分量の目標(31万トン)を達成できる再生利用量の増加を見込んで設定 |
| 最終処分量           | 令和元年度比で16%削減               | 第四次基本計画の削減目標(平成30年度比▲17%)と同等                    |
| 1人1日当たり生活系ごみ排出量 | 400g/人・日<br>(令和元年度比で11%削減) | 排出量の目標値から算定し、第四次基本計画の数値目標(440g/人・日)より少なくなるよう設定  |

出典：大阪府循環型社会推進計画(大阪府、令和3年3月)

注1)ごみ総排出量＝生活系ごみ排出量＋事業系ごみ排出量＋集団回収量

注2)再生利用率＝(直接・中間処理後資源化量＋集団回収量)/ごみ総処理量

注3)1人1日当たり生活系ごみ排出量：資源ごみ、集団回収量を除く排出量

注4)第四次基本計画：第四次循環型社会形成推進基本計画

表 3.1.5 大阪府の数値目標（その2）

| 区 分                      |       | 大阪府循環型社会推進計画<br>(令和3年3月) |                                                               |
|--------------------------|-------|--------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                          |       | 令和7年度<br>目標値             | 目標値設定の考え方                                                     |
| 容器包装プラスチック<br>(一般廃棄物)    | 排出量   | 令和元年度比で14%削減             | プラ戦略の目標(令和12年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制)の達成を見据えた目標値            |
|                          | 再生利用率 | 50%                      | プラ戦略の目標(令和12年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル)の達成を見据えた目標値                |
| プラスチック<br>(一般廃棄物及び産業廃棄物) | 焼却量   | 令和元年度比で25%削減             | 容器包装・製品プラスチックの削減、分別排出、リユース・リサイクルへの誘導等の効果を見込んだ目標値              |
|                          | 有効利用率 | 94%                      | プラ戦略の目標(令和17年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用)の達成を見据えた目標値 |

出典：大阪府循環型社会推進計画(大阪府、令和3年3月)

注1)再生利用率＝再生利用量/排出量

注2)有効利用率：使用済みプラスチックのうち、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、熱利用(発電、温水利用等)を行う量の割合

注3)プラ戦略：プラスチック資源循環戦略

### (3) 大阪府食品ロス削減推進計画

食品ロス削減に係る大阪府の目標としては、「大阪府食品ロス削減推進計画」（大阪府、令和3年3月）において、表 3.1.6 に示すとおり、食品ロス量等の目標値が設定されています。

食品ロス量については、家庭系及び事業系ともに、令和2年度比で半減を目指しています。また、食品ロス削減のための複数（2項目以上）の取組を行う人の割合を90%とするとしています。

表 3.1.6 大阪府の食品ロスに関する数値目標

| 区 分                       |     | 令和12年度 目標値           |
|---------------------------|-----|----------------------|
| 食品ロス量                     | 家庭系 | 令和2年度比で50%削減         |
|                           | 事業系 | 令和2年度比で50%削減         |
| 食品ロス削減の取組を複数(2項目以上)行う人の割合 |     | 90%<br>(令和2年度:81.9%) |

出典：大阪府食品ロス削減推進計画(大阪府、令和3年3月)

注)食品ロス削減の取組の例：残さずに食べる、冷凍保存を活用する、賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する、料理を作りすぎない、飲食店等で注文しすぎない、日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する、小分け商品・少量パック商品・バラ売り等食べきれの量を購入する、残った料理を別の料理に作り替える

### 3.2 富田林市のごみ処理の現状

#### (1) ごみ処理体制

##### ① 分別と収集

本市のごみは、一般家庭から排出される家庭系ごみと、事業所から排出される事業系ごみの二種類に分けられます。

家庭系ごみの分別収集区分は、表 3.2.1 に示すとおり、もえるごみ、粗大ごみ、資源ごみの3種6分別です。「もえるごみ」及び「粗大ごみ」については、ごみシール制を導入しており、年間に一定量までの排出を無料としています。一定以上の量を排出する場合には、有料のシールを貼った上で、排出することと定めています。

事業系ごみは、もえるごみとカン・ビンの2種分別で、全て有料のシールを貼って排出することとしています。

また、古紙・古布については、町会等による集団回収により資源回収を行っています。

表 3.2.1 分別区分、収集頻度及び排出方法等

| 区分    |       | 内容                             | 収集頻度 | 排出方法     |          | 収集方式     | 収集主体 |
|-------|-------|--------------------------------|------|----------|----------|----------|------|
|       |       |                                |      | シール      | 排出方法     |          |      |
| 家庭系ごみ | もえるごみ | 生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他 | 2回/週 | もえるごみシール | 推奨ごみ袋    | ステーション   | 委託   |
|       | 粗大ごみ  | 家具寝具類、家電製品類、金属類、せともの類、ガラス類、その他 | 1回/月 | 粗大ごみシール  | 種類ごとに結束等 | ステーション   | 委託   |
|       | 資源ごみ  | カン・ビン                          | 2回/月 | 不要       | 半透明の袋    | ステーション   | 直営   |
|       |       | ペットボトル                         | 2回/月 | 不要       | 半透明の袋    | ステーション   | 直営   |
|       |       | プラスチック製容器包装                    | 2回/月 | 不要       | 半透明の袋    | ステーション   | 委託   |
|       |       | 飲料用紙容器                         | 2回/月 | 不要       | 水洗いして結束  | ステーション拠点 | 直営   |
| 事業系ごみ | もえるごみ | 生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他 | —    | 有料シール    | 半透明の袋    | 戸別収集     | 委託   |
|       | カン・ビン | カン類、ビン類                        | —    | 有料シール    | 半透明の袋    | 戸別収集     | 直営   |
| 古紙・古布 |       | 新聞、雑誌、段ボール、古布等                 | 随時   | —        | 種類ごとに結束  | 集団回収     | 各町会等 |
| 家電4品目 |       | エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機     | 随時   | —        | —        | 戸別収集     | 委託   |

表 3.2.2 家庭系ごみの無料シール配布数

| 種類  |       | ごみ処理券指定枚数  |       |
|-----|-------|------------|-------|
| 家庭系 | もえるごみ | 1人～2人世帯    | 年110枚 |
|     |       | 3人～4人世帯    | 年220枚 |
|     |       | 5人～6人世帯    | 年280枚 |
|     |       | 7人以上世帯     | 年340枚 |
|     | 粗大ごみ  | 1世帯当たり年36枚 |       |

表 3.2.3 有料シールの料金

| 取り扱い区分 |       |                 | ごみ処理券料金                                                 |
|--------|-------|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 家庭系    | もえるごみ | ごみ処理券指定枚数以内の場合  | 無料                                                      |
|        |       | ごみ処理券指定枚数を越える場合 | 30 <sup>リットル</sup> 袋: 50円<br>45 <sup>リットル</sup> 袋: 100円 |
|        | 粗大ごみ  | ごみ処理券指定枚数以内の場合  | 無料                                                      |
|        |       | ごみ処理券指定枚数を越える場合 | 500円                                                    |
| 事業系    | もえるごみ | 収集、運搬、処理する場合    | 300円                                                    |
|        | カン・ビン |                 | 300円                                                    |

表 3.2.4 その他のごみ処理料金

| 取り扱い区分                                                          | 手数料                    |
|-----------------------------------------------------------------|------------------------|
| 臨時的に収集する場合                                                      | 100kgまでは2,540円         |
|                                                                 | 100kgを越える分は10kg当たり150円 |
| 持込処理する場合                                                        | 20kgにつき340円            |
| 家電リサイクル法対象廃家電<br>(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、<br>洗濯機・衣類乾燥機)を<br>収集、運搬する場合 | 1点につき2,750円            |

なお、本市とともに「南河内環境事業組合」を構成する市町村では、表 3.2.5 に示すとおり、3種5分別～3種8分別を実施しています。

表 3.2.5 近隣市町村の分別区分

| 市町村名  | 分別数 | 分別区分                                                                  |
|-------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 富田林市  | 6   | ①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙容器)                   |
| 河内長野市 | 6   | ①もえるごみ、②もえないごみ・粗大ごみ、③資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装、カン・ビン・小型金属類・古紙・古布、小型家電)  |
| 大阪狭山市 | 8   | ①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(ペットボトル、発泡スチロール・トレイ、家庭電化製品・金属類、カン・ビン、牛乳パック、小型充電式電池) |
| 太子町   | 6   | ①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装)                      |
| 河南町   | 5   | ①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装)                          |
| 千早赤阪村 | 5   | ①もえるごみ、②粗大ごみ、③資源ごみ(カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装)                          |

注1)河内長野市: 小型家電は市役所での拠点回収

注2)大阪狭山市: カン・ビン、牛乳パック、小型充電式電池は拠点回収

## ② 中間処理体制

南河内環境事業組合を構成している各市町村から排出されるごみは、第1清掃工場もしくは第2清掃工場にて処理されています。各市町村のごみ処理状況は、図 3.2.1 に示すとおりです。

本市の「もえるごみ」、「粗大ごみ」は第1清掃工場に運搬し、処理しています。第1清掃工場の概要は、表 3.2.6 に示すとおりです。

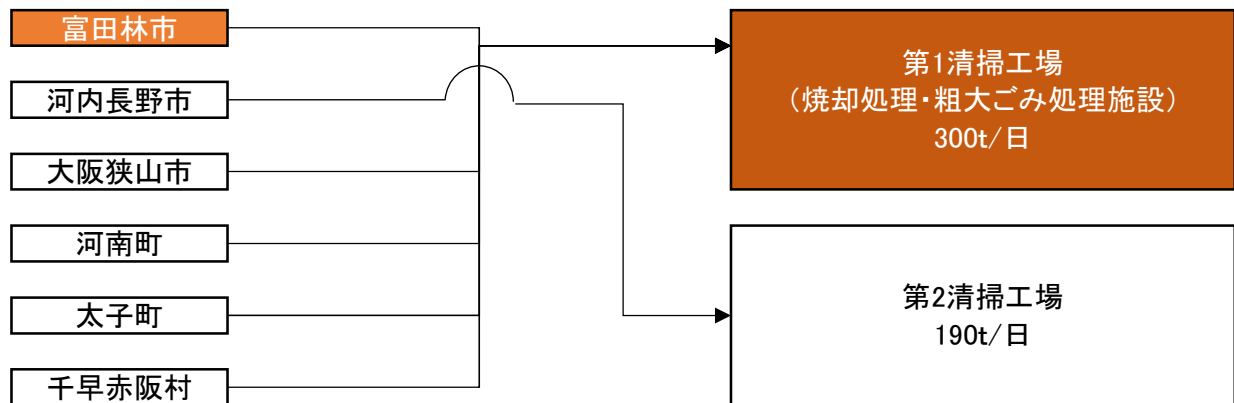


図 3.2.1 南河内環境事業組合構成市町村の処理状況

表 3.2.6 中間処理施設の概要

| 施設名   |    | 焼却処理施設                    | 粗大ごみ処理施設      |
|-------|----|---------------------------|---------------|
| 区分    |    |                           |               |
| 所在地   |    | 富田林市大字甘南備2345             |               |
| 敷地面積  |    | 12,056.72㎡                |               |
| 工事    | 着工 | 昭和57年7月23日                | 昭和60年8月22日    |
|       | 竣工 | 昭和60年7月30日                | 昭和61年3月31日    |
| 処理方法  |    | 全連続燃焼式機械炉                 | 衝撃剪断併用回転式     |
| 処理能力  |    | 300t/24H<br>(150t/24H×2基) | 回転式 50t/5H×1基 |
| ピット容量 |    | ごみ 3,225㎡<br>灰 350㎡       | 破碎ごみ 1,497㎡   |



### ③ 最終処分体制

南河内環境事業組合のごみ焼却施設から搬出された焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ委託し、最終処分を行っています。

表 3.2.7 最終処分場の概要

|             |                                                                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称          | 大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)                                                                                |
| 根拠法律        | 広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)                                                                                    |
| 設立          | 昭和57年3月1日                                                                                                     |
| 広域処理対象地区    | 近畿2府4県168市町村                                                                                                  |
| 広域処理場整備対象港湾 | 4港湾                                                                                                           |
| 業務          | ① 港湾管理者の委託<br>・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理<br>・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成                                   |
|             | ② 地方公共団体の委託<br>・一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理<br>・一般廃棄物等による海面埋立て<br>・施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理 |
|             | ③ 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て                                                                 |
|             | ④ 付帯業務                                                                                                        |
| 資本金         | 1億3,690万円                                                                                                     |
| 出資団体        | 地方公共団体(174団体)<br>港湾管理者(4団体)                                                                                   |
| 管理委員会       | 管理委員長:大阪府知事<br>管理委員:滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長                                                  |

#### ④ ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローは、図 3. 2. 2 に示すとおりで、分別品目別に南河内環境事業組合の焼却施設及び粗大ごみ処理施設で処理を行い、焼却灰は大阪湾広域臨海環境整備センターで最終処分を行っています。

また、資源ごみについては、資源リサイクルセンター（民間事業者）で資源化を行い、再生資源回収業者等へ売却等を行っています。各施設の配置位置は図 3. 2. 3 に示すとおりです。

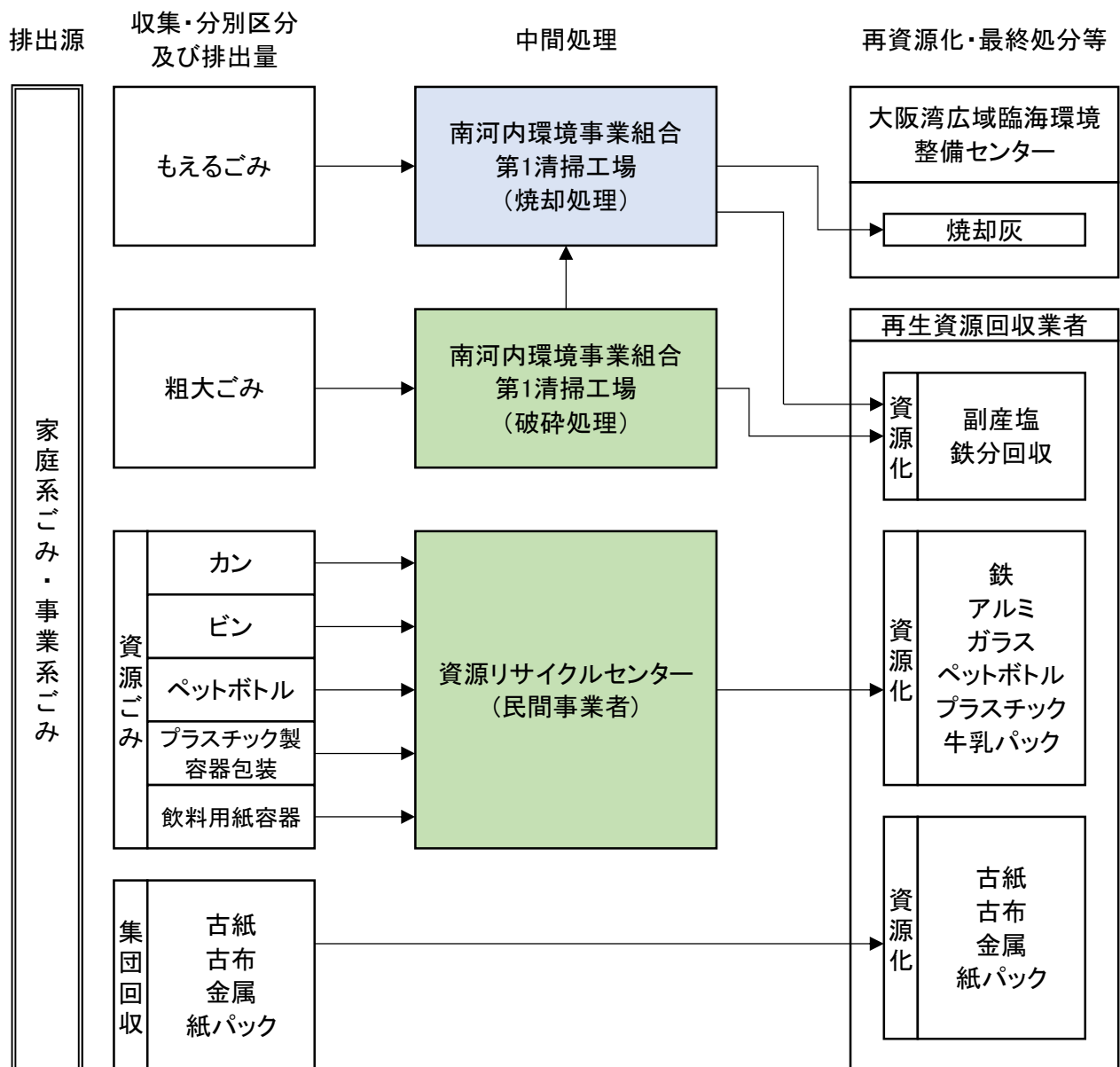


図 3. 2. 2 ごみ処理フロー



図 3.2.3 ごみ処理施設の位置

## ⑤ ごみ処理に係る補助制度等

### ア 有価物集団回収奨励金交付要綱

日常生活から排出される一般廃棄物の中から再資源化できる有価物を回収する市民団体に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量化を推進し、市民のごみに関する社会意思差の高揚を図ることを目的として、本市では「富田林市有価物集団回収奨励金交付要綱」を制定しています。この要綱により回収した資源ごみを本計画では集団回収としています。交付要綱の概要は表 3.2.8 に示すとおりです。

表 3.2.8 有価物集団回収奨励金交付要綱の概要

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 補助対象 | 富田林市内の町会、自治会、子ども会、婦人会、老人会、その他市長が認める団体 |
| 対象品目 | 古紙類(新聞、雑誌、段ボール、その他紙類)及び古布類            |
| 奨励金  | 有価物1kg当たり3円                           |

出典: 富田林市有価物集団回収奨励金交付要綱

### イ その他の補助制度及び市民サービス

本市で行っているごみ処理に関する補助制度及び市民サービスは、表 3.2.9 に示すとおりです。

本市では、ごみステーションの適正管理や町会・自治会等のごみ置き場設置に対して、補助金制度を設けています。

また、ふれあい収集については、高齢または障がい等の理由により、ごみステーションにごみを出すことが困難な方を対象に、地域や高齢介護課、障害福祉課と連携を取りながら、継続して実施しています。なお、申請には、民生委員やケアマネージャー、町総代などの証明が必要です。

表 3.2.9 その他の補助制度及び市民サービス

| 区 分            | 概 要                                                                                                                                                  |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみ散乱防止ネット等補助制度 | ごみステーションの適正管理及びその清潔保持並びに生活環境の保全を図るため、カラスよけネット及び生ごみガードの購入に要する経費の一部を、ごみステーションごとに補助します。平成25年度から市民の皆さんがさらに利用しやすいように市の直接販売から補助金制度に変更しています。                |
| ごみ置き場設置補助      | 地域の公衆衛生の向上を図るため、町会・自治会等が衛生事業としてごみ置き場を設置される場合は、その経費の一部を助成します。<br>※ごみ置き場1カ所に助成する助成金の限度額は50,000円です。                                                     |
| ごみ置き場看板の貸与     | 清潔な街づくりを推進する為、町会・自治会で看板を希望される場合、現物を貸与します。内容によっては、地域の実情に応じた掲示文書をラミネート板で作成して提供します。設置や管理は各町会・自治会で行います。                                                  |
| 紙おむつシール        | 3歳未満の乳幼児、里帰り、高齢者・身体障がい者等で、常時、紙おむつ、ストーマ、腹膜透析液バッグを使わなければならない方を対象に、シールを1人年間104枚まで配布します。                                                                 |
| ふれあい収集         | 高齢または障がい等の理由により、ごみステーションにごみを出すことが困難な方を対象にしたふれあい収集を、地域や高齢介護課、障害福祉課と連携を取りながら、継続して実施します。ふれあい収集は、ごみを玄関先までお伺いして収集します。                                     |
| 臨時ごみ           | 引っ越しや片づけなどで、一般家庭から臨時に多量にごみが出る場合に、有料の申込制で収集に伺い適正に処理します。<br>※収集は、祝祭日を除く月曜日から金曜日で、時間は午前9時30分から午後3時で受付します。手数料は2,540円(100kg以下)で、100kgを超える分は10kg当たり150円です。 |

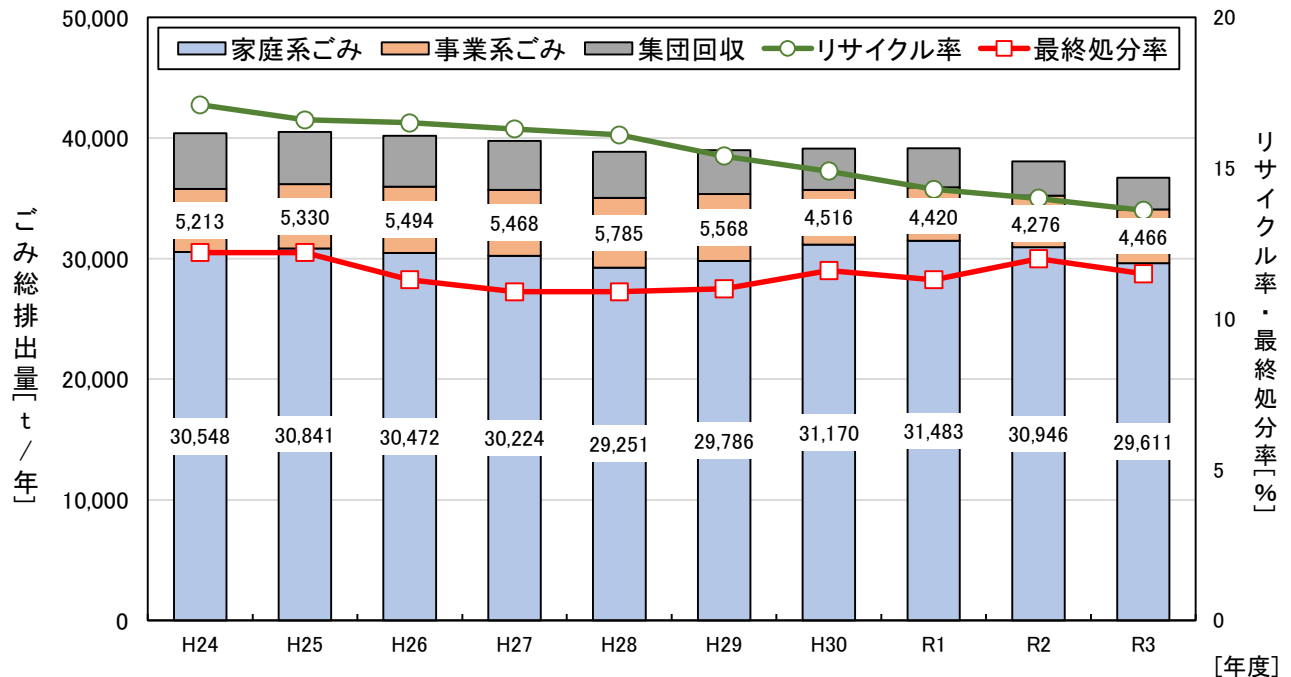
出典：令和4年度富田林市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

## (2) ごみの排出状況

### ① ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 3.2.4 及び表 3.2.10 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 8 割、事業系ごみが約 1 割、集団回収が約 1 割の構成となっています。家庭系ごみは微増傾向ですが、事業系ごみは減少傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.4 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

表 3.2.10 ごみ総排出量（排出形態別）の推移

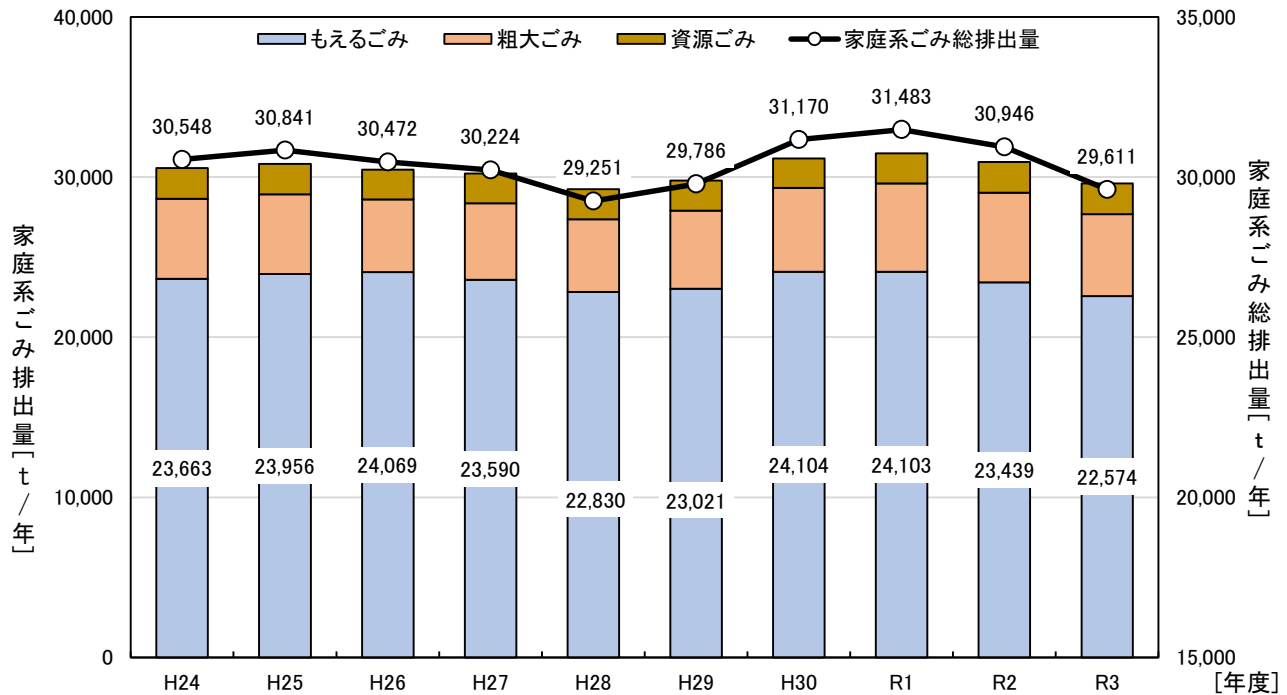
| [年度]         | 単位：t/年(リサイクル率・最終処分率%) |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|              | H24                   | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
| 家庭系ごみ [t/年]  | 30,548                | 30,841 | 30,472 | 30,224 | 29,251 | 29,786 | 31,170 | 31,483 | 30,946 | 29,611 |
| 事業系ごみ [t/年]  | 5,213                 | 5,330  | 5,494  | 5,468  | 5,785  | 5,568  | 4,516  | 4,420  | 4,276  | 4,466  |
| 集団回収 [t/年]   | 4,641                 | 4,333  | 4,220  | 4,062  | 3,820  | 3,636  | 3,439  | 3,236  | 2,835  | 2,641  |
| ごみ総排出量 [t/年] | 40,402                | 40,504 | 40,186 | 39,754 | 38,856 | 38,990 | 39,125 | 39,139 | 38,057 | 36,718 |
| リサイクル率 [%]   | 17.1                  | 16.6   | 16.5   | 16.3   | 16.1   | 15.4   | 14.9   | 14.3   | 14.0   | 13.6   |
| 最終処分率 [%]    | 12.2                  | 12.2   | 11.3   | 10.9   | 10.9   | 11.0   | 11.6   | 11.3   | 12.0   | 11.5   |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

## ② 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3.2.5 及び表 3.2.11 に示すとおりです。もえるごみは平成 30 年度をピークに減少傾向、粗大ごみ及び資源ごみは概ね横ばいで推移し、全体としては令和 2 年度以降減少傾向にあります。

なお、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による排出量の増加等の影響はみられませんでした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.5 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.2.11 ごみ種別家庭系ごみ排出量の推移

| [年度]      |  | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| もえるごみ     |  | 23,663 | 23,956 | 24,069 | 23,590 | 22,830 | 23,021 | 24,104 | 24,103 | 23,439 | 22,574 |
| 粗大ごみ      |  | 4,975  | 4,976  | 4,526  | 4,764  | 4,536  | 4,873  | 5,225  | 5,520  | 5,584  | 5,105  |
| 資源ごみ      |  | 1,910  | 1,909  | 1,877  | 1,870  | 1,885  | 1,892  | 1,841  | 1,860  | 1,923  | 1,932  |
| 家庭系ごみ総排出量 |  | 30,548 | 30,841 | 30,472 | 30,224 | 29,251 | 29,786 | 31,170 | 31,483 | 30,946 | 29,611 |

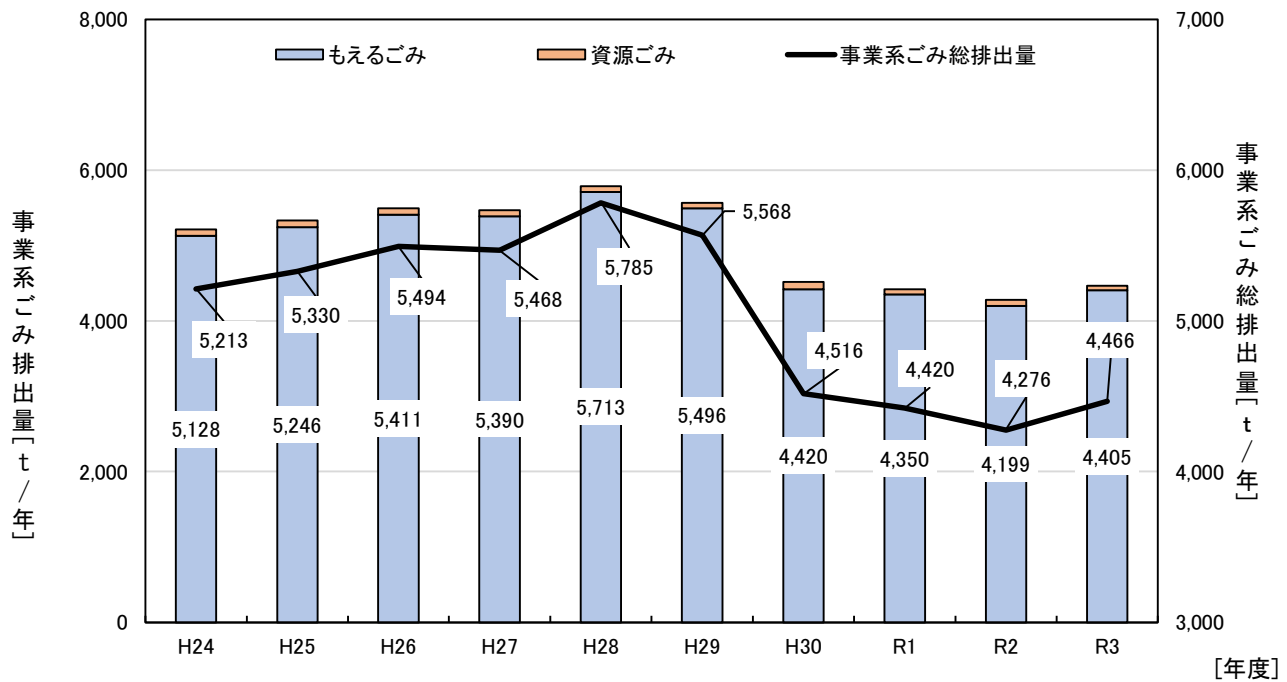
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



### ③ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.6 及び表 3.2.12 に示すとおりです。事業系ごみの大部分はもえるごみで減少傾向、資源ごみは大きな変化はなく、全体としては減少傾向にあります。

なお、事業系ごみについても、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による排出量の減少等の影響はみられませんでした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.6 ごみ種類別事業系ごみ排出量の推移

表 3.2.12 ごみ種別事業系ごみ排出量の推移

|           |      | 単位：t/年 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | [年度] | H24    | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    |
| もえるごみ     |      | 5,128  | 5,246 | 5,411 | 5,390 | 5,713 | 5,496 | 4,420 | 4,350 | 4,199 | 4,405 |
| 資源ごみ      |      | 85     | 84    | 83    | 78    | 72    | 72    | 96    | 70    | 77    | 61    |
| 事業系ごみ総排出量 |      | 5,213  | 5,330 | 5,494 | 5,468 | 5,785 | 5,568 | 4,516 | 4,420 | 4,276 | 4,466 |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

#### ④ 排出量の原単位

##### ア 1人1日当たりのごみ総排出量

原単位とは、排出量を人口及び年間日数などで除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図 3.2.7 及び表 3.2.13 に示すとおりです。

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は増加傾向にあり、大阪府平均や全国平均と比較して多い状況にあります。

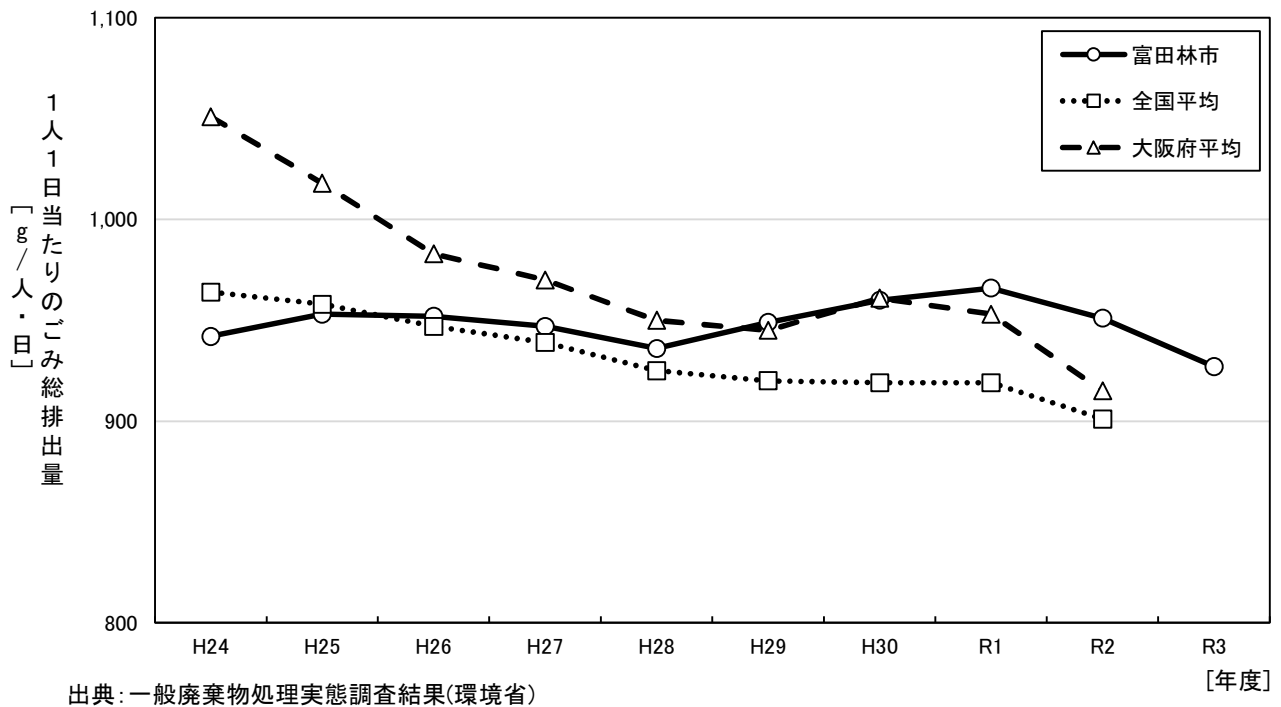


図 3.2.7 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表 3.2.13 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

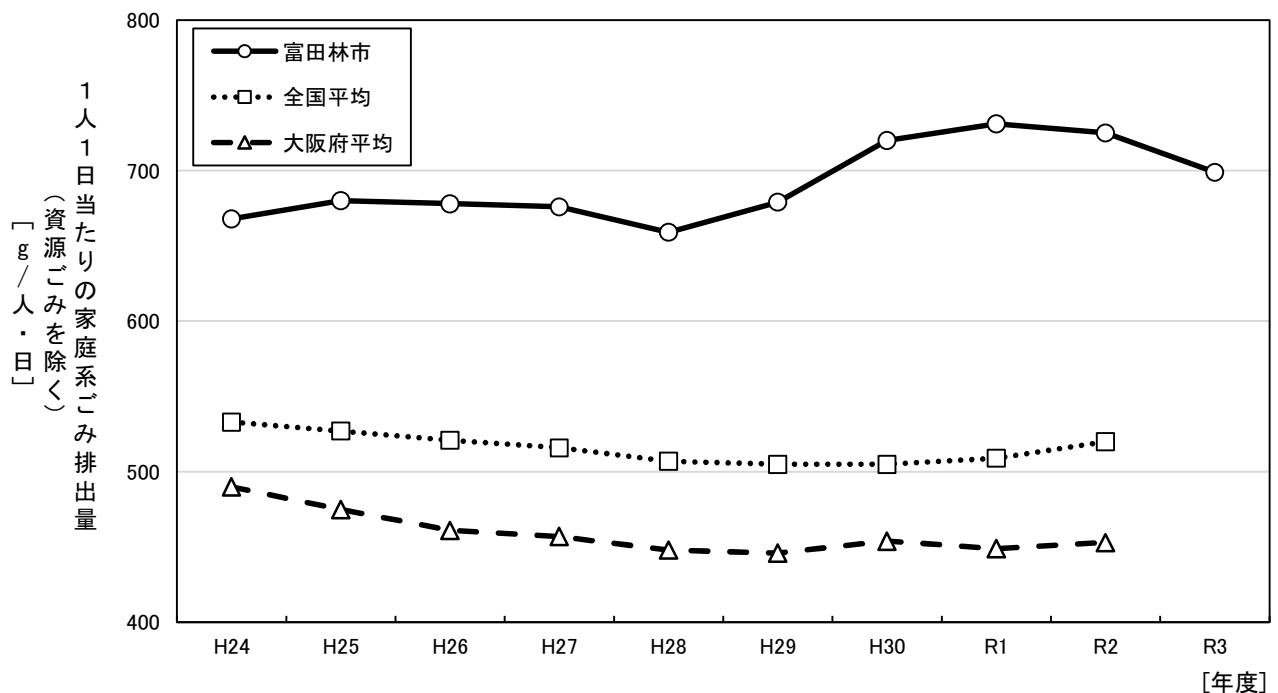
| [年度]  | 単位: g/人・日 |       |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-------|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|       | H24       | H25   | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
| 富田林市  | 942       | 953   | 952 | 947 | 936 | 949 | 960 | 966 | 951 | 927 |
| 全国平均  | 964       | 958   | 947 | 939 | 925 | 920 | 919 | 919 | 901 | —   |
| 大阪府平均 | 1,051     | 1,018 | 983 | 970 | 950 | 945 | 961 | 953 | 915 | —   |

出典: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

## イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）

国や大阪府の家庭系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本市の資源ごみを除いた排出量について、大阪府平均や全国平均と比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の推移は、図 3.2.8 及び表 3.2.14 に示すとおりです。本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、ごみ総排出量と同様に大阪府平均や全国平均と比較して多い状況にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.8 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）  
の全国平均等との比較

表 3.2.14 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）  
の全国平均等との比較

単位：g/人・日

| [年度]  | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 富田林市  | 668 | 680 | 678 | 676 | 659 | 679 | 720 | 731 | 725 | 699 |
| 全国平均  | 533 | 527 | 521 | 516 | 507 | 505 | 505 | 509 | 520 | —   |
| 大阪府平均 | 490 | 475 | 461 | 457 | 448 | 446 | 454 | 449 | 453 | —   |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)家庭系ごみは資源ごみを除く

### ウ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図 3.2.9 及び表 3.2.15 に示すとおりです。

本市の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、大阪府平均や全国平均より少なく、全国平均の半分以下となっています。

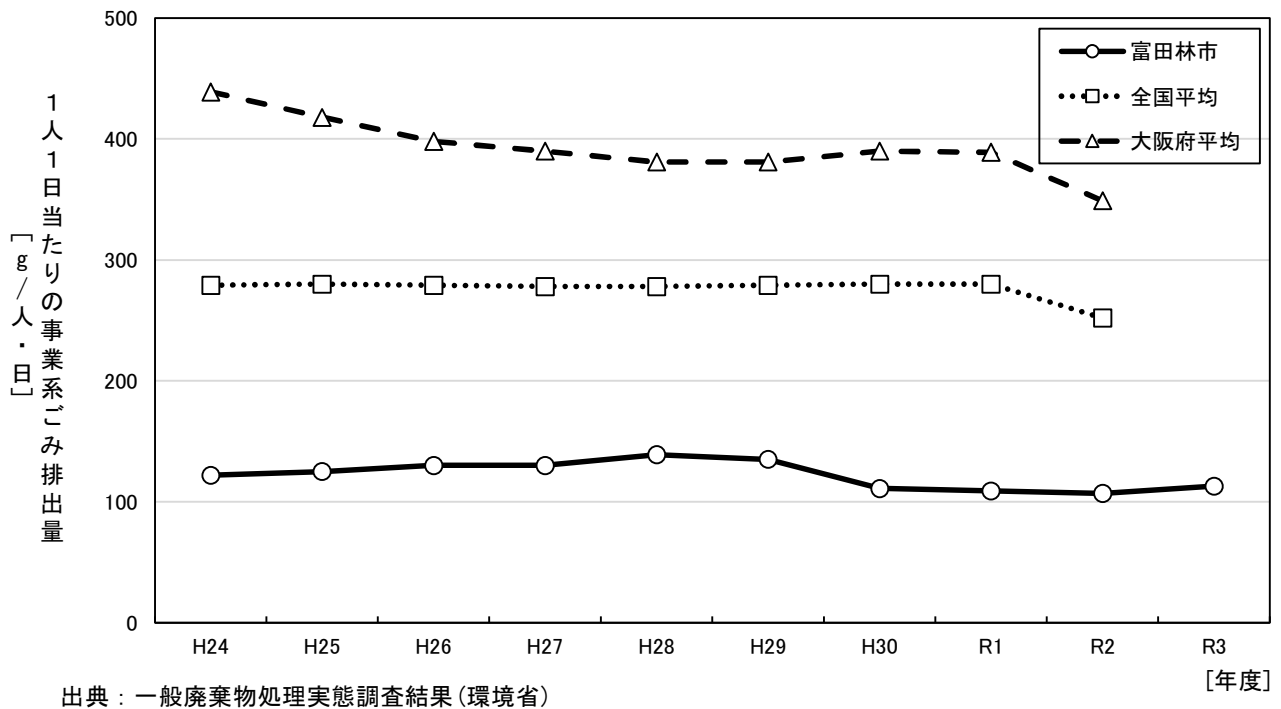


図 3.2.9 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表 3.2.15 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

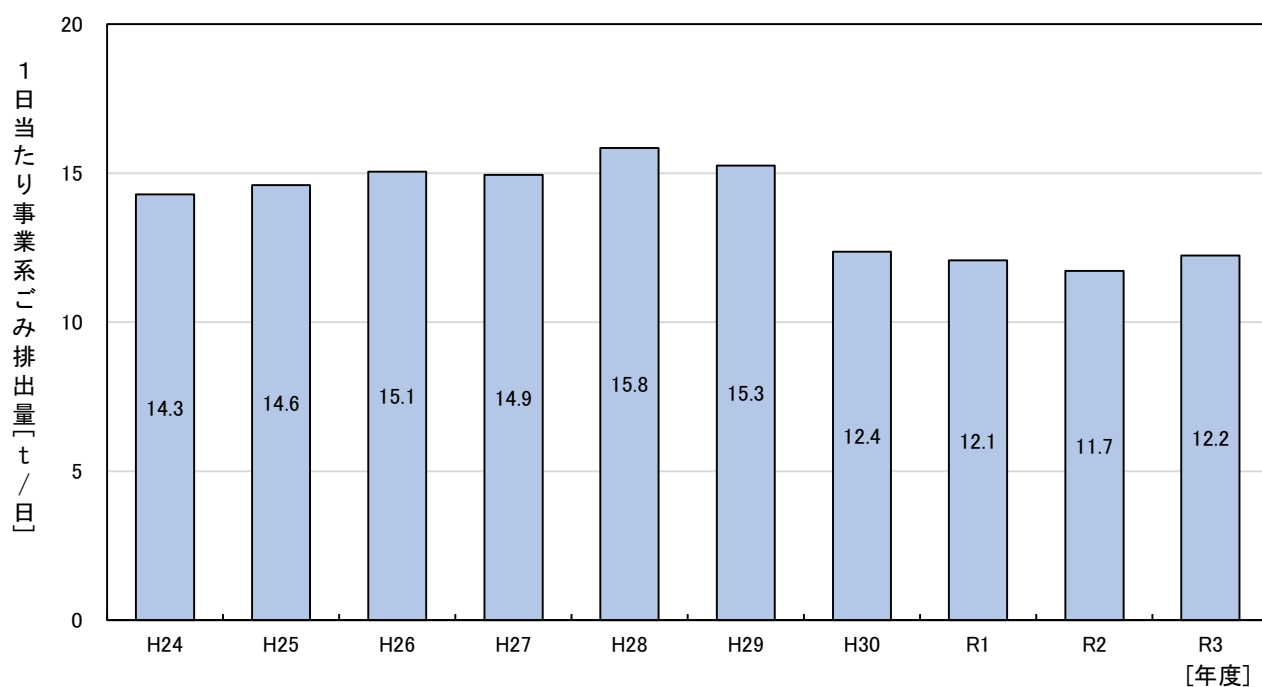
単位: g/人・日

| [年度]  | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 富田林市  | 122 | 125 | 130 | 130 | 139 | 135 | 111 | 109 | 107 | 113 |
| 全国平均  | 279 | 280 | 279 | 278 | 278 | 279 | 280 | 280 | 252 | —   |
| 大阪府平均 | 439 | 418 | 398 | 390 | 381 | 381 | 390 | 389 | 349 | —   |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

## エ 1日当たり事業系ごみ排出量

1日当たり事業系ごみ排出量は、平成28年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度は平成27年度比で約2割減少しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

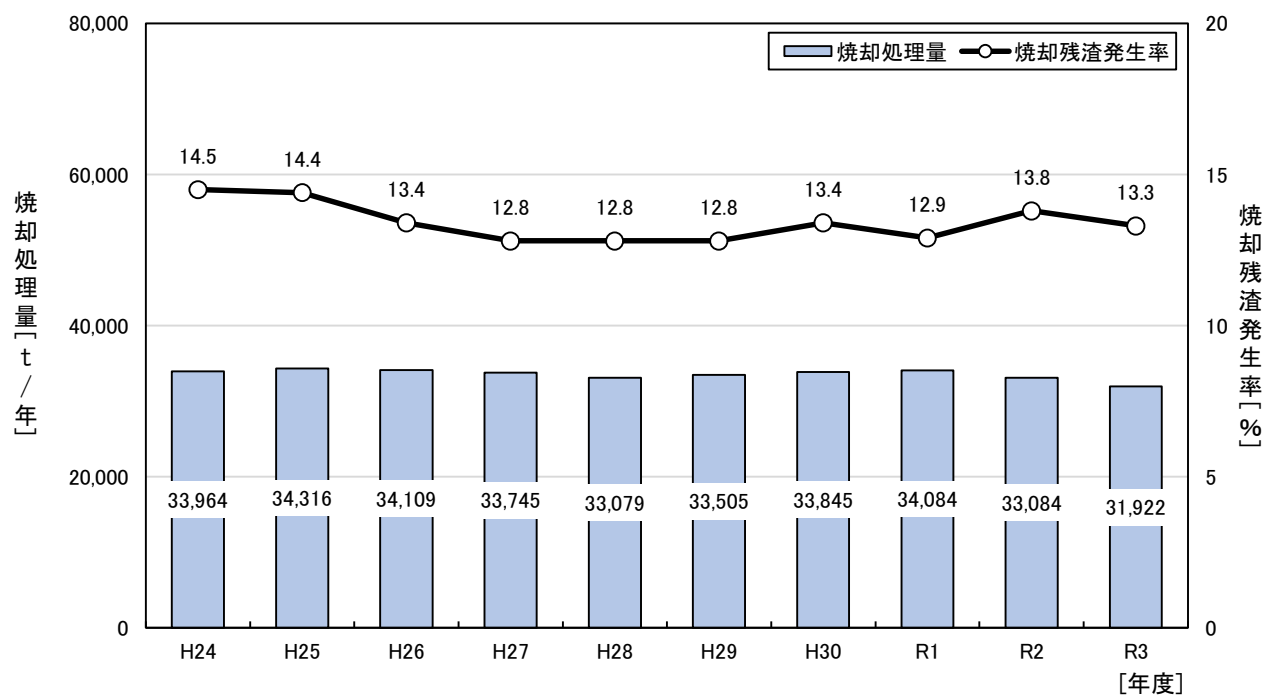
図 3.2.10 1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

### (3) ごみの処理状況

#### ① 焼却処理の状況

焼却処理量及び焼却残渣発生率の推移は、図 3.2.1.1 及び表 3.2.1.6 に示すとおりです。

焼却処理量は横ばい傾向にあります。また、焼却残渣発生率は平成 29 年度まで減少傾向にありましたが、その後若干増加しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.1.1 焼却処理量等の推移

表 3.2.1.6 焼却処理量等の推移

| [年度]        | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 焼却処理量 [t/年] | 33,964 | 34,316 | 34,109 | 33,745 | 33,079 | 33,505 | 33,845 | 34,084 | 33,084 | 31,922 |
| 焼却残渣量 [t/年] | 4,938  | 4,948  | 4,556  | 4,332  | 4,235  | 4,286  | 4,545  | 4,410  | 4,570  | 4,232  |
| 焼却残渣発生率 [%] | 14.5   | 14.4   | 13.4   | 12.8   | 12.8   | 12.8   | 13.4   | 12.9   | 13.8   | 13.3   |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

## ② もえるごみの性状

もえるごみの性状は、表 3. 2. 1 7 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 44% を占めています。次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類が約 24%、木・わら・竹類が約 13% となっています。

低位発熱量は約 2, 400kcal/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 51%、可燃分が約 43% を占めています。

表 3. 2. 1 7 もえるごみの性状

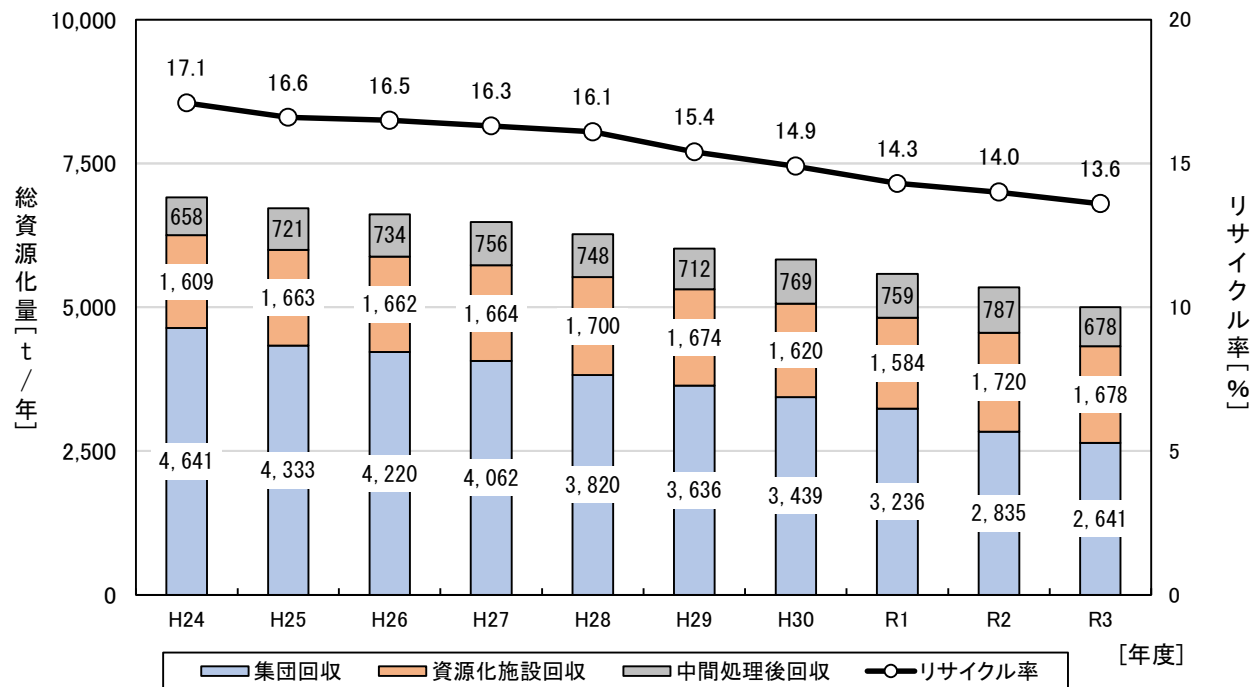
|        | 可燃ごみ組成 |                                                          |         |      |     |     | ごみの3成分 |     |      | 低位発熱量       | その他          |
|--------|--------|----------------------------------------------------------|---------|------|-----|-----|--------|-----|------|-------------|--------------|
|        | 紙・布類   | 脂ビ<br>・ニ<br>・ゴ<br>・ム<br>・ル<br>・皮<br>・合<br>・革<br>・成<br>・樹 | 木・わら・竹類 | 厨芥類  | 不燃性 | その他 | 水分     | 灰分  | 可燃分  | 計算値<br>(平均) | 熱灼減量<br>(平均) |
|        | %      | %                                                        | %       | %    | %   | %   | %      | %   | %    | kcal/kg     | %            |
| 平成29年度 | 41.8   | 22.7                                                     | 17.9    | 6.6  | 4.7 | 6.3 | 50.1   | 7.1 | 42.8 | 2,352       | 3.7          |
| 平成30年度 | 42.0   | 24.3                                                     | 15.2    | 10.7 | 2.2 | 5.6 | 52.9   | 6.1 | 41.0 | 2,263       | 3.7          |
| 令和元年度  | 41.4   | 24.4                                                     | 13.5    | 12.2 | 2.4 | 6.1 | 52.8   | 5.0 | 42.2 | 2,320       | 3.8          |
| 令和2年度  | 40.6   | 25.1                                                     | 10.8    | 15.8 | 3.7 | 4.0 | 48.9   | 6.9 | 44.2 | 2,527       | 4.5          |
| 令和3年度  | 45.5   | 26.0                                                     | 8.0     | 15.4 | 2.6 | 2.5 | 49.7   | 6.1 | 44.2 | 2,533       | 4.9          |
| 総平均値   | 43.6   | 23.6                                                     | 13.3    | 11.0 | 3.5 | 5.1 | 50.8   | 6.5 | 42.7 | 2,359       | 4.1          |
| 最大値    | 50.0   | 26.0                                                     | 17.9    | 15.8 | 5.5 | 6.3 | 52.9   | 8.0 | 44.2 | 2,533       | 4.9          |
| 最小値    | 40.6   | 19.3                                                     | 8.0     | 5.1  | 2.2 | 2.5 | 48.9   | 5.0 | 41.0 | 2,158       | 3.7          |

出典：南河内環境事業組合資料

### ③ 資源化の状況

資源化量及びリサイクル率の推移は、図 3.2.12 及び表 3.2.18 に示すとおりです。

資源化量及びリサイクル率は、集団回収量の減少を受け、全体として減少傾向で推移しています。また、リサイクル率は令和3年度 13.6%となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.12 資源化量等の推移

表 3.2.18 資源化量等の推移

| [年度]         | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ総排出量 [t/年] | 40,402 | 40,504 | 40,186 | 39,754 | 38,856 | 38,990 | 39,125 | 39,139 | 38,057 | 36,718 |
| 総資源化量 [t/年]  | 6,908  | 6,717  | 6,616  | 6,482  | 6,268  | 6,022  | 5,828  | 5,579  | 5,342  | 4,997  |
| 資源化施設回収      | 1,609  | 1,663  | 1,662  | 1,664  | 1,700  | 1,674  | 1,620  | 1,584  | 1,720  | 1,678  |
| 中間処理後回収      | 658    | 721    | 734    | 756    | 748    | 712    | 769    | 759    | 787    | 678    |
| 集団回収         | 4,641  | 4,333  | 4,220  | 4,062  | 3,820  | 3,636  | 3,439  | 3,236  | 2,835  | 2,641  |
| リサイクル率 [%]   | 17.1   | 16.6   | 16.5   | 16.3   | 16.1   | 15.4   | 14.9   | 14.3   | 14.0   | 13.6   |

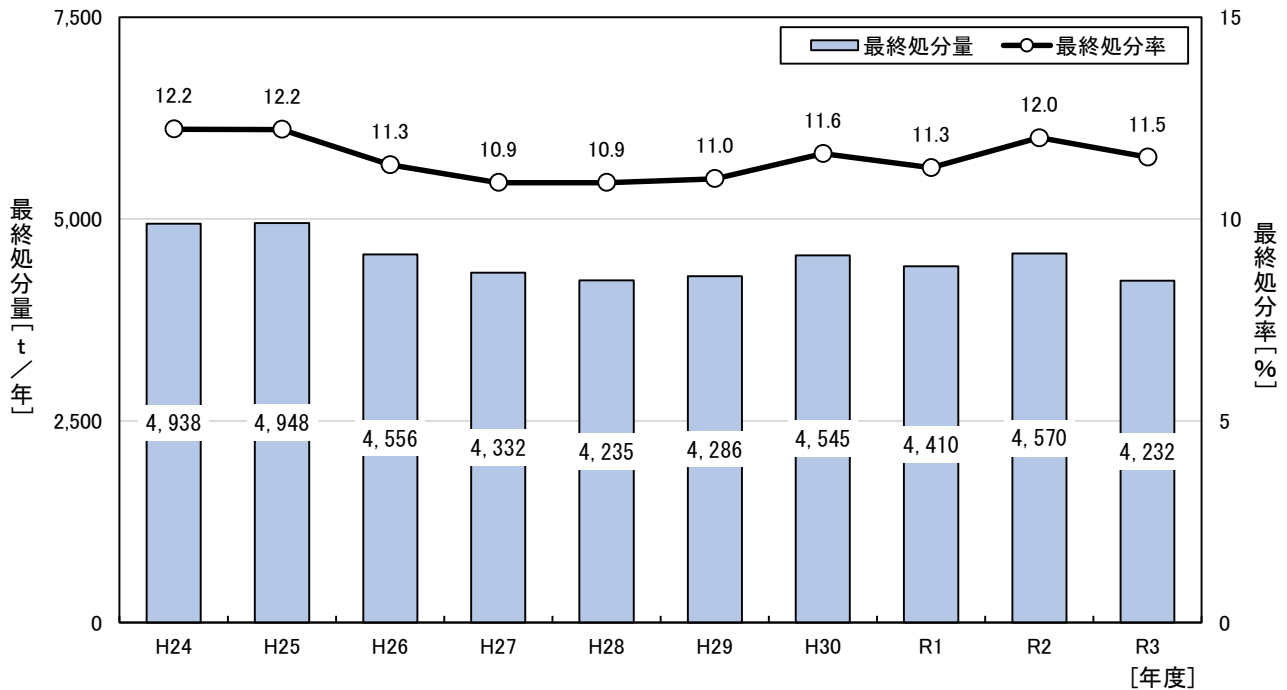
出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)



#### ④ 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 3.2.13 及び表 3.2.19 に示すとおりです。

最終処分量は、平成 29 年度以降若干増加傾向にあります。また、最終処分率は約 12% で概ね横ばいで推移しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.2.13 最終処分量等の推移

表 3.2.19 最終処分量等の推移

| [年度]         | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | R1     | R2     | R3     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ごみ総排出量 [t/年] | 40,402 | 40,504 | 40,186 | 39,754 | 38,856 | 38,990 | 39,125 | 39,139 | 38,057 | 36,718 |
| 最終処分量 [t/年]  | 4,938  | 4,948  | 4,556  | 4,332  | 4,235  | 4,286  | 4,545  | 4,410  | 4,570  | 4,232  |
| 最終処分率 [%]    | 12.2   | 12.2   | 11.3   | 10.9   | 10.9   | 11.0   | 11.6   | 11.3   | 12.0   | 11.5   |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

### ⑤ ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 3.2.14 及び表 3.2.20 に示すとおりです。

1人当たりの処理及び維持管理費は、年間約13千円/人程度で推移しています。  
また、ごみ1t当たりの処理及び維持管理費は、年間40千円/tで若干増加傾向にあります。

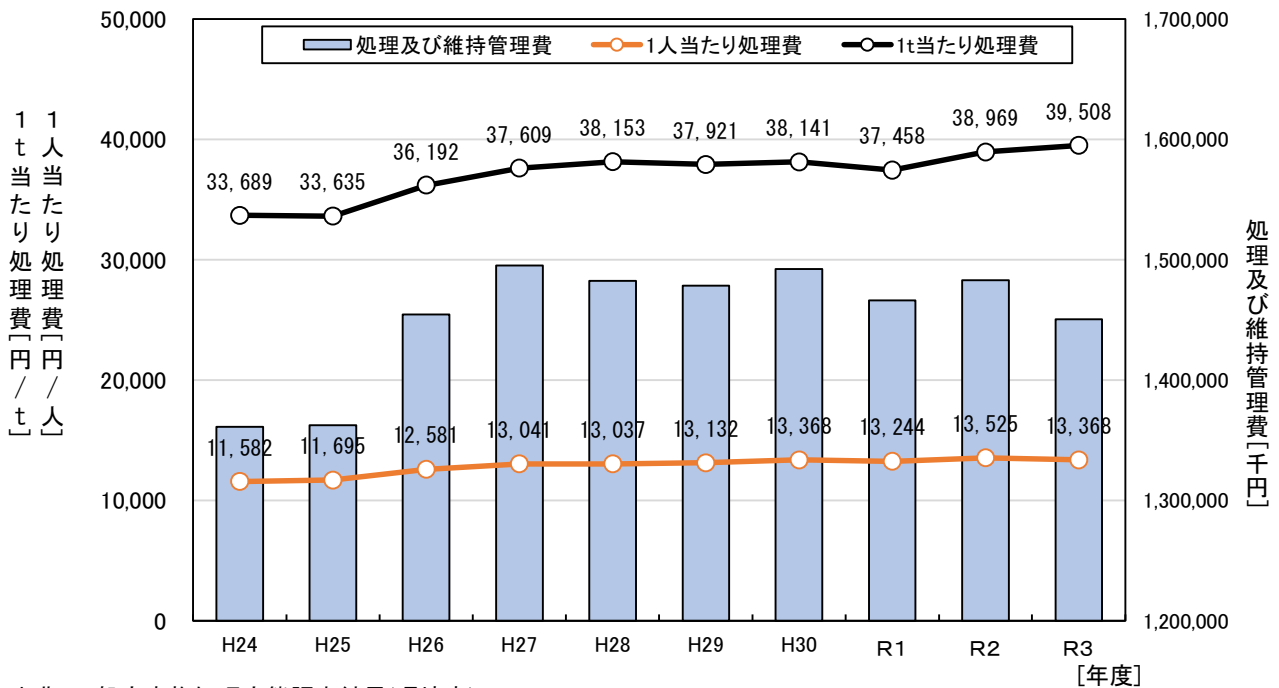


図 3.2.14 ごみ処理経費の推移

表 3.2.20 ごみ処理経費の推移

| [年度]       |                                    |               |        | H24     | H25       | H26       | H27       | H28       | H29       | H30       | R1        | R2        | R3        |           |           |
|------------|------------------------------------|---------------|--------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ごみ処理費用「千円」 | 建設・改良費                             | 工事費           | 収集運搬施設 | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    |               | 中間処理施設 | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    |               | 最終処分場  | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    |               | その他    | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    | 調査費           |        |         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
|            |                                    | 組合分担金         |        |         | 94,924    | 109,894   | 49        | 1,043     | 2,934     | 936       | 981       | 55,690    | 1,956     | 1,398     |           |
|            |                                    | 小 計           |        |         | 94,924    | 109,894   | 49        | 1,043     | 2,934     | 936       | 981       | 55,690    | 1,956     | 1,398     |           |
|            | 処理及び維持管理費                          | 人件費           | 一般職    | 一般職     | 28,141    | 26,608    | 23,049    | 25,213    | 25,274    | 28,871    | 30,665    | 33,809    | 27,836    | 24,172    |           |
|            |                                    |               |        | 処理費     | 収集運搬費     | 164,429   | 158,609   | 135,127   | 141,312   | 142,112   | 142,859   | 141,371   | 131,492   | 124,945   | 130,345   |
|            |                                    |               |        |         | 中間処理費     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            |                                    |               |        |         | 最終処分費     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            |                                    | 処理費           | 収集運搬費  | 27,464  | 26,356    | 27,159    | 26,034    | 28,906    | 30,186    | 11,095    | 7,275     | 6,587     | 7,579     |           |           |
|            |                                    |               | 中間処理費  | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    |               | 最終処分費  | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    |               | 車両等購入費 |         |           | 6,170     | 6,967     | 8,660     | 0         | 0         | 1,335     | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            |                                    | 委託費           | 収集運搬費  | 616,174 | 614,125   | 629,937   | 645,020   | 647,709   | 647,603   | 683,677   | 723,607   | 718,668   | 721,828   |           |           |
|            |                                    |               | 中間処理費  | 130,350 | 129,640   | 137,833   | 137,121   | 135,556   | 135,949   | 135,051   | 134,903   | 135,251   | 133,524   |           |           |
|            |                                    |               | 最終処分費  | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 92        | 0         | 0         | 0         | 0         |           |           |
|            |                                    |               | その他    | 0       | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 949       | 868       | 851       | 831       |           |           |
|            |                                    |               | 組合分担金  |         |           | 388,395   | 400,057   | 492,640   | 520,412   | 502,922   | 491,655   | 489,461   | 434,111   | 468,920   | 432,363   |
|            |                                    |               | 調査研究費  |         |           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
|            |                                    |               | (a)小 計 |         |           | 1,361,123 | 1,362,362 | 1,454,405 | 1,495,112 | 1,482,479 | 1,478,550 | 1,492,269 | 1,466,065 | 1,483,058 | 1,450,642 |
|            |                                    | その他           |        | 359,359 | 296,537   | 178,448   | 125,427   | 156,318   | 148,248   | 172,398   | 185,590   | 185,648   | 185,648   |           |           |
|            |                                    | 合計(b)         |        |         | 1,815,406 | 1,768,793 | 1,632,902 | 1,621,582 | 1,641,731 | 1,627,734 | 1,665,648 | 1,707,345 | 1,670,662 | 1,637,688 |           |
|            |                                    | (c)行政区域内人口[人] |        |         |           | 117,521   | 116,489   | 115,601   | 114,646   | 113,709   | 112,594   | 111,628   | 110,698   | 109,650   | 108,514   |
|            | (d)ごみ排出量[t/年]                      |               |        |         | 40,402    | 40,504    | 40,186    | 39,754    | 38,856    | 38,990    | 39,125    | 39,139    | 38,057    | 36,718    |           |
|            | (e)1人当たり処理費[円/人]<br>((a)×1000÷(c)) |               |        |         | 11,582    | 11,695    | 12,581    | 13,041    | 13,037    | 13,132    | 13,368    | 13,244    | 13,525    | 13,368    |           |
|            | (f)1t当たり処理費[円/t]<br>((a)×1000÷(d)) |               |        |         | 33,689    | 33,635    | 36,192    | 37,609    | 38,153    | 37,921    | 38,141    | 37,458    | 38,969    | 39,508    |           |

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

## ⑥ 類似都市の平均値を基準としたレーダーチャートによる評価

### ア 評価方法

本市の一般廃棄物処理システムについて、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和２年度実績版）を用いて、本市を含む 62 都市を類似都市として評価を行いました。この場合の評価指標は、表 3.2.21 に示すとおりです。

評価は、評価指標を数値化し、類似都市（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と本市の各指標をレーダーチャートで比較することにより本市のごみ処理システムの水準が明らかになります。

表 3.2.21 評価指標

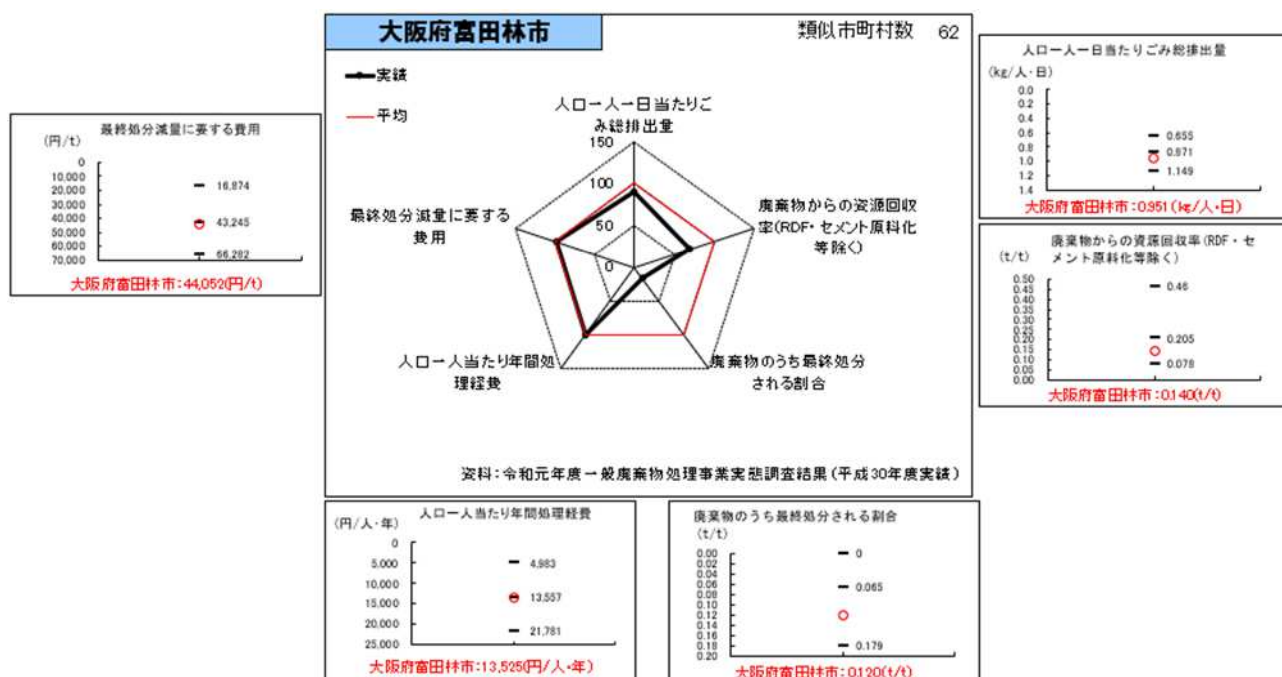
| 評価指標        |          |                                         | 算出式                                    |
|-------------|----------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 循環型社会<br>形成 | 廃棄物の発生   | 人口1人1日当たりごみ総排出量[kg/人日]                  | ごみ総排出量÷日数÷計画収集人口×10 <sup>3</sup>       |
|             | 廃棄物の再生利用 | 廃棄物からの資源回収率(RDFを除く)[t/t]<br>【リサイクル率のこと】 | 資源化量÷ごみ総排出量                            |
|             | 最終処分     | 廃棄物のうち最終処分される割合[t/t]<br>【最終処分率のこと】      | 最終処分量÷ごみ総排出量                           |
| 経済性         | 費用対効果    | 人口1人当たり年間処理経費[円/人年]                     | 処理及び維持管理費÷計画収集人口                       |
|             |          | 最終処分減量に要する費用[円/t]                       | (処理及び維持管理費－最終処分費－調査研究費)÷(ごみ総排出量－最終処分量) |

### イ 評価結果

評価結果は、図 3.2.15 及び表 3.2.22 に示すとおりです。

本市の人口1人1日当たりごみ総排出量 951g/人日は、類似都市（62 都市）の平均値 871g/人日を上回り、廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）14.0%は、類似都市の平均値 20.5%を下回っています。

本市の人口1人当たり年間処理費用 13,525 円/人年及び最終処分減量に要する費用 44,052 円/t については、類似都市の平均値（それぞれ 13,557 円/人年、43,245 円/t）を概ね同等となっています。また、廃棄物のうち最終処分される割合 12.0%は、類似自治体の平均値 6.5%を上回っています。



注)レーダーチャートの数値及び観音寺市の令和2年度実績値等は下表に示す。

図 3.2.15 類似都市の平均値を基準とした評価結果（令和2年度）

表 3.2.22 本市及び類似都市の評価指標値（令和2年度）

|                    | 人口1人1日当たり<br>ごみ総排出量<br>[kg/人日] | 廃棄物からの<br>資源回収率<br>[t/t] | 廃棄物のうち最終<br>処分される割合<br>[t/t] | 人口1人当たり<br>年間処理経費 <sup>注2)</sup><br>[円/人年] | 最終処分減量<br>に要する費用 <sup>注3)</sup><br>[円/t] |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 平均値                | 0.871                          | 0.205                    | 0.065                        | 13,557                                     | 43,245                                   |
| 最大                 | 1.149                          | 0.460                    | 0.179                        | 21,781                                     | 66,282                                   |
| 最小                 | 0.655                          | 0.078                    | 0.000                        | 4,983                                      | 16,874                                   |
| 富田林市               | 0.951                          | 0.140                    | 0.120                        | 13,525                                     | 44,052                                   |
| 指数値 <sup>注1)</sup> | 90.8                           | 68.3                     | 15.4                         | 100.2                                      | 98.1                                     |

注1)指数値の算出方法(市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針、環境省、平成25年4月改訂)

- ・大きい方が良好な指標: 実績値÷平均値×100
- ・小さい方が良好な指標: (1-[実績値-平均値]÷平均値)×100

注2)観音寺市以外の都市のデータについては、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)による計算結果を採用した。

注3)最終処分減量に要する費用: 最終処分量を減量化するために要した費用

$$\text{最終処分減量に要する費用} = (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$$

$$= (1,483,058 \text{千円} - 7,891 \text{千円}) / (38,057 \text{t} - 4,570 \text{t}) \times 1000 = 44,052 \text{円/t}$$

$$\text{最終処分費} = \text{最終処分費関係按分一般人件費} + \text{最終処分関係処理費} = 1,394 \text{千円} + 6,587 \text{千円} = 7,891 \text{千円}$$

#### (4) 排出抑制・資源化への取り組み

本市では、ごみの排出抑制・資源化のために、以下のような取り組みを行っています。

##### ① 家庭系ごみ

- ・資源ごみの回収

ごみの分別区分のうち、資源化するカン・ビンについては、平成 26 年 4 月からの月 1 回収集から月 2 回収集に変更しました。近年、リチウムイオン電池などが原因の火災等が増加しており令和 2 年 10 月から市役所や金剛連絡所でリサイクルできる電池の回収を行っています。また、市内の福祉施設の協力を得て、資源ごみの回収を推進しています。

- ・牛乳パックのステーション方式での収集

平成 25 年度に市内の 2 町会で試行実施した結果により、平成 26 年度から市内全域で実施しています。また、令和 4 年度より月 1 回から月 2 回へ収集回数を変更しています。

- ・啓発活動

ごみの分別方法や出し方について、広報誌や本市ウェブサイトへの掲載、パンフレットなどにより、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールや、排出マナーの向上を図り、また資源ごみの洗浄などの質の向上を目指しています。平成 26 年度からはスマートフォンで、ごみの分別方法や収集日が簡単に確認できるようにしています。

また、リユース展の開催等を通じて、4 R の考え方・実践方法などについて、市民や事業所等へ周知を図ることで、ごみの減量やリサイクルの促進を図り、リサイクル率の向上を目指しています。

##### ② 事業系ごみ

- ・現在、事業系ごみは「もえるごみ」と「カン・ビン」の 2 種分別を実施しており、事業所の分別に対する理解を深めるよう徹底しています。

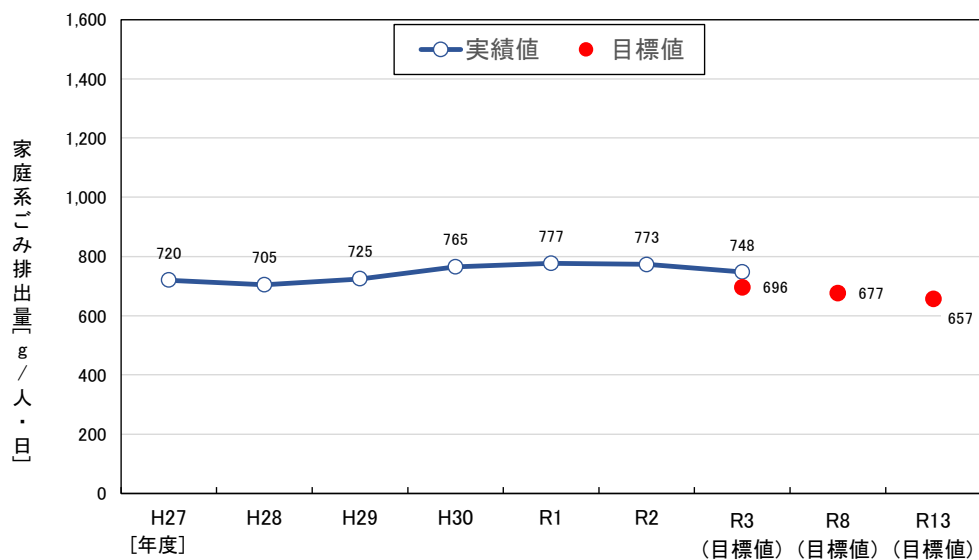
### 3.3 前計画における目標値の達成状況と課題

#### (1) ごみ総排出量

##### ① 家庭系ごみ排出量（資源ごみ含む）の目標値の達成状況

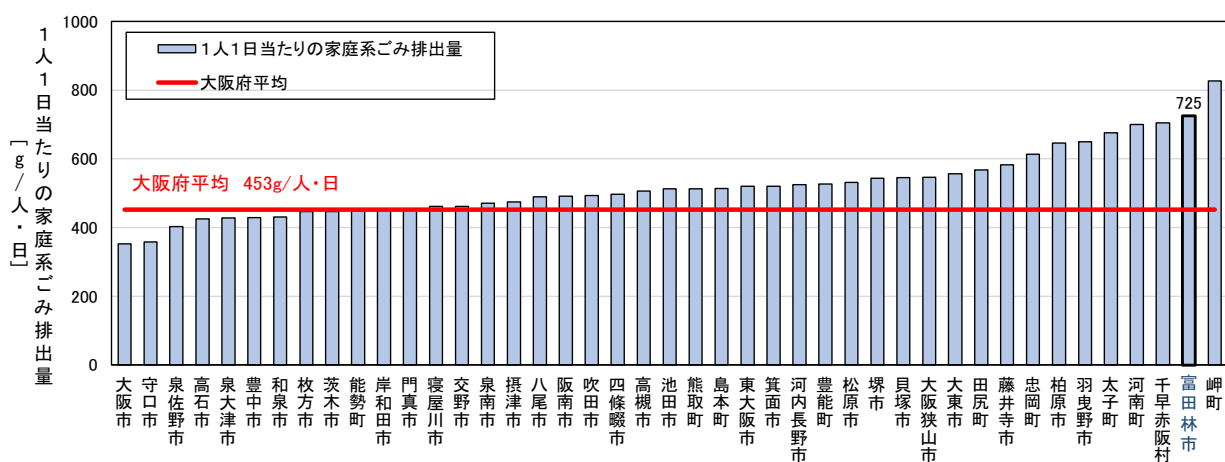
家庭系ごみ排出量は、図 3.3.1 に示すとおり、令和 2 年度以降緩やかな減少傾向にあり、令和 3 年度 748g/人・日となっています。平成 27 年度比約 3.3%削減の令和 3 年度目標値 696g/人・日は達成できませんでした。

また、国や大阪府の目標値の指標となっている 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、令和 2 年度 725g/人・日で、大阪府内で 2 番目に多くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.1 家庭系ごみ排出量の目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 集団回収、資源ごみ除く

図 3.3.2 大阪府内における 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)

表 3.3.1 大阪府内における1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)

| 順位 | 自治体名 | 1人1日当たりの<br>家庭系ごみ排出量<br>[g/人・日] | 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>家庭系ごみ排出量<br>[g/人・日] | 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>家庭系ごみ排出量<br>[g/人・日] |
|----|------|---------------------------------|----|-------|---------------------------------|----|-------|---------------------------------|
| 1  | 大阪市  | 352                             | 16 | 摂津市   | 475                             | 31 | 貝塚市   | 545                             |
| 2  | 守口市  | 358                             | 17 | 八尾市   | 489                             | 32 | 大阪狭山市 | 546                             |
| 3  | 泉佐野市 | 403                             | 18 | 阪南市   | 491                             | 33 | 大東市   | 557                             |
| 4  | 高石市  | 425                             | 19 | 吹田市   | 493                             | 34 | 田尻町   | 568                             |
| 5  | 泉大津市 | 428                             | 20 | 四條畷市  | 497                             | 35 | 藤井寺市  | 583                             |
| 6  | 豊中市  | 429                             | 21 | 高槻市   | 506                             | 36 | 忠岡町   | 613                             |
| 7  | 和泉市  | 431                             | 22 | 池田市   | 513                             | 37 | 柏原市   | 646                             |
| 8  | 枚方市  | 447                             | 23 | 熊取町   | 513                             | 38 | 羽曳野市  | 650                             |
| 9  | 茨木市  | 447                             | 24 | 島本町   | 514                             | 39 | 太子町   | 676                             |
| 10 | 能勢町  | 448                             | 25 | 東大阪市  | 520                             | 40 | 河南町   | 700                             |
| 11 | 岸和田市 | 450                             | 26 | 箕面市   | 520                             | 41 | 千早赤阪村 | 704                             |
| 12 | 門真市  | 452                             | 27 | 河内長野市 | 525                             | 42 | 富田林市  | 725                             |
| 13 | 寝屋川市 | 461                             | 28 | 豊能町   | 527                             | 43 | 岬町    | 827                             |
| 14 | 交野市  | 461                             | 29 | 松原市   | 531                             | -  | 府内平均値 | 453                             |
| 15 | 泉南市  | 471                             | 30 | 堺市    | 544                             |    |       |                                 |

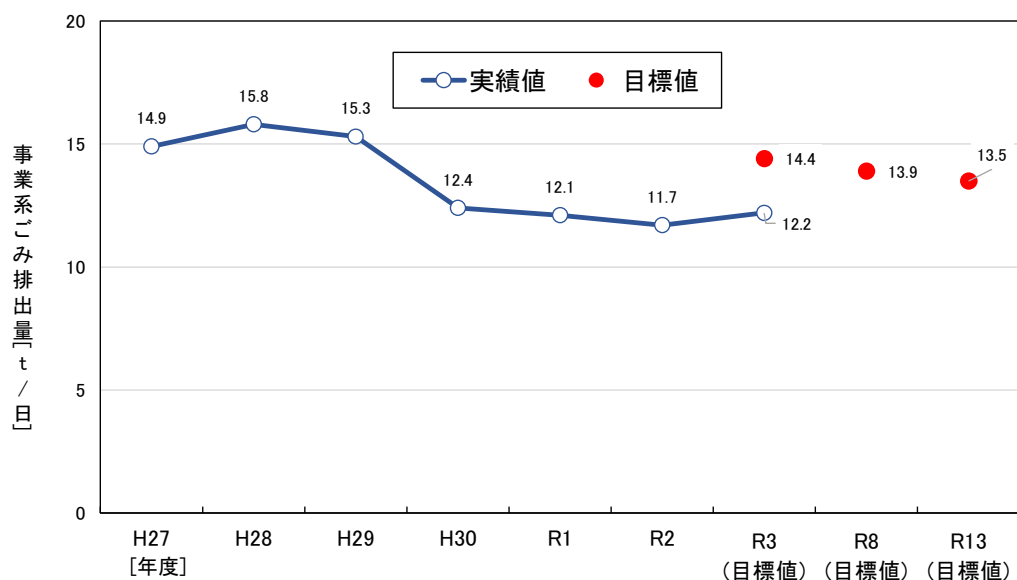
出典: 令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 集団回収、資源ごみ除く

## ② 事業系ごみ排出量の目標値の達成状況

事業系ごみ排出量は、図 3.3.3 に示すとおり、平成 29 年度以降は減少傾向にあり、令和 3 年度 12.2t/日となっています。平成 27 年度比約 3.4%削減の令和 3 年度目標値 14.4t/日は平成 30 年度から既に達成できています。

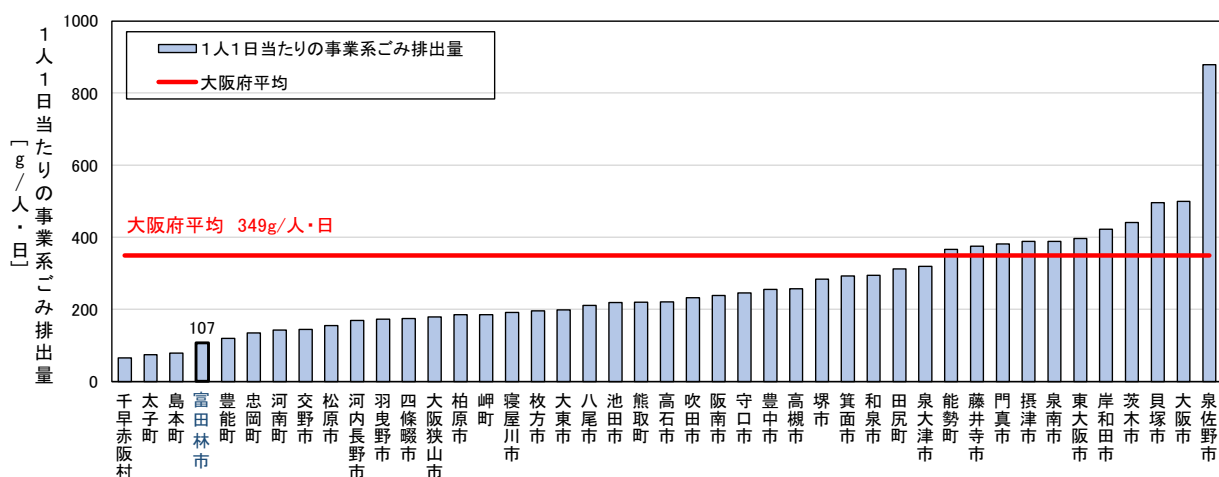
また、1人1日当たり事業系ごみ排出量は、令和 2 年度 107g/人・日で、大阪府内で 4 番目に少なくなっています。



出典: 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.3 事業系ごみ排出量の目標値の達成状況





出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.4 大阪府内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

表 3.3.2 大阪府内における1人1日当たり事業系ごみ排出量

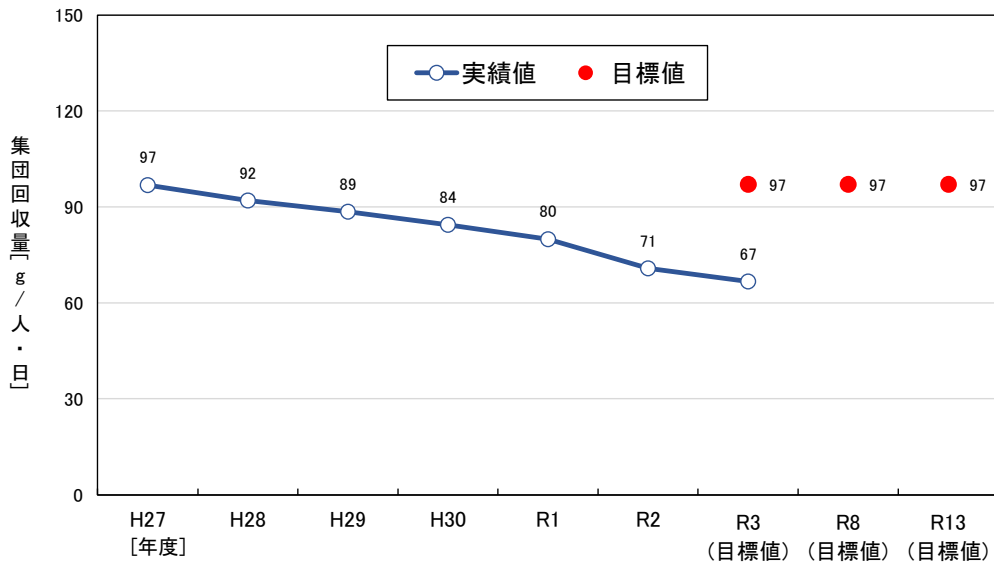
| 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日] | 順位 | 自治体名 | 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日] | 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日] |
|----|-------|--------------------------|----|------|--------------------------|----|-------|--------------------------|
| 1  | 千早赤阪村 | 65                       | 16 | 寝屋川市 | 191                      | 31 | 田尻町   | 312                      |
| 2  | 太子町   | 74                       | 17 | 枚方市  | 196                      | 32 | 泉大津市  | 319                      |
| 3  | 島本町   | 79                       | 18 | 大東市  | 198                      | 33 | 能勢町   | 367                      |
| 4  | 富田林市  | 107                      | 19 | 八尾市  | 211                      | 34 | 藤井寺市  | 375                      |
| 5  | 豊能町   | 119                      | 20 | 池田市  | 219                      | 35 | 門真市   | 381                      |
| 6  | 忠岡町   | 135                      | 21 | 熊取町  | 220                      | 36 | 摂津市   | 388                      |
| 7  | 河南町   | 143                      | 22 | 高石市  | 221                      | 37 | 泉南市   | 389                      |
| 8  | 交野市   | 144                      | 23 | 吹田市  | 232                      | 38 | 東大阪市  | 397                      |
| 9  | 松原市   | 155                      | 24 | 阪南市  | 239                      | 39 | 岸和田市  | 422                      |
| 10 | 河内長野市 | 169                      | 25 | 守口市  | 245                      | 40 | 茨木市   | 441                      |
| 11 | 羽曳野市  | 173                      | 26 | 豊中市  | 255                      | 41 | 貝塚市   | 496                      |
| 12 | 四條畷市  | 175                      | 27 | 高槻市  | 257                      | 42 | 大阪市   | 499                      |
| 13 | 大阪狭山市 | 179                      | 28 | 堺市   | 284                      | 43 | 泉佐野市  | 879                      |
| 14 | 柏原市   | 185                      | 29 | 箕面市  | 293                      | -  | 府内平均値 | 349                      |
| 15 | 岬町    | 185                      | 30 | 和泉市  | 294                      |    |       |                          |

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

### ③ 集団回収量の目標値の達成状況

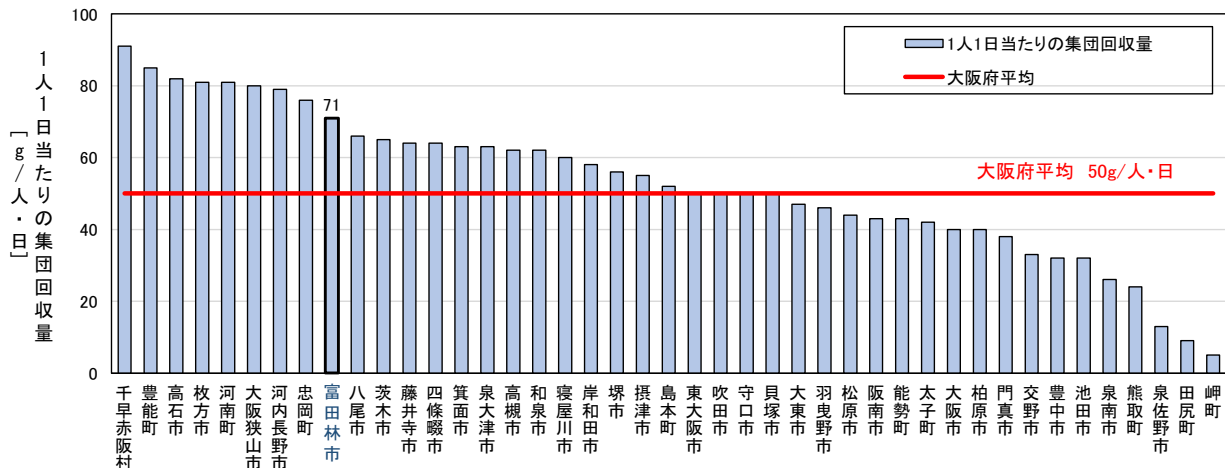
集団回収量は、図 3.3.5 に示すとおり、平成27年度以降減少傾向が継続しており、令和3年度 67g/人・日となっています。平成27年度と同程度の令和3年度目標値 97g/人・日は達成できませんでした。

また、1人1日当たり集団回収量は、令和2年度 71g/人・日で、大阪府内で9番目に多くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.5 集団回収量の目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.6 大阪府内における1人1日当たり集団回収量

表 3.3.3 大阪府内における1人1日当たり集団回収量

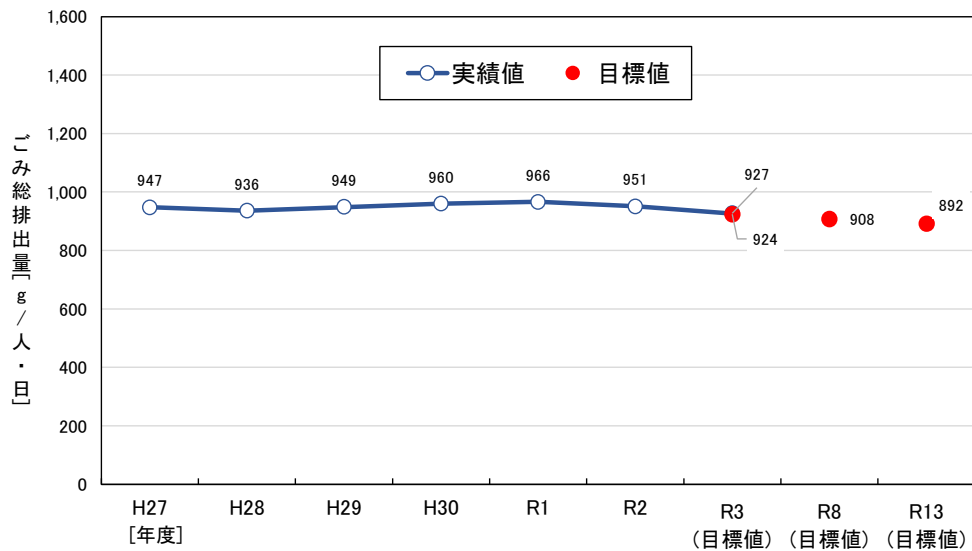
| 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>集団回収量<br>[g/人・日] | 順位 | 自治体名 | 1人1日当たりの<br>集団回収量<br>[g/人・日] | 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>集団回収量<br>[g/人・日] |
|----|-------|------------------------------|----|------|------------------------------|----|-------|------------------------------|
| 1  | 千早赤阪村 | 91                           | 16 | 高槻市  | 62                           | 31 | 能勢町   | 43                           |
| 2  | 豊能町   | 85                           | 17 | 和泉市  | 62                           | 32 | 太子町   | 42                           |
| 3  | 高石市   | 82                           | 18 | 寝屋川市 | 60                           | 33 | 大阪市   | 40                           |
| 4  | 枚方市   | 81                           | 19 | 岸和田市 | 58                           | 34 | 柏原市   | 40                           |
| 5  | 河南町   | 81                           | 20 | 堺市   | 56                           | 35 | 門真市   | 38                           |
| 6  | 大阪狭山市 | 80                           | 21 | 摂津市  | 55                           | 36 | 交野市   | 33                           |
| 7  | 河内長野市 | 79                           | 22 | 島本町  | 52                           | 37 | 豊中市   | 32                           |
| 8  | 忠岡町   | 76                           | 23 | 東大阪市 | 50                           | 38 | 池田市   | 32                           |
| 9  | 富田林市  | 71                           | 24 | 吹田市  | 50                           | 39 | 泉南市   | 26                           |
| 10 | 八尾市   | 66                           | 25 | 守口市  | 50                           | 40 | 熊取町   | 24                           |
| 11 | 茨木市   | 65                           | 26 | 貝塚市  | 50                           | 41 | 泉佐野市  | 13                           |
| 12 | 藤井寺市  | 64                           | 27 | 大東市  | 47                           | 42 | 田尻町   | 9                            |
| 13 | 四條畷市  | 64                           | 28 | 羽曳野市 | 46                           | 43 | 岬町    | 5                            |
| 14 | 箕面市   | 63                           | 29 | 松原市  | 44                           | -  | 府内平均値 | 50                           |
| 15 | 泉大津市  | 63                           | 30 | 阪南市  | 43                           |    |       |                              |

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

#### ④ ごみ総排出量の目標値の達成状況

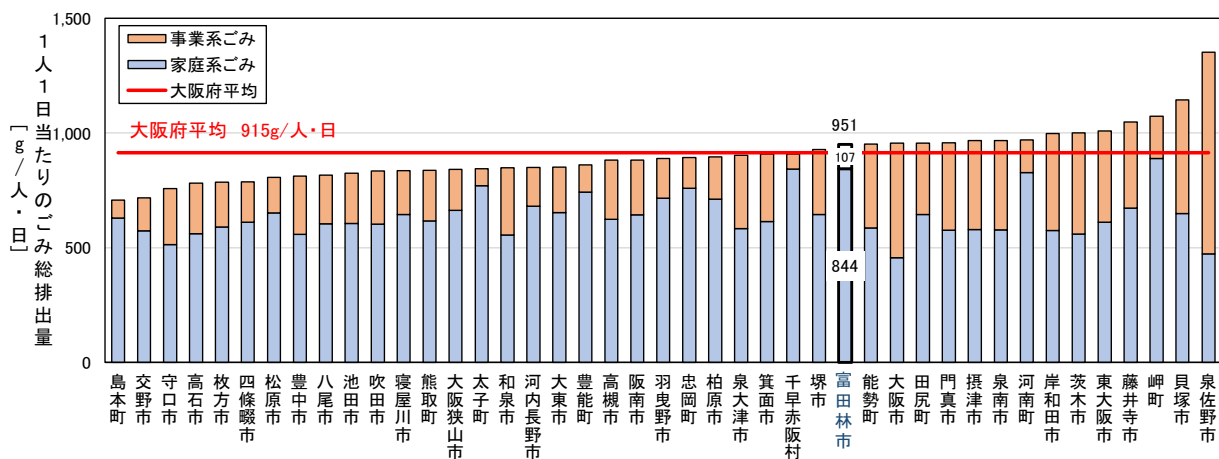
ごみ総排出量は、図 3.3.7 に示すとおり、平成 29 年度以降緩やかな増加傾向にありましたが、令和 3 年度 927g/人・日となっています。平成 27 年度比約 2.4% 削減の令和 3 年度目標値 924g/人・日はわずかに達成できませんでした。

また、1 人 1 日当たりごみ総排出量は、令和 2 年度 951g/人・日で、大阪府内で 15 番目に多くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.7 ごみ総排出量の目標値の達成状況



出典：令和 2 年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 家庭系ごみは、集団回収を含む。

図 3.3.8 大阪府内における 1 人 1 日当たりごみ総排出量

表 3.3.4 大阪府内における1人1日当たりごみ総排出量

| 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>ごみ総排出量<br>[g/人・日] | 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>ごみ総排出量<br>[g/人・日] | 順位 | 自治体名  | 1人1日当たりの<br>ごみ総排出量<br>[g/人・日] |
|----|-------|-------------------------------|----|-------|-------------------------------|----|-------|-------------------------------|
| 1  | 島本町   | 708                           | 16 | 和泉市   | 849                           | 31 | 大阪市   | 956                           |
| 2  | 交野市   | 718                           | 17 | 河内長野市 | 850                           | 32 | 田尻町   | 956                           |
| 3  | 守口市   | 758                           | 18 | 大東市   | 851                           | 33 | 門真市   | 957                           |
| 4  | 高石市   | 782                           | 19 | 豊能町   | 861                           | 34 | 摂津市   | 966                           |
| 5  | 枚方市   | 786                           | 20 | 高槻市   | 881                           | 35 | 泉南市   | 966                           |
| 6  | 四條畷市  | 787                           | 21 | 阪南市   | 883                           | 36 | 河南町   | 970                           |
| 7  | 松原市   | 806                           | 22 | 羽曳野市  | 889                           | 37 | 岸和田市  | 998                           |
| 8  | 豊中市   | 813                           | 23 | 忠岡町   | 894                           | 38 | 茨木市   | 1,001                         |
| 9  | 八尾市   | 815                           | 24 | 柏原市   | 896                           | 39 | 東大阪市  | 1,008                         |
| 10 | 池田市   | 825                           | 25 | 泉大津市  | 903                           | 40 | 藤井寺市  | 1,049                         |
| 11 | 吹田市   | 835                           | 26 | 箕面市   | 908                           | 41 | 岬町    | 1,074                         |
| 12 | 寝屋川市  | 836                           | 27 | 千早赤阪村 | 909                           | 42 | 貝塚市   | 1,144                         |
| 13 | 熊取町   | 837                           | 28 | 堺市    | 929                           | 43 | 泉佐野市  | 1,352                         |
| 14 | 大阪狭山市 | 841                           | 29 | 富田林市  | 951                           | —  | 府内平均値 | 915                           |
| 15 | 太子町   | 845                           | 30 | 能勢町   | 953                           |    |       |                               |

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注) 家庭系ごみは、集団回収を含む。

## ⑤ 課題

本市のごみ総排出量は令和元年度まで緩やかな増加傾向にあり、1人1日当たりごみ総排出量は、大阪府内で15番目に多くなっています。また、1人1日当たり家庭系ごみ(資源ごみ除く)は、大阪府内で2番目に多くなっています。

もえるごみの中に含まれる紙類・布類の割合は、平成29年度以降令和2年度を除いて横ばい、また令和3年度には増加していることから、分別区分に関する理解が十分にされていないものと考えられます。

また、家庭系資源ごみの収集量は、概ね横ばいの傾向にありますが、分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。

事業系ごみについては、減少傾向にはあり、1人1日当たり事業系ごみ排出量は、大阪府平均の約30%程度で、大阪府で4番目に少なくなっています。今後も、事業者に対する減量化・再生利用の指導・啓発、事業系ごみの分別収集の徹底を継続的に実施していく必要があります。

## (2) 焼却処理量

### ① 目標値の達成状況

焼却処理量は、図 3.3.9 に示すとおり、平成 29 年度以降緩やかな増加傾向にありましたが、令和 2 年度以降は減少に転じています。平成 27 年度比約 7.5%削減の令和 3 年度目標値 31,225t/年はわずかに達成できませんでした。

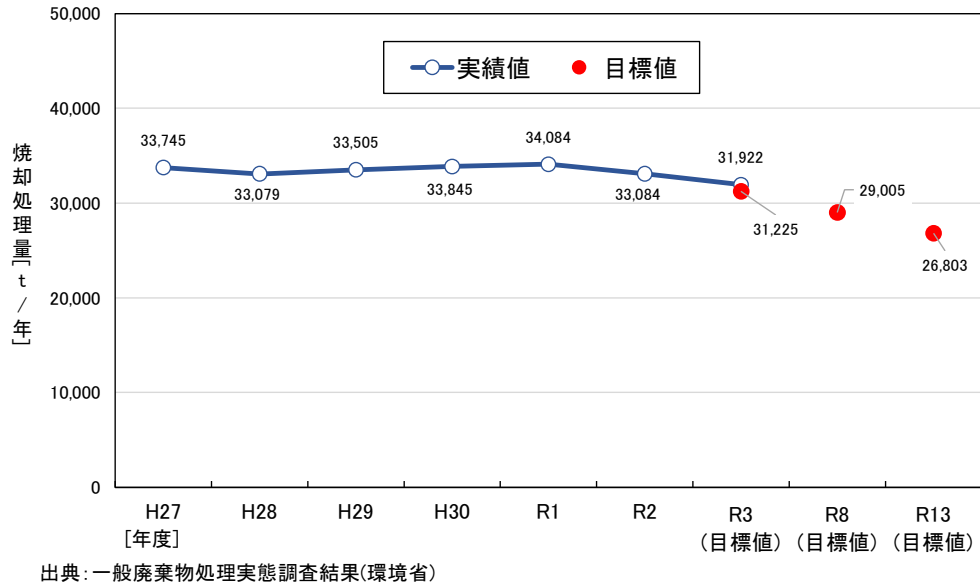


図 3.3.9 焼却処理量の目標値の達成状況

### ② 課題

令和元年度までの焼却処理量の緩やかな増加傾向の要因は、家庭系ごみ排出量の増加と考えられ、令和 2 年度以降の減少は事業系ごみ排出量の減少と考えられます。

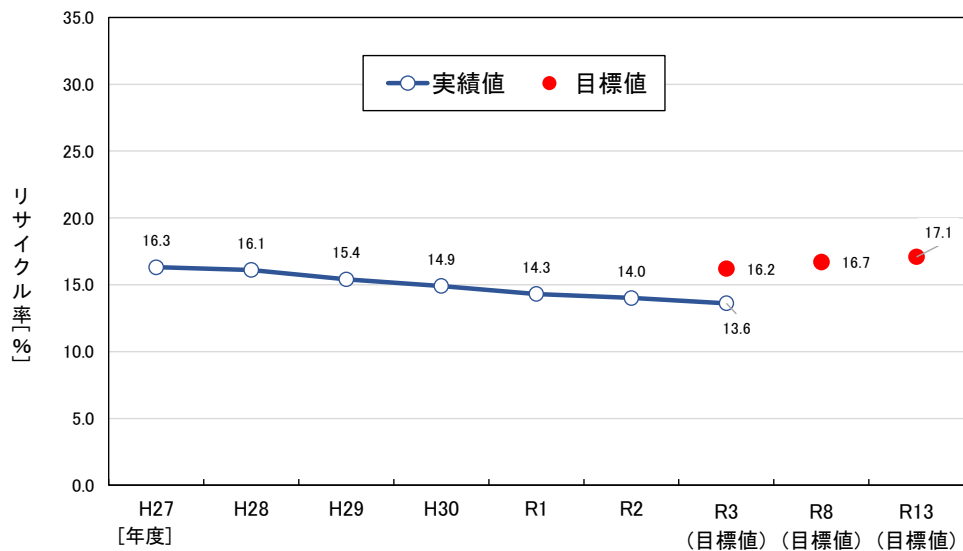
このため、家庭系もえるごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。

### (3) リサイクル率

#### ① 目標値の達成状況

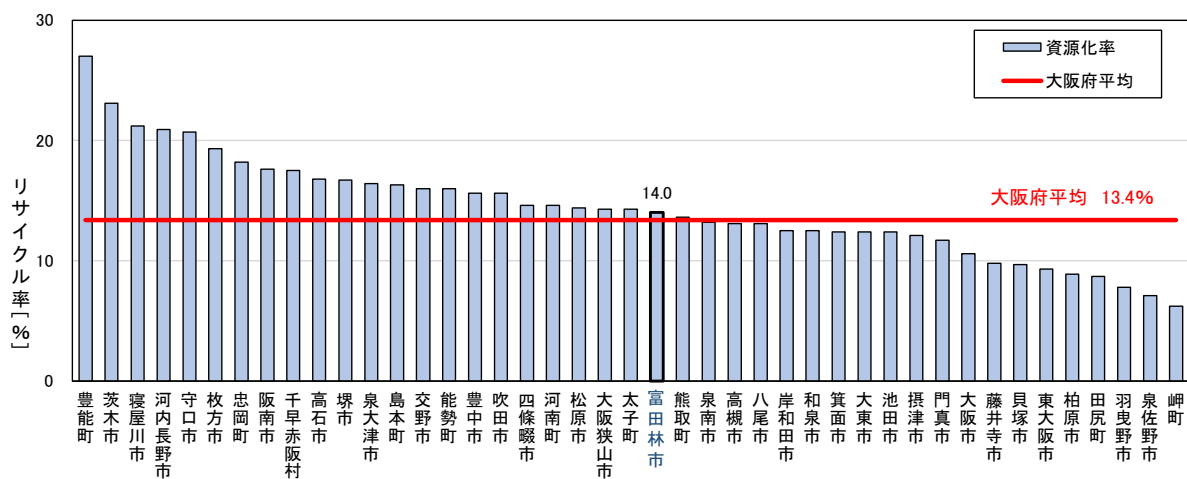
リサイクル率は、図 3.3.10 に示すとおり、低下傾向が継続しており、令和3年度 13.6%となっています。令和3年度目標値 16.2%は達成できませんでした。

また、令和2年度のリサイクル率は 14.0%で、大阪府内で 23 番目に高くなっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.10 リサイクル率の目標値の達成状況



出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.11 大阪府内におけるリサイクル率

表 3.3.5 大阪府内におけるリサイクル率

| 順位 | 自治体名  | リサイクル率<br>[%] | 順位 | 自治体名  | リサイクル率<br>[%] | 順位 | 自治体名  | リサイクル率<br>[%] |
|----|-------|---------------|----|-------|---------------|----|-------|---------------|
| 1  | 豊能町   | 27.0          | 16 | 豊中市   | 15.6          | 31 | 大東市   | 12.4          |
| 2  | 茨木市   | 23.1          | 17 | 吹田市   | 15.6          | 32 | 池田市   | 12.4          |
| 3  | 寝屋川市  | 21.2          | 18 | 四條畷市  | 14.6          | 33 | 摂津市   | 12.1          |
| 4  | 河内長野市 | 20.9          | 19 | 河南町   | 14.6          | 34 | 門真市   | 11.7          |
| 5  | 守口市   | 20.7          | 20 | 松原市   | 14.4          | 35 | 大阪市   | 10.6          |
| 6  | 枚方市   | 19.3          | 21 | 大阪狭山市 | 14.3          | 36 | 藤井寺市  | 9.8           |
| 7  | 忠岡町   | 18.2          | 22 | 太子町   | 14.3          | 37 | 貝塚市   | 9.7           |
| 8  | 阪南市   | 17.6          | 23 | 富田林市  | 14.0          | 38 | 東大阪市  | 9.3           |
| 9  | 千早赤阪村 | 17.5          | 24 | 熊取町   | 13.6          | 39 | 柏原市   | 8.9           |
| 10 | 高石市   | 16.8          | 25 | 泉南市   | 13.2          | 40 | 田尻町   | 8.7           |
| 11 | 堺市    | 16.7          | 26 | 高槻市   | 13.1          | 41 | 羽曳野市  | 7.8           |
| 12 | 泉大津市  | 16.4          | 27 | 八尾市   | 13.1          | 42 | 泉佐野市  | 7.1           |
| 13 | 島本町   | 16.3          | 28 | 岸和田市  | 12.5          | 43 | 岬町    | 6.2           |
| 14 | 交野市   | 16.0          | 29 | 和泉市   | 12.5          | -  | 府内平均值 | 13.4          |
| 15 | 能勢町   | 16.0          | 30 | 箕面市   | 12.4          |    |       |               |

出典：令和2年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

## ② 課題

リサイクル率は減少傾向が続いており、家庭系もえるごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う等、3種6分別の徹底はもちろんのこと、分別の強化を図っていく必要があります。

各種容器包装の素材の軽量化、新聞や雑誌の発行部数などの減少に伴い、資源ごみの発生量そのものが減少していることやスーパー店頭における資源回収などの民間主導によるリサイクルの進展により、資源物の排出方法が多様化しています。

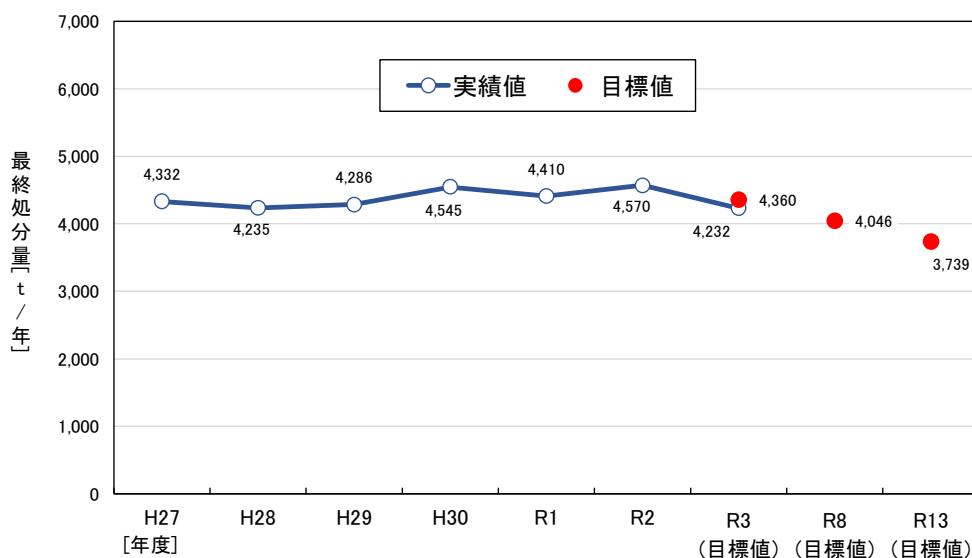
また、収集・集団回収ともに資源化量は減少傾向にあることから、これらのことを踏まえて、リサイクル率の考え方について検討する必要があります。

また、アジア諸国における廃プラスチックや古紙の禁輸措置等の影響など、資源化施策を取り巻く環境は大きく変化していることから、今後の社会経済環境に合わせた施策や拠点回収等の資源化施策の強化が必要です。

#### (4) 最終処分量

##### ① 目標値の達成状況

最終処分量は、図 3.3.12 に示すとおり、平成 29 年度以降緩やかな増加傾向で推移していましたが、令和 3 年度は 4,232t/年となっており、令和 3 年度目標値 4,360t/年は達成できませんでした。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 3.3.12 最終処分量の目標値の達成状況

##### ② 課題

最終処分量は全て焼却残渣となっていますので、最終処分量の緩やかな増加傾向の要因は、焼却処理量の推移と一致しており、家庭系ごみ排出量の増加傾向がその要因となっていると考えられます。また、近年、焼却残渣発生率が若干増加傾向にあります。

このため、家庭系もえるごみに混入していると考えられる資源ごみの分別精度を高めるため、様々な機会や場を活用して効果的・効率的な周知啓発を行う必要があります。また、食品ロスの削減に向けて、発生抑制の取組の強化が必要になっています。また、運転開始から 37 年が経過しているごみ焼却施設の計画的な点検・整備の継続とともに、基幹的設備改良等の検討が必要となっています。



### 4.1 基本方針

私たちの生活は、物質的に豊かである一方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済が深刻な環境負荷増大をもたらしています。今後は、ライフスタイルの見直しなどを通じ、天然資源の消費を抑制し、社会全体での物質循環が円滑に行われるよう、循環型社会を形成していくことが求められています。

国の基本計画としては、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）が閣議決定されました。

循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げています。

本市においても、本市の将来像「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる笑顔あふれるまち 富田林」を「主体的な市民参加と協働によるまちづくり」によって実現するため、前計画の基本方針を踏襲して「循環型社会の形成」を推進していきます。

このため、「3R」（リデュース[Reduce]、リユース[Reuse]、リサイクル[Recycle]）に加え、レジ袋や過剰な包装など、不要なものを断ること（リフューズ[Refuse]）が重要であるとの認識のもと、今後も、本市としては、「3R」にリフューズを加えた「4R」を推進していきます。

さらに、今後は、市民、市民公益活動団体、事業者、行政などの各主体が互いに連携し合いながら、循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境にやさしいまちづくりを進め、将来世代に引き継ぐことが重要となっています。

本計画の基本方針としては、表 4.1.1 に示すとおり、【基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」】、【基本方針Ⅱ「資源循環の推進」】及び【基本方針Ⅲ「適正処理の推進」】として設定します。

表 4.1.1 本計画の基本方針

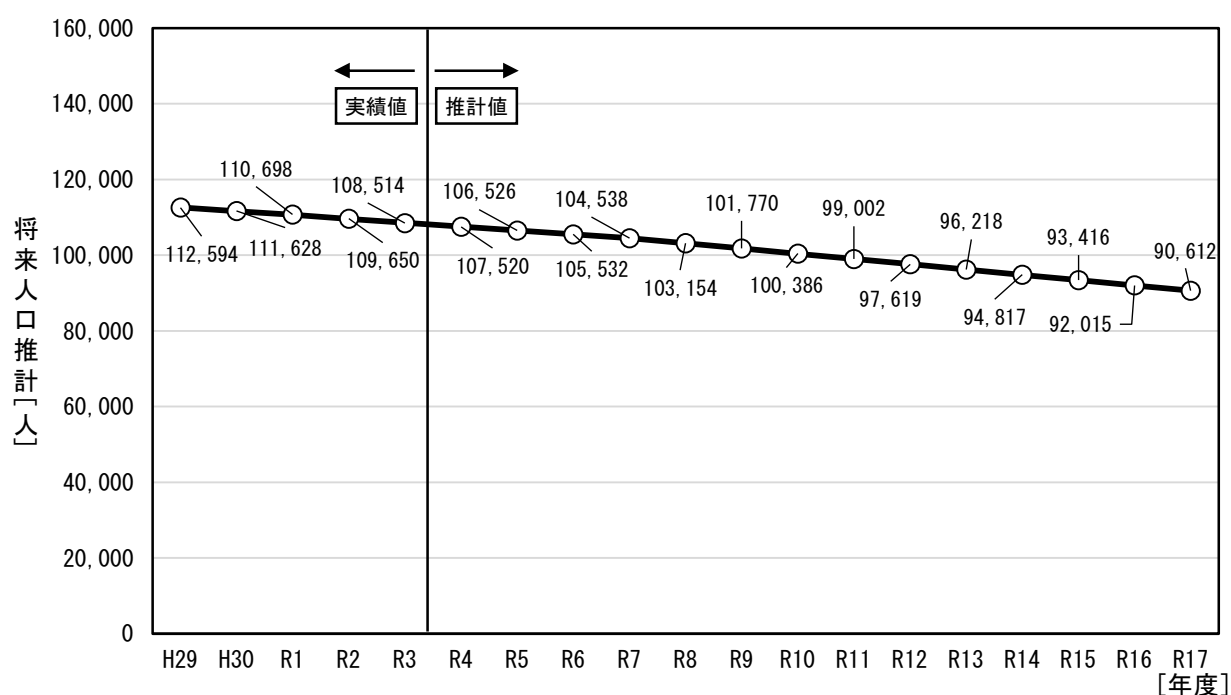
| 基本方針                            |                   | 取組内容                                                                                                 |
|---------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【基本方針Ⅰ】<br>発生抑制・排出抑制<br>・再使用の推進 | 断ること<br>(Refuse)  | 市民・市民公益活動団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、不要なものをもらわない、過剰な包装等を断るという意識を持つよう普及啓発を図り、ごみの減量化を促進していきます。 |
|                                 | 排出抑制<br>(Reduce)  | 市民・市民公益活動団体・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行い、ごみの発生を可能な限り防いでいきます。また、発生抑制を推進するための施策を検討し、実施していきます。             |
|                                 | 再使用<br>(Reuse)    | 発生したごみについては、可能な限り再使用を図るよう、市民・市民公益活動団体・事業者に促していきます。また、再使用を促進するような施策を検討し、実施していきます。                     |
| 【基本方針Ⅱ】<br>資源循環の推進              | 再生利用<br>(Recycle) | 市民・市民公益活動団体・事業者が協力して、リサイクル可能なものを極力分別するよう周知し、資源化率の向上を図っていきます。また、集団回収等の取組を推奨し、再資源量の増加を図っていきます。         |
| 【基本方針Ⅲ】<br>適正処理の推進              |                   | ごみとして排出されたものについては、南河内環境事業組合のごみ処理施設で減量化・資源化・安定化等の適正処理を行っていきます。また、ダイオキシン類対策をはじめ環境に配慮した運転を要請していきます。     |

## 4.2 将来予測（現状趨勢）

### （1）将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 4.2.1 に示すとおり、第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略（富田林市、令和2年3月）の新たなシナリオに基づく推計結果（新推計）の人口を用います。

本市の人口は、令和4年3月末現在で約109千人、今後、徐々に人口減少が進み、計画目標年度の令和13年度には96千人となると推計され、令和3年度と比べて約13千人減少することになります。



注1) 実績人口：住民基本台帳3月末人口

注2) R4年度以降推計人口：第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）の新たなシナリオに基づく推計結果（新推計）を基に推計

図 4.2.1 将来人口の推計

## (2) ごみ排出量の将来推計

### ① 将来推計の考え方

将来推計は、本市がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持・強化し、市民や事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合【現状趨勢】でのごみ排出量の推計になります。

家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収等の将来推計の考え方は、表 4.2.1 に示すとおりです。

なお、ごみ排出量の推計に用いるごみ排出量実績は、令和2年度及び令和3年度に新型コロナウイルス感染症の影響がみられなかったことから、平成29年度～令和3年度の5年間の実績を用いることとしています。

表 4.2.1 ごみ排出量の将来推計の考え方

|                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家庭系ごみ排出量                                                                                                                                                                                                                                  | <p>○平成29年～令和3年度の5年間の家庭系ごみの排出区分別に1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計</p> <p>○将来人口は、第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口を基本として設定</p> <p>○家庭系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10<sup>6</sup></p>                    |
| 事業系ごみ排出量                                                                                                                                                                                                                                  | <p>○平成29年～令和3年度の5年間の事業系ごみの排出区分別に1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計</p> <p>○将来人口は、第2期富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口を基本として設定</p> <p>○事業系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10<sup>6</sup></p>                    |
| 集団回収量                                                                                                                                                                                                                                     | <p>○平成29年～令和3年度の5年間の1人1日当たり集団回収量(g/人・日)を基に将来推計</p> <p>○古紙需給統計では、令和3年度を基準として令和13年度に約25%減少となるため、紙類を主体とする集団回収の推計に当たってはこれを考慮して将来推計</p> <p>○集団回収量(t/年)=1人1日ごみ集団回収量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10<sup>6</sup></p> |
| <p>・ごみ排出量(t/年)=家庭系ごみ排出量(t/年)+事業系ごみ排出量(t/年)</p> <p>・ごみ総排出量(t/年)=ごみ排出量(t/年)+集団回収量(t/年)</p> <p>・資源化量(t/年)=資源化施設回収量(t/年)+中間処理後回収量(t/年)+集団回収量(t/年)</p> <p>・リサイクル率(%)=資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100</p> <p>・最終処分率(%)=最終処分量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100</p> |                                                                                                                                                                                                       |

## ② ごみ総排出量の将来推計結果

ごみ総排出量の将来推計結果は、図 4.2.2 及び表 4.2.2 に示すとおりです。

ごみ総排出量は減少傾向で推移し、令和13年度には32,735/年となります。また、1人1日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ（資源ごみ除く）は若干増加傾向、事業系ごみは現状維持となる見込みです。

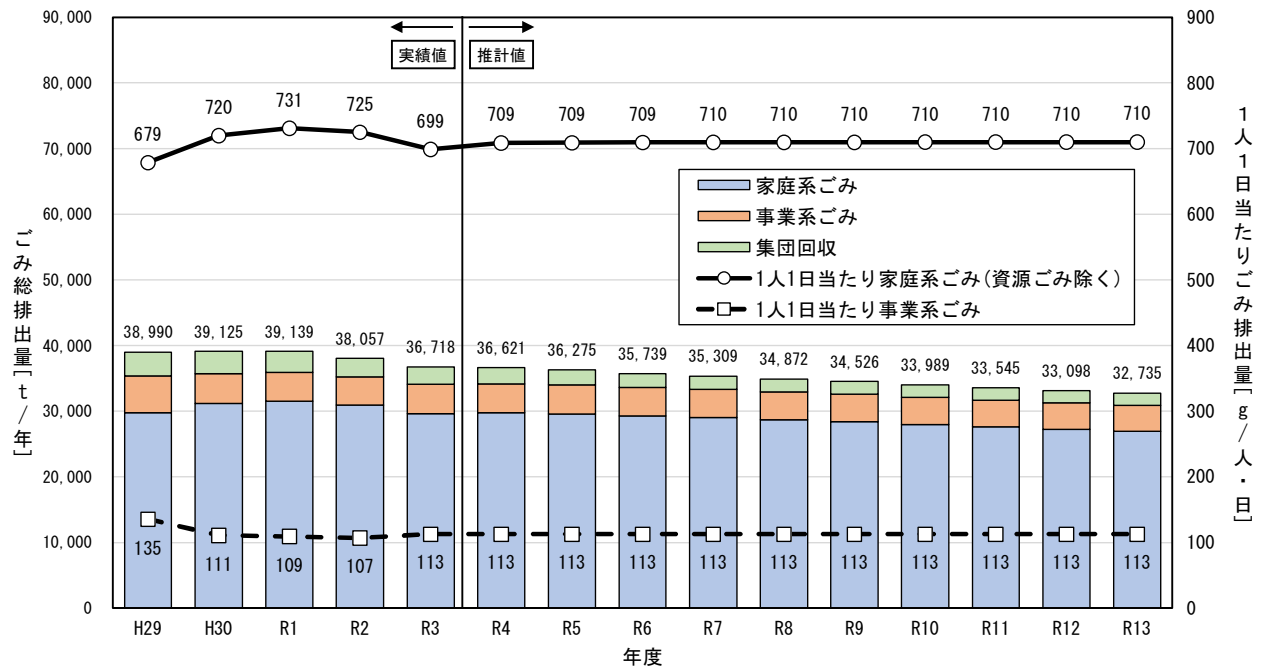


図 4.2.2 ごみ総排出量の将来推計結果

表 4.2.2 ごみ総排出量の将来推計結果

| 区分               |               | 単位    | 令和3年度<br>(基準年度) | 令和8年度<br>(中間目標) | 令和13年度<br>(最終目標) |
|------------------|---------------|-------|-----------------|-----------------|------------------|
| 人口               |               | 人     | 108,514         | 103,154         | 96,218           |
| ごみ排出量            | 家庭系ごみ         | t/年   | 29,611          | 28,681          | 26,945           |
|                  | 家庭系ごみ(資源ごみ除く) | t/年   | 27,679          | 26,722          | 25,001           |
|                  | 事業系ごみ         | t/年   | 4,466           | 4,246           | 3,971            |
|                  | ごみ排出量計        | t/年   | 34,077          | 32,927          | 30,916           |
| 集団回収量            |               | t/年   | 2,641           | 1,945           | 1,819            |
| ごみ総排出量           |               | t/年   | 36,718          | 34,872          | 32,735           |
| 1人1人当たり<br>ごみ排出量 | 家庭系ごみ         | g/人・日 | 748             | 762             | 765              |
|                  | 家庭系ごみ(資源ごみ除く) | g/人・日 | 699             | 710             | 710              |
|                  | 事業系ごみ         | g/人・日 | 113             | 113             | 113              |
|                  | ごみ排出量計        | g/人・日 | 860             | 875             | 878              |
| 1人1日当たり集団回収量     |               | g/人・日 | 67              | 52              | 52               |
| 1人1日当たりごみ総排出量    |               | g/人・日 | 927             | 926             | 930              |

### ③ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 4.2.3 及び表 4.2.3 に示すとおりです。

資源化量は減少傾向で推移し、令和13年度には4,160t/年と令和3年度（基準年度）の約17%減となります。また、リサイクル率も減少傾向が継続し、令和13年度には12.7%となる見込みです。

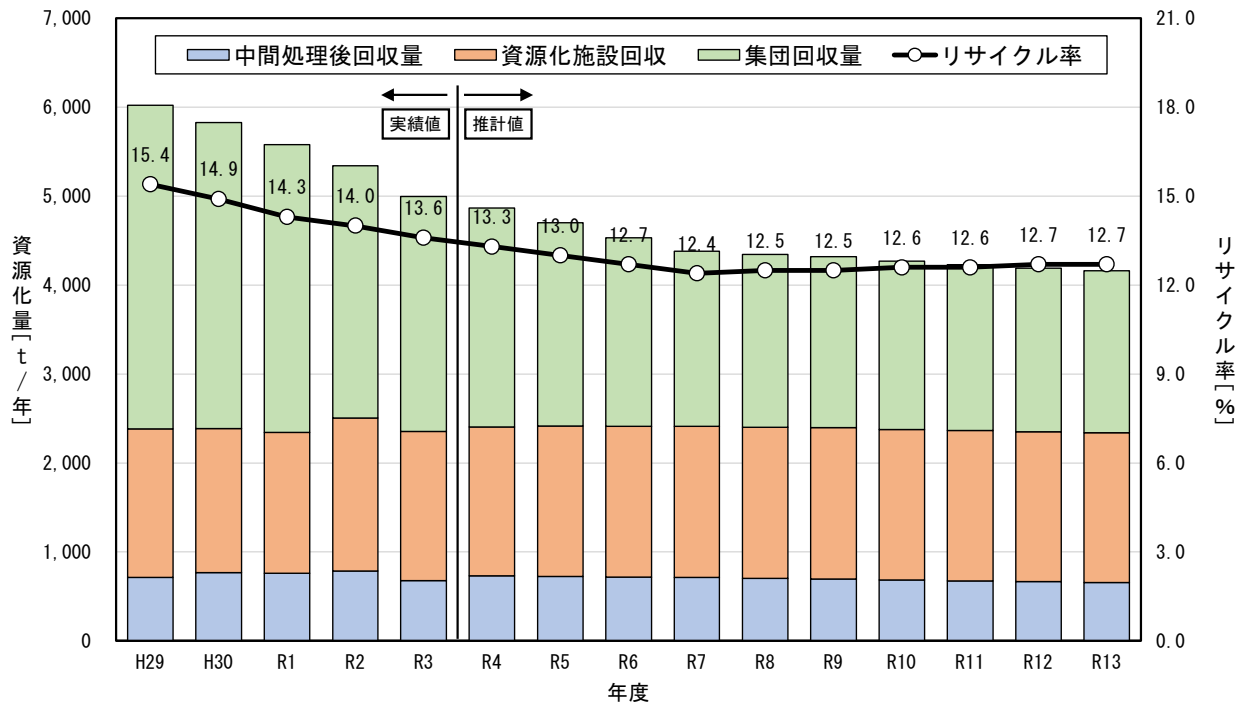


図 4.2.3 資源化量の将来推計結果

表 4.2.3 資源化量及び最終処分量の将来推計結果

| 区分     |          | 単位  | 令和3年度<br>(基準年度) | 令和8年度<br>(中間目標) | 令和13年度<br>(最終目標) |
|--------|----------|-----|-----------------|-----------------|------------------|
| ごみ総排出量 |          | t/年 | 36,718          | 34,872          | 32,735           |
| 資源化量   | 中間処理後回収量 | t/年 | 678             | 702             | 658              |
|        | 資源化施設回収量 | t/年 | 1,678           | 1,699           | 1,683            |
|        | 集団回収量    | t/年 | 2,641           | 1,945           | 1,819            |
|        | 計        | t/年 | 4,997           | 4,346           | 4,160            |
| リサイクル率 |          | %   | 13.6            | 12.5            | 12.7             |
| 最終処分量  |          | t/年 | 4,232           | 4,092           | 3,829            |
| 最終処分率  |          | %   | 11.5            | 11.7            | 11.7             |

#### ④ 最終処分量の将来推計結果

最終処分量の将来推計結果は、図 4. 2. 4 及び表 4. 2. 3 に示すとおりです。

最終処分量は減少傾向で推移し、令和 13 年度には 3,829t/年と令和 3 年度（基準年度）の約 10% 減となります。また、最終処分率は概ね現状維持で推移する見込みです。

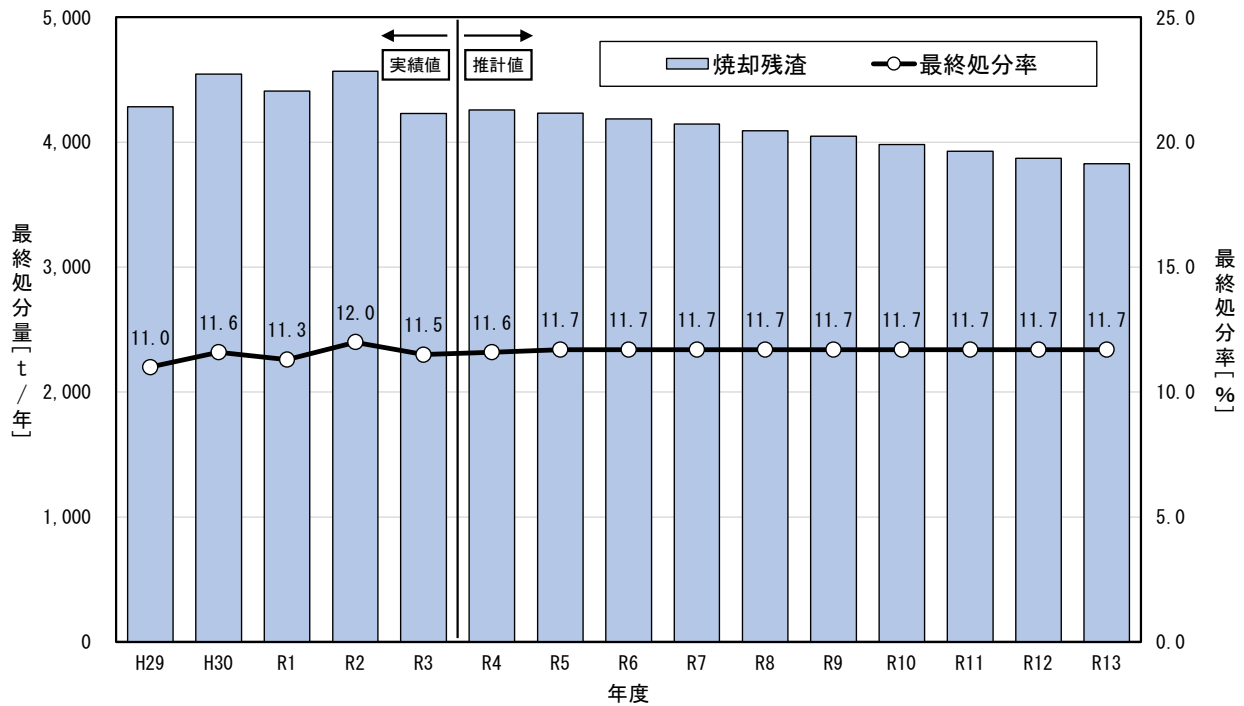


図 4. 2. 4 最終処分量の将来推計結果

#### 4.3 計画の目標

##### (1) 目標の設定

本市のごみ処理の現状を踏まえ、国及び大阪府の動向を勘案して、令和3年度を基準年度、令和13年度を計画目標年度とした、以下の3つの数値目標を設定します。

目標1 家庭系ごみを約7%削減します。

【指標：1人1日当たり家庭系ごみ排出量】

\* 家庭系ごみ約7%削減は、市民1人1日当たり49g/人・日削減に相当します。  
⇒市民1人1日当たり「レジ袋(大)7枚分紙」の削減を目指します。

目標2 事業系ごみのさらなる削減を進めます。

【指標：1人1日当たり事業系ごみ排出量】

\* 事業系ごみは、令和3年度で市民1人1日当たり113g/人・日になっており、目標を達成しています。  
⇒大阪府内他都市と比較しても少ないですが、さらなる削減を目指します。

目標3 リサイクル率を約17%以上とします。

【指標：リサイクル率】

\* リサイクル率を令和3年度実績13.6%から17%に改善するためには、市民1人1日当たり資源化量54g/人・日の増加が必要です。  
⇒市民1人1日当たり「牛乳パック2個分」の資源化増を目指します。



## (2) 目標達成の考え方

### ① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

大阪府循環型社会推進計画では、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の令和7年度目標を令和元年度比で11%削減としています。

このため、本市の令和元年度実績 731g/人・日の 11%削減である 650g/人・日、すなわち令和3年度実績 699g/人日に対して約7%削減を最終目標値として設定します。

なお、中間目標値は、最終目標値までの目安として設定しています。

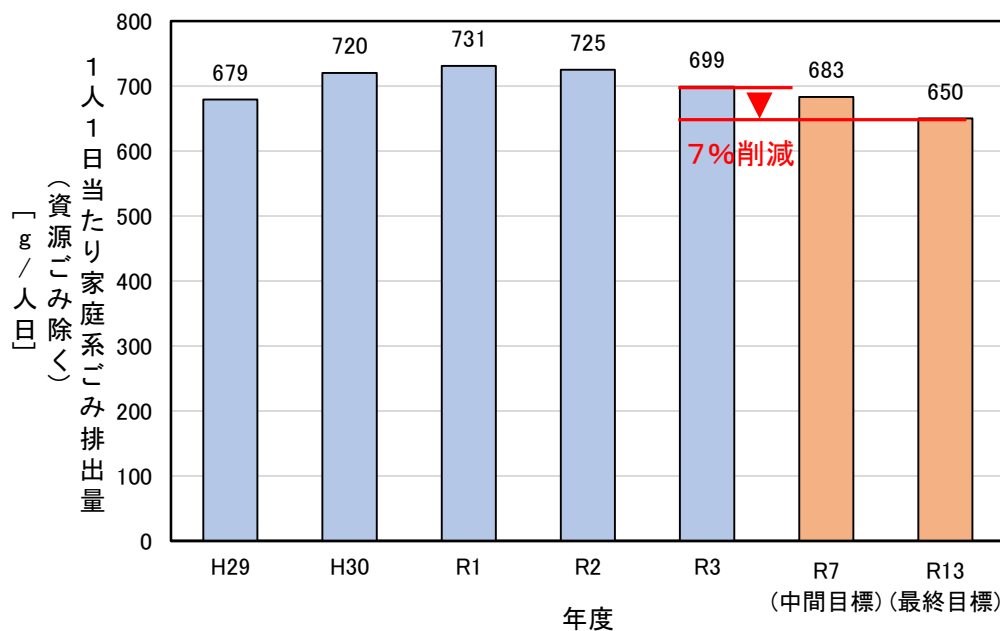


図 4.3.1 家庭系ごみ排出量の目標値

### ② 1人1日当たり事業系ごみ排出量の目標値

本市の1人1日当たり事業系ごみ排出量は、令和2年度実績 107g/人・日と大阪府内 43 市町村で4番目に少なくなっています。また、全国平均の半分以下になっています。このため、令和3年度実績 113g/人・日を基に最終目標年度に向けてさらなる削減に努めます。

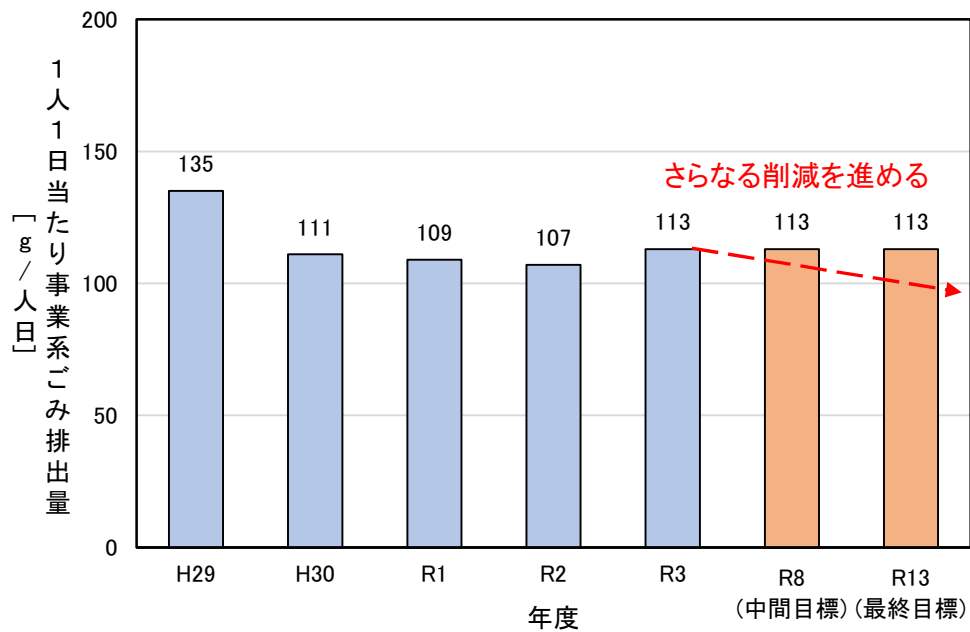


図 4.3.2 事業系ごみ排出量の目標値

### ③ リサイクル率の目標値

大阪府循環型社会推進計画では、再生利用率（リサイクル率）の令和7年度目標を17.7%としています。また、本市の前計画では令和13年度目標17.1%としています。

このため、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用に関する施策の推進や分別の徹底、また集団回収制度の見直し等により、先に示しました家庭系ごみの減量化分（粗大ごみ除く）の約50%が集団回収により資源化されると想定して、令和3年度実績値の約3.7ポイント増加である17%以上を最終目標値として設定します。

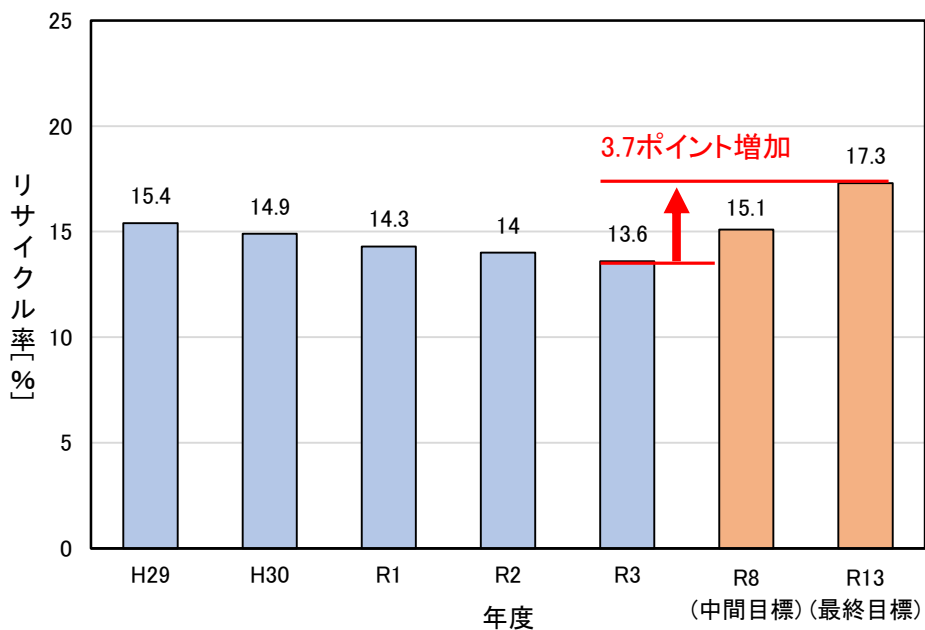


図 4.3.3 リサイクル率の目標値

## 第5章 ごみ処理基本計画の基本施策

### 5.1 施策体系

3つの基本方針である「基本方針Ⅰ 発生抑制・排出抑制・再使用の推進」、「基本方針Ⅱ 資源循環の推進」及び「基本方針Ⅲ 適正処理の推進」に基づき、ごみの減量・資源化施策並びにごみの適正処理施策に取り組んでいきます。

本計画における施策体系は、表 5.1.1 に示すとおりです。本計画では、目標の達成を目指し、令和4年度に実施したアンケート調査結果も参考として、22の基本施策を展開していきます。

表 5.1.1 本計画の施策体系

| 基本方針                        | 基本施策                          | 施策の位置付け |    |    |
|-----------------------------|-------------------------------|---------|----|----|
| 基本方針Ⅰ<br>「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」 | 1-01 啓発・情報提供の充実               |         | 拡充 |    |
|                             | 1-02 環境教育・環境学習の充実             |         | 拡充 |    |
|                             | 1-03 各種イベントの開催                | 継続      |    |    |
|                             | 1-04 家庭系生ごみの減量化の推進            | 継続      |    |    |
|                             | 1-05 食品ロス削減の推進                |         |    | 新規 |
|                             | 1-06 有料シール及び直接搬入ごみの処理手数料の改定検討 | 継続      |    |    |
|                             | 1-07 事業所に対する排出抑制指導体制の整備       | 継続      |    |    |
|                             | 1-08 プラスチックごみ発生抑制の推進          |         |    | 新規 |
|                             | 1-09 グリーン購入の推進                | 継続      |    |    |
| 基本方針Ⅱ<br>「資源循環の推進」          | 2-01 分別徹底の推進                  |         | 拡充 |    |
|                             | 2-02 プラスチック類の資源化推進            |         |    | 新規 |
|                             | 2-03 資源循環推進のための支援制度の充実        |         | 拡充 |    |
|                             | 2-04 小型家電製品の資源化の拡大検討          |         |    | 新規 |
|                             | 2-05 資源物の抜き取り防止対策             |         | 拡充 |    |
| 基本方針Ⅲ<br>「適正処理の推進」          | 3-01 効果的・効率的な収集運搬体制の構築        | 継続      |    |    |
|                             | 3-02 分別収集品目の見直し               |         |    | 新規 |
|                             | 3-03 高齢者等への対応                 | 継続      |    |    |
|                             | 3-04 事業系ごみの適正処理の推進            | 継続      |    |    |
|                             | 3-05 適正な中間処理施設の維持管理           | 継続      |    |    |
|                             | 3-06 災害廃棄物の適正処理に向けた対応         |         | 拡充 |    |
|                             | 3-07 適正処理困難物等への対応             | 継続      |    |    |
|                             | 3-08 不法投棄への対応                 | 継続      |    |    |

## 5.2 基本方針Ⅰ「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」

### 【断ること】(Refuse)

市民・市民公益活動団体・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して、不要なものをもらわない、過剰な包装等を断るという意識を持つよう普及啓発を図り、ごみの減量化を促進していきます。

### 【排出抑制】(Reduce)

市民・市民公益活動団体・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行い、ごみの発生を可能な限り防いでいきます。また、発生抑制を推進するための施策を検討し、実施していきます。

### 【再使用】(Reuse)

発生したごみについては、可能な限り再使用を図るよう、市民・市民公益活動団体・事業者に促していきます。また、再使用を促進するような施策を検討し、実施していきます。

### (1) 啓発・情報提供の充実【拡充】

「広報とんだばやし」やホームページ及び SNS 等を通じて、ごみの減量・資源化のための情報発信・提供を推進します。品目入力により分別方法が検索できるウェブアプリ「富田林市ゴミチェッカー」や、よりわかりやすく、見やすい町別ごみ収集日程がわかるウェブアプリ「富田林市ゴミかれんだー」の周知・普及を図るとともに、分別徹底等の市民啓発用チラシを定期的に配布するなど、市民に対して繰り返し啓発を実施します。

また、ごみ減量化を図り資源化及び有効利用を推進していくためには、市民と事業者の理解と協力が必要です。そのための啓発活動にあたっては、「誰を対象にするか」、「何を訴えるか」、「どのような媒体で広めるか」について検討し、協力の内容を住民と事業者に確実に伝達し、その協力内容が住民に実行できる条件づくりを行っていきます。

### (2) 環境教育・環境学習の充実【拡充】

ごみの減量・資源化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会と連携し、小学生向け出前講座を実施します。また、食品ロスの削減に向けて、食育の取組等の環境学習活動に積極的に取り組みます。

また、校内の授業においても、ごみ処理の流れや分別・減量・資源化の推進について学べるよう、新たな教材の作成等、学校と連携しながら学習活動に積極的に取り組みます。

### (3) 各種イベントの開催【継続】

新型コロナウイルス感染症防止の観点から各種イベントの開催方法等について検討した上で、地域社会と連携した「リユース展」等の各種イベントを通じて、ごみの減量・資源化に対する市民意識の高揚を図ります。

#### (4) 家庭系生ごみの減量化の推進【継続】

ごみの減量化のため、生ごみの水切りについて啓発を行うほか、食品ロス削減の取り組みとして、食材の使いきり、料理の食べきりを加えた「3キリ運動」を推進します。

#### (5) 食品ロス削減の推進【新規】

まだ食べられるのに廃棄される食品ロスを削減するため、富田林市社会福祉協議会や市民公益活動団体等が行う講習会等を通じて関係所管及び関係団体等と連携し、市民一人ひとりの意識・行動変革に向けて周知啓発の強化を行い、食べ切り・使い切りを推進します。

また、様々な機会を活用して、フードドライブの取組を市民へ周知啓発するとともに、フードドライブの活動と連携して、食品ロスの発生抑制を推進します。

#### (6) 有料シール及び直接搬入ごみの処理手数料の改定検討【継続】

有料シール等のごみ処理手数料の改定は、市民生活に大きな影響を与えることになるため、まずは、さらなるごみの減量化、コスト削減に取り組むこととします。

一方、ごみ処理手数料の改定は、ごみの発生抑制・排出抑制・再使用や資源化の推進、循環型社会の構築の推進及び排出量に応じた負担の公平性の確保に資する面もあることから、財政状況や新たなごみ処理施設の整備等を踏まえ、引き続き検討していきます。

#### (7) 事業所に対する排出抑制指導体制の整備【継続】

多量排出事業者には、「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」を作成・提出してもらい、ごみの減量や適正な処理の指導を行っていきます。

#### (8) プラスチックごみ発生抑制の推進【新規】

本市では、令和元年6月に「とんだばやしプラスチックごみゼロ宣言」を発出し、海洋プラスチック問題について啓発するとともに、4Rのさらなる推進を行っています。

プラスチックごみの発生抑制に向け、「広報とんだばやし」やホームページ及びSNS等を活用して効果的な周知啓発を行い、マイバッグやマイボトルの利用促進など、使い捨てプラスチックの使用削減を図るとともに、市民・市民公益活動団体・事業者・行政が一体となってレジ袋の削減を推進します。

また、事業者と連携して過剰包装の抑制や、詰替商品の利用促進など、容器包装廃棄物等の減量化を図ります。

#### (9) グリーン購入の推進【継続】

職員一人ひとりのごみの減量・資源化意識の高揚に努めるとともに、公共施設や公共事業において環境配慮型製品の購入（グリーン購入）を推進します。

### 5.3 基本方針Ⅱ「資源循環の推進」

市民・市民公益活動団体・事業者が協力して、リサイクル可能なものを極力分別するよう周知し、資源化率の向上を図っていきます。また、集団回収等の取組を推奨し、再資源量の増加を図っていきます。

#### (1) 分別徹底の推進【拡充】

排出されたごみの中には、分別が異なるものや収集日を守られていないものなども多く見受けられます。

今後は、食品ロス削減の観点からも市民公益活動団体等と連携して是正を図り、分別徹底等の市民啓発用チラシの定期的に配布を行うほか、様々な機会や場所、情報媒体を活用して、減量化・資源化の取組の効果的な周知啓発を行い、更なる分別協力度や分別精度の向上を図ります。

#### (2) プラスチック類の資源化推進【新規】

本市においては、当面は、資源ごみとしてカン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び飲料用紙容器の分別収集を行い、資源リサイクルセンター（民間事業者）において資源化を図っていきます。

また、現在ではもえるごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて検討を行います。

#### (3) 資源循環推進のための支援制度の充実【拡充】

本市では、家庭から出るごみの減量化と資源化を図るため、市内の町会や自治会等が行う資源ごみ集団回収に対し、「富田林市有価物集団回収奨励金交付要綱」により奨励金を交付していますが、近年、集団回収量が急激に減少しています。

このため、集団回収活動を継続的に発展させるため、他の自治体の集団回収制度の調査等を行い、本市の交付要綱の見直しや拡充を検討します。

#### (4) 小型家電製品の資源化の拡大検討【新規】

本市では、使用済み小型家電（パソコンを除く）は粗大ごみとして回収していますが、鉄や銅の他、貴金属やレアメタルが含まれているため、今後は、本市と民間事業者が連携して回収し、資源化を図っていきます。また、民間事業者による回収の周知を図ります。

#### (5) 資源物の抜き取り防止対策の検討【拡充】

本市で収集しているごみには多くの資源物が存在しており、中にはこれを無断で抜き取り利益を得ている事案が見受けられます。このため、必要に応じて警察等の関係機関と協力して対応を進めます。

#### 5.4 基本方針Ⅲ「適正処理の推進」

ごみとして排出されたものについては、南河内環境事業組合のごみ処理施設で減量化・資源化・安定化等の適正処理を行っていきます。また、ダイオキシン類対策をはじめ環境に配慮した運転を要請していきます。

##### (1) 効果的・効率的な収集運搬体制の構築【継続】

ごみ排出方法（ルール）の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していきます。

また、収集作業の安全と事故防止の徹底を図り、周辺環境に配慮した収集を行っています。

##### (2) 分別収集品目の見直し【新規】

現在ではもえるごみとして排出している廃プラスチック類（製品プラスチック）については、プラスチック資源循環促進法に基づく分別・資源化に関する国の動向を踏まえて検討を行います。

##### (3) 高齢者等への対応【継続】

家庭系ごみの収集は、ステーション方式となっており、収集効率や衛生面から有効な方法であることは確認されています。しかしながら、近年では核家族化や少子高齢化等の影響で「ごみステーションまでごみを持って行くことが困難」な家庭も見受けられます。

このため、本市では地域社会や本市関係課と連携し、ごみの戸別収集を行う「ふれあい収集」を実施しており、今後もこの取組を継続していきます。

##### (4) 事業系ごみの適正処理の推進【継続】

多量排出事業者には、「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」を作成・提出してもらい、ごみの減量や適正な処理の指導を行っています。

また、公共施設については、ペーパーレス化を推進するとともに、ごみ排出事業者としての意識啓発を促し、公共施設から排出されるごみ削減に努めます。

##### (5) 適正な中間処理施設の維持管理【継続】

本市のもえるごみは、南河内環境事業組合「第1清掃工場」で焼却処理しており、今後も現在の処理体制を維持していきます。また、排ガス中のダイオキシン類濃度、燃焼ガス温度など、法令で定められた各種基準を遵守し、環境保全に十分に配慮した処理を行うとともに、故障等の未然防止のための点検・整備を計画的に行います。

## （６）災害廃棄物の適正処理に向けた対応【拡充】

平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震では、被害が広範囲に及び、ライフラインや交通の途絶などの多大な社会的影響のほか、大量の災害廃棄物が発生しています。また、近年は毎年のように豪雨災害が発生しています。

災害により発生したごみは、「富田林市地域防災計画」（令和元年度改訂）及び「富田林市災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月策定）に基づき、迅速かつ適正に処理します。また、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、その運用マニュアルの策定等を行っていきます。

## （７）適正処理困難物等への対応【継続】

### ① 適正処理困難物

清掃工場で処理できない処理困難物（單車、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、消火器、農薬、ペンキ類、オイル等）は専門業者又は各取扱店に処理を依頼するよう指導していきます。

また、感染性医療廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うよう指導していきます。

### ② パソコン等、資源家電 4 品目

パソコン及びその周辺機器（マウス、プリンター、モニター、キーボード）については、小型家電リサイクル法に基づき、本市と民間事業者が連携して適正に処理します。また、処理方法についても市民に周知徹底します。

資源家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、家電リサイクル法に基づき適正に処理するよう、また、処理方法についても市民に周知徹底します。

### ③ 小型充電式電池

リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等の小型充電式電池には、ニッケル、カドミウム、コバルトなどの貴重な資源が使用されています。また、ごみ収集車の中で破損して、発火するリスクも高いため、本市ではリサイクルを推進しています。これについても、市民に周知徹底します。

## （８）不法投棄への対応【継続】

不法投棄に対しては、町会代表者などに対して、不法投棄禁止看板の設置及び貸出しをします。また、特に悪質と判断される場合は警察へ告発し、市や警察によるパトロールを実施していきます。

市域境の不法投棄については、境界自治体と連絡を取りながら対処します。河川については、大阪府と連携して対応します。



循環型社会と脱炭素社会が両立した、自然環境と生活環境を保全する環境に優しいまちづくりを推進するために、積極的にごみの減量化・資源化を推進し、資源ごみ以外のごみを削減した上で、排出されたごみは適正かつ安定的に処理・処分します。

また、収集・運搬及び処理・処分のそれぞれの過程で、安全で安定した処理を継続しながら、環境負荷やコストの低減に配慮し、効果的・効率的にごみ処理を行います。

## 6.1 収集運搬体制

### (1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見込みは、表 6.1.1 に示すとおりです。資源ごみ以外のごみは、「発生抑制・排出抑制・再使用の推進」施策により減少していく見込みです。また、「資源循環の推進」施策により集団回収量は増加傾向となる見込みです。

表 6.1.1 ごみ排出量の見込み

| 区 分    |       | 単位:t/年          |                 |                  |
|--------|-------|-----------------|-----------------|------------------|
|        |       | 実績              | 目標値             |                  |
|        |       | 令和3年度<br>(基準年度) | 令和8年度<br>(中間目標) | 令和13年度<br>(最終目標) |
| 家庭系ごみ  | もえるごみ | 22,574          | 20,463          | 17,976           |
|        | 粗大ごみ  | 5,105           | 5,263           | 4,930            |
|        | 資源ごみ  | 1,932           | 1,959           | 1,944            |
|        | 計     | 29,611          | 27,685          | 24,850           |
| 事業系ごみ  | もえるごみ | 4,405           | 4,188           | 3,917            |
|        | 資源ごみ  | 61              | 58              | 54               |
|        | 計     | 4,466           | 4,246           | 3,971            |
| 集団回収   |       | 2,641           | 2,858           | 3,256            |
| ごみ総排出量 |       | 36,718          | 34,789          | 32,077           |

### (2) 収集・運搬体制

現状の分別収集区分の3種6分別を当面継続し、収集頻度も現状維持するものとします。今後も現状の収集・運搬体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて随時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、事業系ごみは、事業者・収集運搬許可業者に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 6.1.2 分別区分、収集頻度及び排出方法等（当面現状維持）

| 区分    |             | 内容                             | 収集頻度 | 排出方法     |          | 収集方式         | 収集主体 |
|-------|-------------|--------------------------------|------|----------|----------|--------------|------|
|       |             |                                |      | シール      | 排出方法     |              |      |
| 家庭系ごみ | もえるごみ       | 生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他 | 2回/週 | もえるごみシール | 推奨ごみ袋    | ステーション       | 委託   |
|       | 粗大ごみ        | 家具寝具類、家電製品類、金属類、せともの類、ガラス類、その他 | 1回/月 | 粗大ごみシール  | 種類ごとに結束等 | ステーション       | 委託   |
|       | カン・ビン       | カン類、ビン類                        | 2回/月 | 不要       | 半透明の袋    | ステーション       | 直営   |
|       | ペットボトル      | 飲料用・酒類用・調味料用のペットボトル            | 2回/月 | 不要       | 半透明の袋    | ステーション       | 直営   |
|       | プラスチック製容器包装 | ボトル、パック、袋、発泡スチロール製緩衝材、トレイ、カップ  | 2回/月 | 不要       | 半透明の袋    | ステーション       | 委託   |
|       | 飲料用紙容器      | 牛乳パック等                         | 2回/月 | 不要       | 水洗いして結束  | ステーション<br>拠点 | 直営   |
| 事業系ごみ | もえるごみ       | 生ごみ類、紙くず類、木くず類、皮革類、プラスチック類、その他 | —    | 有料シール    | 半透明の袋    | 戸別収集         | 委託   |
|       | カン・ビン       | カン類、ビン類                        | —    | 有料シール    | 半透明の袋    | 戸別収集         | 直営   |
| 古紙・古布 |             | 新聞、雑誌、段ボール、古布等                 | 随時   | —        | 種類ごとに結束  | 集団回収         | 各町会等 |
| 家電4品目 |             | エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機     | 随時   | —        | —        | 戸別収集         | 委託   |

## 6.2 中間処理体制

### (1) 中間処理施設

南河内環境事業組合所管のごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設等の既存施設については、運転開始から長期間が経過していることから、計画的な点検・整備を継続するとともに、基幹的設備改良工事等の実施を検討していきます。

また、長期的には国や県の廃棄物処理施策やごみ処理技術の動向等を踏まえながら、施設の更新も見据えて、大阪府が推進している広域的な処理や施設の集約化についても考慮していくものとします。

表 6.2.1 中間処理施設の概要（再掲）

| 施設名   |    | 焼却処理施設                    | 粗大ごみ処理施設      |
|-------|----|---------------------------|---------------|
| 区分    |    |                           |               |
| 所在地   |    | 富田林市大字甘南備2345             |               |
| 敷地面積  |    | 12,056.72㎡                |               |
| 工事    | 着工 | 昭和57年7月23日                | 昭和60年8月22日    |
|       | 竣工 | 昭和60年7月30日                | 昭和61年3月31日    |
| 処理方法  |    | 全連続燃焼式機械炉                 | 衝撃剪断併用回転式     |
| 処理能力  |    | 300t/24H<br>(150t/24H×2基) | 回転式 50t/5H×1基 |
| ピット容量 |    | ごみ 3,225㎡<br>灰 350㎡       | 破碎ごみ 1,497㎡   |

## (2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表 6.2.2 に示すとおりです。ごみ焼却施設はごみの減量化によって、処理量は徐々に減少していきますが、資源ごみ分別回収の強化等によって資源ごみ量は概ね令和3年度（基準年度）実績程度で推移する見込みです。

表 6.2.2 中間処理量の見通し

| 区 分      |         | 単位:t/年          |                 |                  |
|----------|---------|-----------------|-----------------|------------------|
|          |         | 実績              | 目標値             |                  |
|          |         | 令和3年度<br>(基準年度) | 令和8年度<br>(中間目標) | 令和13年度<br>(最終目標) |
| ごみ焼却施設   | 焼却処理    | 31,922          | 29,728          | 26,648           |
| 粗大ごみ処理施設 | 破碎・選別処理 | 5,105           | 5,263           | 4,930            |
| 資源化施設    | 選別・圧縮等  | 1,993           | 2,017           | 1,998            |

## 6.3 最終処分体制

### (1) 最終処分場

南河内環境事業組合所管のごみ焼却施設から搬出された焼却灰は、引き続き大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ委託し、最終処分を行います。

### (2) 最終処分量の見通し

最終処分量の見込みは、表 6.3.1 に示すとおりです。令和3年度（基準年度）に比して約16%程度の削減となります。

表 6.3.1 最終処分量の見通し

| 区 分   |      | 単位:t/年          |                 |                  |
|-------|------|-----------------|-----------------|------------------|
|       |      | 実績              | 目標値             |                  |
|       |      | 令和3年度<br>(基準年度) | 令和8年度<br>(中間目標) | 令和13年度<br>(最終目標) |
| 最終処分場 | 埋立処分 | 4,232           | 3,960           | 3,550            |

## 7.1 計画の推進

本計画で掲げる目標の達成には、市民、市民公益活動団体、事業者及び行政の各主体がそれぞれに求められる役割を理解し、協働しながら、行動していくことが必要です。

本市は、本計画に則して行動するとともに、主体間の調整や関係の円滑化に努めることで、計画の着実な遂行を図ります。

## 7.2 計画の進行管理

本計画を円滑・着実に、また、より高次の取組の展開を目指すため、P l a n（計画の策定）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画（毎年度作成）、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、「広報とんだばやし」やホームページ及びSNS等を活用し、広く市民に公表していきます。

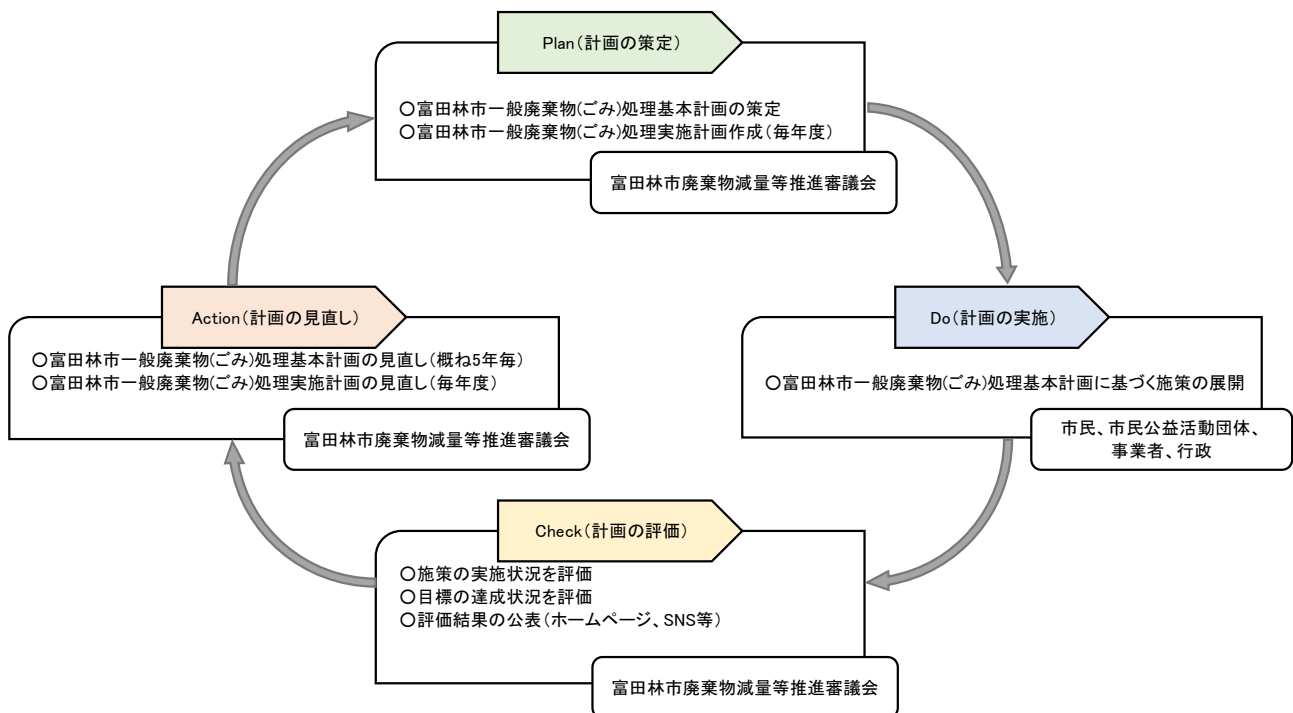


図 7.2.1 本計画の進行管理方法